

札幌市議会第一部予算特別委員会記録（第9号）

令和8年（2026年）3月19日（木曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32名

委員長	かんの太一	副委員長	わたなべ泰行
委員	勝木勇人	委員	高橋克朋
委員	こんどう和雄	委員	細川正人
委員	よこやま峰子	委員	こじまゆみ
委員	伴良隆	委員	川田ただひさ
委員	村松叶啓	欠委員	三神英彦
委員	藤田稔人	委員	山田一郎
委員	ふじわら広昭	委員	村上ゆうこ
委員	中村たけし	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	あおいひろみ
委員	おんむら健太郎	委員	森基誉則
委員	福田浩太郎	委員	森山由美子
委員	前川隆史	委員	熊谷誠一
委員	小形香織	委員	太田秀子
委員	長屋いずみ	委員	荒井勇雄
委員	山口かずさ	委員	成田祐樹
委員	丸岡守幸		

開議 午後1時

●かんの太一委員長 ただいまから、第一部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。松井委員からは川田委員と、丸山委員からは森山委員と、坂元委員からは荒井委員と交代する旨、それぞれ届出がございました。

それでは、議事に入ります。

第8款 教育費 第1項 教育委員会費から第9項 学校整備費まで、第11款 職員費 第1項 職員費中関係分及び議案第24号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案について、一括して質疑を行います。

●熊谷誠一委員 私からは、特別な教育的支援

の一層の充実に係る専門職の活用について、オンラインを活用した不登校支援について、そして安全・安心な教育環境について、順次質問させていただきます。

初めに、特別な教育的支援の一層の充実に係る専門職の活用について伺います。

本市は20年前、全国に先駆けて特殊教育から特別支援教育への転換を図り、発達障がい等のある児童生徒への支援にいち早く取り組み、特別支援教育の充実に尽力してきたものと認識しております。

一方、全国的に少子化が進む中であっても、特別支援教育の対象となる児童生徒は増加の一方をたどっており、札幌市においても特別支援学級に在籍する児童生徒数は、この20年間で4倍に増加

していると伺っております。

また、文部科学省による通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査によると、通常の学級に在籍する小中学生のうち、約8.8%に学習や行動について著しい困難な状況にあるとの結果が出ており、通常学級における支援の重要性も高まっているものと推察いたします。

さらに、市内の学校には発達特性がある子どもや姿勢保持の困難さなど、子どもたちの困りはより多様化・複雑化しており、教育現場に求められる支援の専門性も一層高度なものとなっております。

こうした状況の中、昨年、我が会派の福田委員と大阪府門真市を訪れ、特別支援教育におけるリハ専門職の活用について、先進事例を調査し、生徒一人一人の抱える課題に個別具体的にアプローチを行い、成果を上げている状況を伺ってまいりました。また、全国的にも教室における環境の調整や姿勢保持、感覚統合への支援を行う取組が広がっており、中には通常の小中学校にリハビリテーション教室の設置や作業療法的な機能を持たせた日常的に専門的視点を取り入れる自治体も出てきているところでございます。

教員が、全ての子どもの多様なニーズを一人で担うことには限界があり、専門職との連携は不可欠でございます。市内の学校には、家庭や福祉と連携を図り、保育所等訪問支援事業所を利用して、放課後等デイサービス事業所の職員が教員と協働的に子どもの支援を行っているケースが多くあると聞いてございますし、理学療法士や作業療法士の資格を持った教員の視点からの支援の在り方について、教員や保護者に助言を行う放課後等デイサービス事業者もあり、教員や保護者からのニーズが高いと考えているところでございます。

令和7年9月の文教委員会において、先ほど述べました福田委員の質問に対する答弁では、札幌豊成支援学校、札幌北翔支援学校に配置されてい

る理学療法士・作業療法士を特別支援学校のセンター的機能として小中学校から要請があった場合には派遣して、支援が適切に行われるよう取り組んでいるとのことでした。

そこで質問ですけれども、札幌豊成支援学校及び札幌北翔支援学校に配置されている理学療法士と作業療法士を小中学校等へ派遣するセンター的機能の取組状況と今後の具体的な進め方について伺いをいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 センター的機能の取組状況と今後の具体的な進め方についてお答えをいたします。

取組の状況につきましては、小学校の特別支援学級へ特別支援学校の作業療法士が訪問し、学習や給食時の姿勢保持に係る支援に対して助言を行ったり、中学校の特別支援学級へ特別支援学校の教員と理学療法士が訪問し、筋力などの体の状態に応じた自立活動の指導に関する助言を行ったりしているところでございます。

また、令和7年10月には、小中学校等に市立特別支援学校のセンター的機能の活用を促進するため、申込手続をインターネット上でできるよう簡略化するとともに、具体的な活用例を示したリーフレットを作成して、小中学校等へ周知を図ってきたところでございます。

加えまして、令和8年度には、市立特別支援学校5校の好事例を小中学校等で発表する機会を設けるなどしまして、より一層活用が進むよう普及啓発に努めてまいります。

●熊谷誠一委員 現状を理解させていただきました。

発達・行動・生活・運動・言語など多面的な課題に対して専門職による環境調整と専門的視点に基づく支援が不可欠であり、札幌市における発達特性のある子どもへの支援体制の強化を目的として、理学療法士などリハビリ専門人材を学校現場に巡回させるなど、感覚統合・姿勢保持の生活動作・行動面の支援等を行うことで、子どもたちの

学習環境や生活の質を向上させることができると考えるところでございます。

作業療法士は、手先の巧緻動作、感覚の特性への対応、さらには精神科領域への対応など、学習活動そのものに直結する支援を得意としており、近年では全国的にも教育現場において、先ほどもありましたけれども巡回相談や学校内支援への参画が進んでおります。

昨年の文教委員会では、多様なニーズに応えられるよう、専門職を活用した支援の充実に努めるとの答弁もあったところですが、本市においても次年度より新たに作業療法士が学校訪問して、児童生徒の実態把握や支援方法について、教員に助言するとともに、研修を通じて特別支援教育における教員の専門性につなげると伺いました。

こうした取組は、我が会派がこれまで求めてきたものであり、学校現場の支援力向上とともに、子どもたちのためにもなる取組であると評価するところでございます。

そこで次の質問ですが、次年度から作業療法士が学校に訪問するに至った背景について伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 次年度から、作業療法士が学校に訪問するに至った背景についてでございますが、これまでは、特別な教育的支援を必要とする子どもの支援内容に係る助言を担う特別支援教育巡回相談員が心理職の専門を生かして小中学校等へ訪問を行ってきたところでございます。近年では読むことや書くこと、体の動かし方などの多様な困りのある子どもに対して、合理的配慮に関わる助言を求められることが増加しておりまして、姿勢の保持や目の動き、体の機能に対する支援が必要となっている状況でございます。

これらの困りについては、作業療法士の専門性を生かした助言が効果的な支援につながることも数多く報告されていることから、令和8年度につきましては特別支援教育巡回相談員の中に、作業療法士の資格を有する方を1名配置しまして、学

校へ幅広い支援ができる体制を整えてきたところでございます。

●熊谷誠一委員 訪問に至った経緯については理解いたしました。

市内には、約300校の小中高等学校があり、支援を必要とする子どもたちは潜在的に多数、存在していると思います。全ての子どもたちが、必要に応じて作業療法士などの専門的な視点から、必要な支援を受けることが望まれます。さらには、新たに1名ではございますけれども、新たに配置された作業療法士を活用した支援の成果が期待されますし、その成果を全市的に展開していくことが重要であると思います。そのためには、教育委員会は作業療法士や理学療法士等の専門職を各学校が活用できるよう、積極的に取組を発信することが必要であるとともに、継続的かつ計画的な体制整備を進めていく必要があると思います。

そこで質問ですが、作業療法士や理学療法士などの専門職の活用に向けた具体的な取組について伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 今後の作業療法士や、理学療法士などの専門職の活用に向けた具体的な取組についてでございますが、豊成支援学校及び北翔支援学校の理学療法士や作業療法士、特別支援教育巡回相談員を対象とした協議会を新たに開催いたしまして、互いの専門性を向上する機会を設ける予定でございます。また、学校における専門職の活用について研究している北海道教育大学と連携を図りまして、実践的な研修を通して、本市の特別支援教育の専門性の向上を図ってまいります。

引き続き、他都市の状況や最新の医学的な知見などを得るため、関係団体等と連携しまして、学校教育における作業療法士や理学療法士などの専門職の活用を通して、本市の特別な教育的支援の一層の充実に努めてまいります。

●熊谷誠一委員 特別支援学級に在籍する生徒数が、先ほど冒頭に20年間で4倍に増加している

状況と。そういうことを踏まえますと、今後も増加していく傾向にあるのかと思いますので、様々なニーズも一層多様化・高度化していくものと考えます。

こうした中であって述べましたけども、教員のみで対応するにはやはり限界があるというところがございますので、理学療法士、作業療法士、さらには言及をなかなかしていませんでしたけれども、言語聴覚士という専門職もございます。例えば吃音とか、飲み込みの障がいとか、また聴覚の障がいとか、そういった方に対する専門職でございますので、そうした専門職の視点も取り入れた支援は今後ますます重要なものとなると認識しております。派遣の充実や人材確保も含めて、計画的な体制整備を図っていくことが重要でございますので、先を見据えた取組をしていただくよう求めておきます。

今後も増え続けるであろう支援ニーズに的確に対応するために、専門職との連携、先ほどもございました教育大学との連携等も一層強化していただき、子ども一人一人に寄り添った支援体制のさらなる充実に取り組まれることを強く要望いたします、この質問を終わります。

次に、オンラインを活用した不登校支援についてお伺いいたします。

不登校児童生徒への支援については、ICTを活用することで一人一人のニーズに寄り添った支援が行え、充実が図られるのではないかと考えており、これまでも繰り返し質問をさせてきたところでございます。

本市においては、昨年度からメタバースを活用した支援を試行実施しており、教育支援センター等に直接足を運ぶことが困難な子どもたちが、自宅から学習支援や交流活動に参加できる環境を整備しようとしてきております。このような支援によって、不登校の状況に置かれた児童生徒が生活のリズムを整えるとともに、人とのつながりを実感できることは、子どもの社会的自立という観点

から考えても大変重要なものと捉えております。

一方で、メタバースの利用希望者が増加する中、一人一人に寄り添った支援を継続していくためには、メタバースによる支援体制のさらなる強化が不可欠であると思います。

そこで質問ですけれども、メタバースを活用した今年度の支援の状況と今後の支援体制についてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 メタバースを活用しました今年度の支援の状況と、今後の支援体制についてのご質問でございました。

仮想空間、いわゆるメタバースを活用した不登校支援につきましては、今年度は実施日数をこれまでの週3日から週4日に拡大したことに加えまして、認知度が高まったことなどにより活用した児童生徒数は、昨年度の約1.7倍に当たります140名を超えたところでございます。

支援の効果としましては、当初は他者との交流に消極的だった児童生徒が支援員との継続的な関わりを通じてオンライン上での交流を楽しむようになるなど、多くの児童生徒に前向きな変化が表れていると報告を受けております。交流を通じて社会性を広げたり、自己肯定感を高めたりする様子が学校や保護者にも着実に伝わってきていることから、今後もメタバースを活用する児童生徒のさらなる増加が見込まれるところでございます。

令和8年度からにつきましては、メタバースの対応ができる支援員を2名増員しまして、週5日、全ての曜日において、切れ目なく支援できる体制を目指してまいります。

●熊谷誠一委員 メタバースによる支援については今年度3日から4日、また1.7倍の140名を超える児童生徒が支援を受けるとともに、子どもたちがオンライン上での交流を楽しみ、社会性を広げたり、自己肯定感を高めたりすることができているとのことでした。

また、次年度からは、私どもも視察させていただいて心配しておりましたけれども、2名支援員

を増員し、いよいよ週5日、全ての曜日において支援できる体制を目指すとのことでございました。自宅から、外へ出ることがなかなかできない子どもにとって、希望した曜日にいつでもオンラインで支援を受けることができる体制を構築することは、不登校支援の大きな柱になるものと思います。

これまでは試行実施とのことでしたけども、今回は週5日の支援体制、構築をもって、メタバースによる支援の本格実施となると受け止めさせていただいてよろしいのでしょうか。私は受け止めていただきました。

これまで質問を続けてきた者として、大変喜ばしい思いでございます。

メタバースでの支援がようやく軌道に乗り出したところですが、私はこの学校外での支援と同時に、校内における支援をいかに充実させていくかについても、大きな課題であると考えております。

本市においても、全ての小中学校に有償ボランティアである相談支援パートナーを配置し、校内教育支援センターを学校内における子どもの居場所・学び場として、改めて位置づけてまいりました。この校内教育支援センターを利用している子どもや登校が困難な子どもにおいても、1人1台端末を有効に活用することにより、学びや関わりを深めることができるのではないかと考えております。

そこで質問ですけれども、1人1台端末等を活用した学校における不登校支援の取組について伺いたいします。

●喜多山児童生徒担当部長 1人1台端末等を活用しました学校における不登校支援の取組についてでございますが、学校によりましては、校内教育支援センターにおいて1人1台端末の学習アプリを活用した個別の学びに加え、教室での授業をオンラインで配信するなどの取組を進めているところでございます。また、登校が困難な児童生徒に対しましても、端末を活用した自宅からのホ

ームルームへの参加や担任等との面談を促すなど、様々な取組が広がってきているところでございます。

今後も、学習に関する課題の提示や提出に1人1台端末を効果的に活用することも含めまして、モデル校における支援の好事例を学校に周知するなどしまして、児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の構築に努めてまいります。

●熊谷誠一委員 学校によっては、校内教育支援センターにおいて1人1台端末の学習アプリを用いた個別の学びに加えて、教室での授業をオンラインで配信するなど取組が進んできていると、そんなことも聞いているところで、登校が困難な子どもに対しても1人1台端末を活用した担任等との面談、ホームルーム等で支援が広がってきたとのことであったと思います。また、モデル校における支援の好事例を学校に周知するなどして、子どもが学びたいと思ったときに学べる環境の構築に努めるとのことであったかなと思います。

コロナ禍を経て整備されたこの端末が通常の授業のみならず、不登校支援においても有効に活用され、支援の幅が大きく広がっていることを喜ばしく思っております。私の娘の一人が、実は今回インフルエンザに2度感染してしまったんですけれども、病院に行ってリレンザを投与したその次の日には熱も一気に下がり、元気になりました。もちろん、その後は登校ができませんので四、五日間、部屋に隔離しておいたんですけれども、授業が全く分からなくてついていけなくなっていました。

そうしたことも踏まえて、今後も不登校やその傾向の見られる子どもに対し、この1人1台端末を活用していくことはもちろんでございますけれども、希望すれば私の娘のような子が学校の授業の様子を自宅で視聴できるようになったらいいなと思いながら、オンラインの活用を有効に進めていただければと思いますし、子ども一人一人に寄り添った柔軟な支援を一層深めていただきたい、

そういったことを要望いたしまして、この質問を終わります。

最後に、安全・安心な教育環境についてお伺いいたします。

昨年、第3回定例会においても触れたところでございますけれども、他の自治体の学校で教師による盗撮という、教育現場への信頼を著しく損なう事件が発生し、多くの子どもたちはもちろん、保護者からも不安のお声を多数頂戴いたしました。

本市でも、他の自治体の動向も踏まえながら、安全・安心な教育環境を整備していきたいとの答弁があったところでございます。

そこで質問ですけれども、こうした盗撮事件を受け、他の自治体においては盗撮防止に向けてどのような動きになっているのか、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 盗撮事件を受けた他の自治体の動きについてのご質問でございます。

例えば、本市と同様に北海道では校内にカメラ等の不審物がないか、一斉点検を実施しているという例がございます。

加えて、具体的な防犯対策といたしまして、名古屋市や横浜市では、盗撮カメラ探知機を新たに導入いたしまして、抜き打ちでの点検を実施するなど、児童生徒の安全確保を図っている状況であると認識しております。

●熊谷誠一委員 他の自治体でも、子どもたちの安全確保を図る動きが高まっていることを理解いたしました。子どもたちの安全・安心を脅かす喫緊の課題への対策は、迅速に進めるべきでございます。

昨年の3定代表質問において、私から盗撮カメラ探知機の導入を提言させていただき、その後の決算特別委員会でも質問させていただきましたけれども、本市においても盗撮犯罪の未然防止として、盗撮カメラ探知機を早期に導入するなど、学校の安全・安心な教育環境を整備していくとの答弁があったところでございます。

そこで二つ目の質問ですけれども、本市では盗撮カメラ探知機の導入についてどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 本市における盗撮カメラ探知機の導入状況についてでございます。

本市における設置状況といたしましては、児童生徒等の安全・安心の確保を図る観点から、盗撮行為の未然防止及び早期発見を目的といたしまして、各区ごとに数台のカメラ探知機を配備いたしまして、持ち回りで点検を実施することとしております。具体的なスケジュールですけれども、既に3月上旬に初回対象となる園・学校へ探知機を配付しておりまして、4月からの全市的な運用開始に向けて着実に準備を進めているところでございます。

また、開始に当たりまして施設点検のポイントの習熟や事案発生時の初動対応に生かすために北海道警察から講師をお招きしまして、管理職を対象とした研修会を3月9日に開催したところでございます。

今後も引き続き、こうした外部の専門的な知見を取り入れながら、点検を行ってまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 前回、山田一郎文教副委員長も言及してくださっていますので、探知機が早期に配備され、本年も4月から運用開始されるということについては評価させていただきたいと思います。

もちろん、子どもたちの安全を確保するためということと、また先生たちの負担軽減、そして見回りの精度を上げるためにも、こうした機器を有効に活用して、実効性のある運用体制を構築することが不可欠であると思います。

そこで三つ目の質問ですけれども、今後、盗撮カメラ探知機をどのように有効活用していく予定なのか、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 盗撮カメラ探知機の運用と有効活用についてのご質問でございます。

今後の有効活用につきましては、更衣室やトイレ、保健室などプライバシーへの配慮が特に必要な場所を中心とした定期点検を実施する際に活用してまいりたいと考えております。

また、施設改修後や不審物が発見された場合など、学校が必要と判断した際の臨時点検にも活用してまいりたいというふうに考えております。

なお、実際の運用に当たっては、詳細な点検日時、あるいは手法については、管理職のみにとどめる秘匿性の高い体制としたいというふうに考えております。

点検結果の速やかな報告と異常時の迅速な対応を徹底するとともに、探知機による確認と日常的な継続点検を組み合わせることで、点検の実効性を高めてまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 探知機を活用した点検を開始し、課題があった場合は精査して、より実効的な運用を進めていただきたいと切に願っております。

犯罪や学校内の見守りを行う上で、教育委員会としても様々な対策が考えられると思いますが、これまで我が会派で取り上げているとおり、廊下や死角になるところなど、校内へのカメラ設置について引き続き議論していくべきと考えております。

防犯を目的としたカメラの設置は、今の時代においては当たり前になってきておりますが、学校をはじめとする教育現場、特に公立学校への導入は進んでいないと認識しております。

学校環境という特殊性はあるかと思いますが、子どもたちの安全・安心の確保を図る上で、カメラによる見守りは効果を発揮するものと思います。第3回定例会でも確認いたしましたが、他の政令市では教室等にカメラを設置している事例はないとのことでした。

そこで最後の質問ですが、社会情勢の変化や他都市の議論の動向も踏まえ、本市においても校内へのカメラ設置も含めた安全・安心な教育環境の整備をさらに進めていくべきと考えますが、

本市の見解をお伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 校内へのカメラ設置も含めた、安全・安心な環境の整備についてのご質問でございます。

子どもたちの安全・安心の確保を図る上で、カメラの活用が考えられます一方で、想定外の映像の流出など、カメラ設置に伴う管理上の課題があるというふうに認識しております。また、教室など校舎内へのカメラの設置については、プライバシーや児童生徒への心情への配慮が必要であるほか、学校現場を支える教職員と児童生徒の信頼関係にも関わるというふうに認識しております。

現時点では、校舎内へのカメラ設置には課題が多いものの、今回配備した探知機の活用や教室等への私用端末の持込禁止など、実効性のある対策を組み合わせるとともに、引き続き他の自治体の動向なども注視し、安全・安心な教育環境を整備してまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 最後に要望を申し述べさせていただきたいと思いますが、先ほど質疑させていただきましたが、不登校対策の一環として、教室での授業をオンラインで配信する取組が広がっているというようなことを私も伝え聞いておりますけれども、これもカメラというものを有効に活用した取組の一つだと思います。

このカメラというものを監視カメラと捉えるのか、もしくは見守りカメラであるのか、その捉えと位置づけによっても様々な感情が変わるものと考えております。なので、柔軟な議論を広く行っていただけますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、本年12月25日に施行される予定となっております子ども性暴力防止法施行のガイドラインが1月9日に示されましたけれども、児童対象性暴力等の未然防止のために、このカメラの設置についての有効性が示されておりますので、このこともしっかり受け止めていただきながら、今の時代に即した取組を進めていただけますよう要望し、

私からの全ての質問を終わります。

●太田秀子委員 私からは、札幌市持続可能な学校給食提供の在り方について質問いたします。

現在の学校給食の提供状況は、297校に14万2,000食提供しているということでありまして、単独調理方式が24校、親子調理方式が273校、うち親136校ですから、調理している学校は160校ということになります。

これまで外部検討が行われ、令和6年度にはコンサルタント会社による調査結果が出ています。それを受けて、令和7年度には検討会議を開催しました。コンサルタント会社は給食センター方式を導入し、現行方式とのハイブリッド型が望ましいと、給食センターは複数整備していくことが望ましいと示されました。検討会議はハイブリッド型が望ましい、スピード感を持って食数規模の大きいセンターを配置展開できるようにということをもとめ、令和7年12月11日、教育長に意見書の手交が行われています。

そこで私、この検討状況の資料をいただきました。ボイラーの故障・不具合に起因し、給食の提供中止などの不具合が起こっている。老朽化に伴う不具合を防ぎ、労働環境を改善するためにも給食施設の老朽化への対策が急務ということで、札幌市の学校給食提供における今後の課題を四つ挙げています。

一つ目には、老朽化です。調理160校のうち100校が、給食室整備から30年経過しており、検討委員会では2033年からは50年を経過する給食室が50%以上になるとのことでした。

二つ目には、給食調理環境の整備です。床が乾いた状態で作業をするドライシステムではなく、運用で床を乾かした状態で使うドライ運用が、まだ70%もあると。

三つ目には、提供食数の減少を見据えた適切な設備整備。2060年には小中学生が25年度比で4割減ると。今から35年後ですけれども、4割減ると。これによる給食への影響は、提供食数が減ること

に加えて、調理・配送の担い手確保が困難となる可能性がある。

四つ目には、安定的な人材確保。生産年齢人口が減り、働き手の確保が困難になる見込みで、効率的な体制の下で必要な人数を安定的に確保しなければならないと、このようになっています。

課題は四つありましたが、そのうちの1から3は施設やハード面の課題でした。給食室は傷みやすいですから、教室と比べて給食室の寿命が短いということだと思います。

ここで、質問いたします。

給食室の老朽化を踏まえた現在の検討状況と、来年度の予定を伺います。

●木戸学校支援担当部長 札幌市持続可能な学校給食提供の在り方に関しましてでございます。

給食調理施設の老朽化についてのご質問でございまして、札幌市の学校給食提供に関しまして、学校給食室の老朽化、今後の人口減少といった様々な課題がある中で、今年度、外部検討委員会を立ち上げまして、持続可能な学校給食提供の在り方の議論を行ったところでございます。

先ほど委員からもございましたとおり、外部検討会議からは昨年12月に意見書が手交されておりまして、今後の給食提供の在り方につきましては、現在給食センター方式の導入を含めて検討を行っているところでございます。

今後、給食センターの導入コストなどの精査を行った上で、来年度には方針を決定したいと、そのように考えております。

●太田秀子委員 続いて伺います。

検討会議の意見書で示されました現行方式と給食センター方式のハイブリッド型での給食提供について現時点でどのように考えているのか、伺います。

●木戸学校支援担当部長 今後の、学校給食の提供方式についてのご質問でございます。

本市では現在、1日14万食程度の給食を調理しております。一方、給食センター方式を導入して

いる他の政令市では、給食センターの施設の規模が大きいところでも、1か所当たりの供給能力は1日1万5,000食程度ということになっております。

今後、本市で給食センター方式を導入する場合には、学校給食室での調理を併存させながら段階的に給食センターを整備していく必要があるというふうに考えております。

●太田秀子委員 ハイブリッドで、来年度には方針を決定したいということでありました。センター方式も含めて検討していると、コストなども精査しているというお話でありました。

私、検討会議の議事録を読みましたが、第1回検討会議の冒頭で委員の皆さんに、今後の学校給食提供の在り方に対して意見を取りまとめたいただき、札幌市はその取りまとめた意見を参考にして、今後の検討を進めていくという考えを述べておりました。ですから、参考にして今後の検討を進めるということは、もっと時間を掛けて練り上げていくものかと思っておりましたが、センター方式を含めてコストなどももう精査していくよと、段階的にやっていきたいというお話でありました。

検討会議は、5回開催されました。うち2回は、市内親子給食の親学校直営校と北広島市の学校給食センターを視察しています。また、9月の第4回検討会議の後、教育委員会が独自で実態の把握を目的として、全国的に見ても比較的規模が大きい給食センターを持つ政令市5市を含む6都市の給食センターなどを視察しています。6都市のうち大部分が給食提供は小学校のみでしたが、中学校でも給食を提供する方針をもって、提供手法として給食センターが採用されることになったというものです。この視察を踏まえて教育委員会は、仮に本市で給食センターを導入する場合、現行の調理工程を踏まえた給食の質の維持は一定程度可能なものと認識しましたと検討会議で報告をしています。

ここで伺いますが、意見書で留意事項として示された給食の質の確保ですとか、冬場の安定的な配送の実現に向けて、現時点でどのような検討されているのか。あわせて関係者から十分に意見聴取することについてどういった方々と協議を進めていくつもりなのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 給食センター導入に当たっての留意事項についてのご質問でございます。

給食の質の確保の観点につきましては、給食センターでは現在の調理工程を踏まえた対応をできる限り継続しながら、調理校への個別配置が難しい設備等を配置することで、提供メニューの充実や食物アレルギー対応の向上を図ることによって、総合的に見て、学校給食の質の維持・向上を図ることを目指してまいりたいと考えております。

また、冬季間の給食の配送については、現在の親子給食における運用を踏まえた配送エリアの設定や道内他自治体での冬季の対応事例を参考にするなど、確実に配送できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。関係者からの意見聴取につきましては、学校給食提供には食材の納入、調理、配送などの多くの工程があり、様々な事業者の皆様に関わっていただいております。

来年度は、これらの関係事業者の方々に対して、本市の検討経過を丁寧に説明した上でご意見を伺いながら、給食センターの設置に係る検討をさらに深めてまいりたいというふうに考えております。

●太田秀子委員 検討会議が取りまとめた意見を参考にして、今後の検討を進めていくという段階であると思うんですが、今のご答弁を伺いますと食材を納入される方や調理の方や配送の方なんかなどに対して経過を報告していくんだと、センター方式について議論していくというお話だったと思います。

今の協議を進めていくというメンバーの方たちも、食材とか調理とかお話を聞きましたけど、や

はり議論が食数規模をどうしていくんだろうかと、どこに建てるかとか、2時間で届けるにはどうするかという。つまり、給食センターをつくるということ前提で進むのではないかなという印象を持ちました。その場合、置き去りになるのが現在の老朽化です。築40年以上経過している調理室の割合を見ると、道内でも札幌市が他自治体に比べ割合が高いと検討会議で報告していました。検討会議では、その実態について詳しく出ていました。調理校160校のうち、105校で給食室のエアコンが整備されていない。40年程度経過したところでは、排水がうまくいかない状況が確認されている。天井に少しカビが生えている。ここが壊れているという声が日々聞かれる。今はだましまし使っている。このような声、それこそ待ったなしの実態があふれていました。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が入札で方向性調査業務を請け負い、結果が出たのが令和6年です。少なくともこの時点で、本市はこれほどの具体こそ分からないにしても、老朽化がひどいということは、もう把握していたことになります。これを放置したまま、給食センター建設の話になるのでしょうか。もし、給食センターの建設しかないというお考えであるならば、多額のお金がかかりますし、そして長い時間もかかりますから、それ以外の例えば改修などにお金は使えないという、そういう考えになるのではないかと危惧するところです。天井に少しカビがある給食室、湿度の高い高温の調理室でエアコンがない、このままの状態で来年度も給食をつくるのでしょうか。老朽化に伴う不具合を防ぐ労働環境を改善するとおっしゃるのですから、急いで改修しなければならないのではないのでしょうか。

現在、親子調理方式は273校です。親が136校、子が137校です。これは1か所だけ、親1に対し子が2あるからなんです。親子方式の変化系という形で、親子方式の試行検証を進めているところです。検討会議では、今ある施設、設備の中でサ

ポートしていける検討も進めたらいいのではないかというご意見もありました。まさに、この変化系の活用検討もできるはずなんです。検討会議では、ほかにも貴重な意見が多く出されていました。

これまでと同じように、手づくりの給食を実際に子どもたちの顔を見ながらつくっていきたい、学校給食が身近で調理され、調理員が教室の前まで運んでくれる給食風景の児童への影響、また、子どもたちに手を掛けるということは、お金では代えられないことであるなど、このような意見もありました。私も賛同するところです。これらの意見については、検討会議で意見をいただくとしていた、札幌市として給食提供において重視すべきポイントの中に、子どもの将来を見据えた学校給食として追記されました。しかし、これが本市の今後の検討の中でどう生かされるのか、私は注視していきたいと思っています。

今回は、検討状況について伺いました。まだ、具体的な答弁をいただける段階ではないのかもしれませんが、今後方針を決めたら、計画をつくるということになっていくと思いますので、あえて今日質問をいたしました。

早急に検討し、改善すべき課題は明らかです。共通の認識にさせていただいて、改善を急いでいただくことを求めます。

引き続き質問をしていくということを申し上げ、私の質問を終わります。

●荒井勇雄委員 質問に先立つ前に、先日3月16日沖縄県辺野古沖で、ボート転覆で亡くなられた高校生を含む2名の方、及び骨折を含む重軽傷を負われた10名の方々にお悔やみの言葉を申し上げます、このように思います。

当該学校の説明としましては、産経新聞の記者の質問から知床沖での先般の事件があったにもかかわらず、安全管理が徹底されていなかったと。ボートには、保険がかけられていなかったということも判明しております。

また、旅行日程には実際の活動として正確にそ

うというような記載がなく、保護者に通知がされていなかったという件も判明しております。

私は、このようなことを札幌市教育委員会、札幌市の市立学校ではないとは信じておりますが、ぜひ確認の徹底をしていただきたいと思いますし、ここに申し上げた次第でございます。

そもそも平和教育と称しまして、高校生を使った極めて政治的な抗議活動というのは、これは私は許されないことだと考えておりますし、昨今もメディア及びSNS上でも疑問の声が上がっておりますので、真相究明をして、高校生の命が失われたことを踏まえまして、このようなことがないように改めてご要望しました上で質問をさせていただきたい、このように思います。

さて、質問に移ります。私は、今回の民法改正を踏まえた学校行事についてお伺いさせていただきたい、このように思います。

質問の1点目です。学校行事の参観と子どもの権利の関係について、お伺いしたいと思います。

別居親が子の入学式や運動会の学校行事に参列し、子の様子を見守ることは、親子関係の維持及び形成において極めて重要だと考えております。

令和3年8月23日の東京高裁判時2447号では、子と別居している親が子の保育施設や教育施設における様子を知ることは、親子関係の形成・維持に重要であるとの見解が示されております。

だからこそ、正当の理由のない学校行事への参列拒否は、あってはならないと考えます。

また、教育委員会としても、子どもの健全な成長を図る責務は当然あると考えております。

そこで、質問させていただきます。実の親と子の学校行事への参列が、子どもの権利を守る一端であるという認識はあるのか。また、子どもの養育と人格形成において重要であるという認識はあるのかをお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 学校行事の参観と、子どもの権利の関係についてということでございます。

子どもを養育する責務を負う父母が、子どもの

心身の健全な発達を図る一環として互いに協力の上、学校行事を参観し、子どもの様子を見守るということにつきましては、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例における「愛情を持ってはぐくまれること」などの子どもが安心して生きる権利にもつながるものであり、重要なものであると認識しております。

●荒井勇雄委員 ただいまのご答弁を踏まえまして、現在の各学校への周知状況についてお伺いしたいと思います。

現場の学校において、別居親であるという理由のみであるいは同居親の同意がないという理由だけで、一律に参列を断るような運用が今現在もなされていないでしょうか。

学校行事への参列、控訴審令和元年11月8日の大阪高裁の決定として、未成年者らの入学式、卒業式、運動会、学芸会、学習発表会、文化祭等の学校行事に参列することを妨げてはならないとの見解が示されました。

そこで質問させていただきます。学校が参列を拒む法的根拠はないと考えますが、現在の各学校への周知状況はどのように徹底されているのかをお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 現在の各学校への周知状況でございますけれども、別居親からの学校行事参加の申出等につきましては、別居親であるということをもつて学校行事への参加が不可能となるものではないと認識しております。

このことを踏まえまして各学校には、父母の合意の上で、別居親が学校行事に参加した事例などを具体的に周知いたしまして、学校の負担とならない範囲で適切な対応を図るよう促しているところでございます。

●荒井勇雄委員 3月11日、目黒区議会議員の予算特別委員会で、目黒区の教育委員会の見解として、別居親の行事参加は子どもの安全が脅かされない限り認めるというご答弁がありました。

今の札幌市の公式見解としても、同様の趣旨で

あると把握しておりまして、引き続き周知の徹底をお願いしたいと考えております。

その上で次に、特段の事情がある場合の保護者の学校行事への参加について、お伺いしたいと思います。

特段の事情、つまり虐待や接近禁止命令などによる学校行事参加可否について、お伺いいたします。

さきの委員会で、生徒の人命に関わる池田小学校のような無差別殺人破壊的行為の意図のある人間を学校行事に参加させるべきとまでは、私は考えておりません。

しかしながら、実際に刑務所等で憲法13条で保障される面会交流権があるように、学校現場でも第三者の立会いの下、参加を行うべきだと私は考えます。

令和6年4月10日、参議院決算委員会での総務大臣答弁でもあったとおり、そもそもDV支援措置は切迫の事情をもった措置であり、加害者を認定する制度ではないからでございます。

しかしながら現状、支援措置をかけられた側は抗弁する機会が一切なく、加害者扱いを学校現場でも行われ、教育に携わることができません。

これは憲法13条、人格権から成る自然的親子関係を阻害する行為であります。

実際に千葉県の元県議会議員の先生なんですけれども、子どもが千葉県から大分県に連れ去られて、その子どもを追って奥さんのところに行って話をしたいということで、車の中で奥さんと県議会議員の先生と息子さんでどうするのかと、いきなり連れ去ってどうしたんだという形でお話をしたんですけれども、その場で警察を呼ばれてその県議会議員の先生が捕まってしまうと、一時期ニュースになってしまったんですけれども、その行為自体が子どもを返してほしい、会いたいというので追いかけた理由をもって、接近禁止令が裁判所に出ってしまったと。実際にDVはなかったと、音声データを踏まえまして、証拠を

提出したにもかかわらず接近禁止が出てしまい、一切学校行事は今現在も参加できないというような事案でございます。

こういったことを基に、実際に関東の今実際とある市で支援措置を再三かけられた別の別居親が、教育委員会の立会いの下、授業参観に参加できるという事案がございました。

ぜひ、こういった個別、具体的な事案になってしまいますが、現状をどういった双方の言い分を踏まえて対応していただきたい、このように思います。

また、先般委員会質疑で坂元委員からの質問として、DV相談証明書は片方の一方だけの申出だけでDV支援措置に使用されることが判明しており、DVがあったといった証拠ではないということをつけ加えて申し上げたいと思います。

そのため、DV支援措置によって住所を秘匿された父親がDV加害者であると結論づけられず、DV支援措置をもって学校行事参加の拒否をするということは人道上の不備であり、教育委員会として適切な対応ではないと考えます。

今回発表の法務省のQ&Aにあるとおり、住所秘匿者であったとしても、原則秘匿された者の判断によって、学校行事参加可否を判断できるとの認識です。

そこで、質問をさせていただきます。本市としても、学校の教育の観点からこのような積極的な取組及び理解が必要と考えますが、本市としてはDV支援措置をかけられた別居親は、一切会わせることはしないとの認識かをお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 特段の事情がある場合の、保護者の学校行事への参加についてでございます。

教育委員会といたしましては、改正民法の趣旨であります父母が互いに人格を尊重し協力することという前提を踏まえまして、当事者間の協議や、その協議結果などの情報を提供していただいた上で、学校が適切に判断していくことが必要であると考えております。

DVの疑いがあるケースなどで父母の協議が整わず、学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合などには、法務省のQ&Aに示されておりますとおり、学校管理の観点から学校行事への参加を制限するといった対応を取ることもございます。

今後も教育委員会といたしまして、子どもの安全・安心な教育環境の確保を最優先に、保護者からの情報提供に基づき客観的な事実関係や個別具体的な状況を踏まえつつ、各学校が適切な判断を行えるよう、教育委員会として状況に応じた助言を行ってまいります。

●荒井勇雄委員 先日、今日もそうなんですけれども、鎌倉市で完全に別居親が排除された件で、状況をXのほうでつぶやいたところ、1,000万以上のビューがありまして、インフルエンサーなどの約10倍から100倍というか物すごい数、完全に排除されたというのは、これはおかしいんじゃないかという、長男の方は中学生で、今日はちょうど卒業式で小学校も拒否をされたと、そういうような事案もありまして、広島県の大学教授の方なんですけれども、その方も広島市教育委員会から排除されていると。

群馬県の方の事案なんですけれども、複数出して大変申し訳ないのですが、もともとこの方は財務官僚だったと。実際連れ去られて、学校行事も参加できない。祖父母の方も、実はとある市の群馬県の市長さんとも縁戚であり、大変社会的身分も高い方なんですけれども、DVをやったというような、恐らく虚偽によることを踏まえて、それから一切お孫さんに、もう2年から3年以上会っていないということで、もう何とかしてくださいというような悲痛な声が挙がっております。

やはり、何度もこの問題に関して私は質疑をさせていただいたんですけれども、ぜひ、今ご答弁いただいた限りですと、学校側の現場判断で個別具体的な判断をするというのは大変なことだと思うんですけれども、こういった事情を踏まえまし

て、ぜひ社会情勢を踏まえて周知徹底ですとか、こういったことを札幌市はしていただけるということですので、大変感謝申し上げまして周知徹底にさせていただきたいと再三要望を申し上げて、私の質疑を終えさせていただきます。ありがとうございます。

●藤田稔人委員 私からは、大雪等における学校の臨時休業に係る対応について、札幌らしいコミュニティ・スクールについて、部活動地域展開に向けた来年度の具体的な取組について、市立高校改革について、大きく4項目について質問させていただきます。

まず、大雪等における学校の臨時休業に係る対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が流行した際は、全市的な対応となりましたが、今般のような気象状況によるものはそうではないことと理解しております。が、そういった中でも可能な限り、統一的な対応が必要であると考えております。

今年度1月26日の記録的な大雪や、2月19日の暴風雪などの天候の影響にて、臨時休校や登校時刻の繰下げなどの対応を取る学校が多くございましたし、通学の判断をした学校の中でも、交通安全や家庭の事情により、自主休校という判断をした保護者の方もいると聞いております。

札幌市内でも雪の降り方が違ったり、除排雪の進捗状況が違ったりしますので、全市統一的な対応が難しいということは十分に理解しておりますが、今回同じ地域にもかかわらず、近隣校で対応に違いがあるということがございました。

隣の学校は臨時休校だが、我が子の学校は通常登校となっているなど、近隣校で対応が異なるということや、あるいは同じ地域でも、中学校では臨時休校になったのに、小学校では臨時休校にならないというようなこともあり、保護者の間で混乱や不安の声が飛び交っております。

こうした混乱や不安を解消するためにも、少なくとも中学校区単位で一貫性のある考えの下、臨

時休業等の対応を検討すべきと考えております。

そこで質問ですが、今年度のような大雪に際して、各学校においてはどのように状況を把握し、対応を判断しているのか、現状と教育委員会の支援についてお伺いさせていただきます。

●佐藤学校教育部長 大雪時における近隣校との連携体制ということで、お答えをいたします。

各学校におきましては、警報発令時や発令の可能性がある場合には、気象予報等から情報収集するとともに、校区内の積雪・除排雪などの状況把握も行うなどして、できる限り適切かつ迅速な対応となるよう努めているところでございます。

本市は、降雪量や風速、地形など、学校の立地状況が多様な都市でありますことから、各学校が地域の状況を踏まえつつ、パートナー校を中心とした近隣校間で連携を密にしながら対応を検討し、休業等の判断を行うことが重要であると考えております。

教育委員会としましては、気象台等から参考となる情報を得た段階で、学校へ可能な限り迅速に情報提供を行い、各学校の判断がよりの確なものとなるよう支援してきているところでございます。

今後、現在進めております校務のD X化に連動させながら、管理職が緊急時に教育委員会からの情報をいち早く受け取ることができる環境整備を一層進めまして、近隣校同士がより迅速に意思決定を行い、速やかに保護者等に情報提供することができるよう、支援に努めてまいります。

●藤田稔人委員 教育委員会としても、学校へ可能な限り迅速に情報提供を行うということ、そして各学校におきましては、校務のD X化に連動しながら、近隣校同士が迅速に意思決定を行い、速やかに保護者等に情報提供をするように努めていくということでした。

今後も近隣校が迅速に連携しながら、特にパートナー校はしっかりと整合性を取りながら適切な情報発信し、子ども、そして保護者が安心できる対応をお願いしたいと考えております。

大雪などにより学校が臨時休業となった際には、子ども、保護者以外にも子どもの見守り等に関わっている方々に、適切かつ速やかに情報を共有しなくてはならないと考えております。

今回の大雪に係る臨時休業等の対応では、こうした関係者に情報が共有されていなかったケースもあると伺っております。

1月26日の大雪は、前日が日曜日であったり、2月19日の暴風雪では夜中における警報発令であったりと、判断が極めて難しい状況だったことは理解をしております。

しかしながら、一部の関係者に情報が届かず、子どもの受入れ体制や見守り活動に支障が生じたケースがあることは、子どもの安全を守る上で課題であると考えております。

今回の件を機に、大雪時はもちろんのこと、例えばヒグマの出没や地震など緊急対応を迫られている場合、臨時休校や繰下げ登校など日課の変更を伴うときには、学校が誰にどのような手段で情報を伝達すべきか学校の中で整理し、連絡体制を明確にすべきであると考えております。

そこで質問ですが、緊急時における関係者への連絡体制などについて、今後どのように整備していくのかお伺いさせていただきます。

●佐藤学校教育部長 緊急時における、関係者への連絡体制などについてのご質問でございました。

各学校におきましては臨時休業などの際、令和6年度から導入いたしました学校・保護者間連絡システムである、すぐーも活用しながら、できるだけ早い段階で保護者あるいは給食関係の連絡及び教職員の出勤体制の確認など、鋭意進めているところでございます。

今後は、大雪への対応などが子どもの学校生活はもとより、市民生活にも大きな影響を与えることを踏まえまして、学校運営協議会委員ですとかスクールガードあるいは民間学童保育なども含めまして、各学校においてすぐーを使った緊急連

絡を行う体制を拡充するなど、さらなる子どもの安全確保に努めてまいります。

●藤田稔人委員 ただいまの答弁の中で、学校運営協議会委員、スクールガード、民間学童保育などを含め、すぐるを使った緊急連絡体制を拡充していくということでございました。

今般、特に民間学童保育の皆様方から、こういったときにやはり適切に情報をいただきたいという要望を頂戴しておりますので、この点につきましてはぜひ、しっかりとご対応いただきたいと考えております。

迅速かつ的確な判断により、子どもたちの安全を見守る皆様も含め、速やかに情報を伝達することをぜひとも、今後もしっかりと心がけていただきたいと考えております。

続きまして、札幌らしいコミュニティ・スクールについて質問させていただきます。

本市においては学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの健やかな成長を支えるコミュニティ・スクールを令和6年度に導入を開始し、令和10年度の全校導入に向け、その動きを加速させているところでございます。

コミュニティ・スクールは、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が連携・協働することで、子どもを育んでいく重要な仕組みであると考えております。

そこで質問ですが、コミュニティ・スクールの全校導入に向けた現状についてお伺いさせていただきます。

●佐藤学校教育部長 コミュニティ・スクールの、全校導入に向けた現状についてでございます。

本市のコミュニティ・スクールは、小中学校のパートナー校間で、校長同士が導入に向けて協議を進めるとともに、地域の方々にも趣旨等を説明、協力依頼するなどして準備を整えまして、体制が整ったところから導入を進めてきているところでございます。

令和7年度におきましては、全ての園・学校の

34%に当たる学校で導入が進むなど、市内において導入に向けた機運が高まってきておりまして、導入3年目となる令和8年度につきましては74%の1園、230校となる見込みでございます。

これらの多くが導入初期の段階にありますことから、教育委員会として、学校運営協議会の円滑な実施に向けて学校に助言・支援を行うCSアドバイザーという方を派遣するとともに、研修会を実施することなどにより、学校運営協議会の意義や制度等について、校長をはじめ関係する学校関係者、地域の方々あるいは保護者等への理解啓発を図るなど、導入支援を進めてきているところでございます。

●藤田稔人委員 令和7年度においては、全ての園・学校の34%、そして令和8年度には74%の1園、230校となる見込みということでございましたが、急速に進めている中で、ぜひ形だけになるということがないように、やはりしっかりと中身のある制度にしていいただきたいと考えておりますので、ただいま後段にご答弁ございましたCSアドバイザーの派遣や研修会などの実施を通じまして、しっかりとこのコミュニティ・スクールの制度の意義を、まず、現場の校長の皆様方にしっかりとお伝えいただきたいと考えているところでございます。

また、そのような中でございますが、地域の実情を見ますと、現状、学校運営協議会には連合町内会会長などが参加していることが多いと受け止めておりますが、中学校区と連合町内会区域が一致していないことも多く、委員の人選の難しさもあると感じているところでございます。

地域には、例えばかつてのPTA役員だった方など、学校や子どもたちに協力したい方々は多数いると思いますが、そういった有能な人材がまだまだ埋もれている気がしております。

コミュニティ・スクール導入を進めていくに当たっては、地域のどのような方々に委員を担っていただくのか、見通しを持っておくべきと考えて

おります。

そこで質問ですが、学校運営協議会委員の在り方についてどのように考えているのか、お伺いさせていただきます。

●佐藤学校教育部長 学校運営協議会委員の在り方についてでございます。

学校運営協議会は、自分の地域に住む子どもたちを応援したい、貢献したいという地域の方々に参加いただくことで、地域とともにある学校づくりを進め、よりよい教育環境づくりや支援につなげていくための仕組みであると考えております。

このため、教育委員会では学校や子どもたちのために建設的な意見を示しつつ、自らも行動してくださる方に学校運営協議会に参加いただけるよう、校長の推薦を踏まえて委員を任命しているところでございます。

今後、制度の趣旨を踏まえた上で、子どもたちのために協力してくださる方を委員として選任し、着実に成果を上げている実例や、校長が工夫した点などについて掲載した資料を作成いたしまして周知をするとともに、校長対象の研修などでも活用するなどして支援に努めてまいります。

●藤田稔人委員 ただいまの答弁の中で、自らも行動してくださる方という表現がございましたけれども、ぜひそういった方を1人でも多く発掘しながら、このコミュニティ・スクールの制度を充実させていただきたいと考えております。

コミュニティ・スクールにおきましては、この学校運営協議会の委員の選任が大変重要な要素でありまして、その人選によって、このコミュニティ・スクールの制度の成否を分けるといっても過言ではないと考えております。

しかしながら、委員が充て職のように選任されたり、あるいは地域に適任者がいるのに声がかかっていないということも、多く見受けられます。

コミュニティ・スクールの具体的な実施段階で、地域を巻き込めていないこともありますので、先ほどお話しになりました自らも行動してくださ

る方に、ぜひお声がけいただきたいと考えております。

学校長は、2年から3年程度で異動となりますが、地域はずっと子どもたちを見守っていかねなければならないことではございますので、そういった意味では継続性は大変重要な観点でございます。

地域に埋もれている人材をしっかりと発掘し、そしてその発掘に最大限に注力していただきながら、コミュニティ・スクールを形だけではなく、子どもたちの成長にとって豊かな実りある制度としていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、部活動地域展開に向けた来年度の具体的な取組について、お伺いさせていただきます。

国は、昨年12月に新たなガイドラインを策定し、令和8年度からの6年間を改革実行期間と位置づけております。

本市においても、様々なモデル事業の実施や地域の関係者を交えた検討委員会を開催するなど、着実にこの部活動地域展開を進めていると考えております。

部活動は、中学生にとって重要なスポーツ・文化芸術活動の場であります。地域展開によって、その環境が維持・充実されるよう、しっかりと進めさせていただきたいと考えております一方、民間のスポーツ団体等が活躍できる大きなチャンスでもあります。

そういった観点から、先日スポーツ局の審査におきましても本件を取り上げさせていただき、総合型地域スポーツクラブはじめ、民間スポーツ団体が部活動の受皿となるよう、支援体制を確立していただきたいということで指摘させていただいております。

スポーツ局には、部活動の地域展開はスポーツを通じたまちづくりでもあるという視点を、ぜひとも忘れずに事業を進めていただきたいと伝えておりますが、教育委員会の皆様に対しては、部活動の地域展開は人づくりであるという教育的観点

を、ぜひとも大事にしながら進めていただきたいと考えております。

その点につきまして、昨年第3回定例会の代表質問におきまして、部活動の地域展開を進めるに当たり、教育委員会が最も重視している基本的な考え方について教育長にお伺いした際に、教育長からは、中学生の活動機会の維持・充実を一義的な目的としつつ、多様な人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなどの部活動の教育的意義の継承・発展に向けて検討を進めていきたいというご答弁を頂戴しております。

また、先日の代表質問におきましては教育長から、来年度は部活動の地域展開の受皿の確保に向けたモデル事業と、民間主体の地域クラブの環境整備に取り組みながら、札幌市の実情に即した持続可能な地域展開の仕組みづくりの検討を進めていきたいという方向性が示されております。

今回、補正予算に計上されております来年度実施するモデル事業につきまして、部活動の管理運営を民間へ委託する休日・平日一体型のモデル事業を拡大実施し、運営手法等の検証を行うということでございます。

このモデル事業は、予算規模が6,000万円ということで、これまで実施してきた実証実験と比べて、取組内容も格段に拡充されているものと考えております。

そこで質問ですが、今回はどのような点を重点的に検証しようとしているのか、来年度のモデル事業の具体的な内容とその狙いについてお伺いさせていただきます。

●吉田調整担当部長 来年度のモデル事業の具体的な内容と、その狙いについてお答えいたします。

今年度は、既存の部活動を学校から切り離し、休日・平日一体の管理運営を民間委託するモデル事業を中学校1校、2部活を対象に実施しましたが、来年度につきましては、その規模を拡大し、最大で60部活程度を対象に実施する予定でござい

ます。

実施に当たりましては、実際に地域展開する際の移行モデルとして、特定の中学校の全ての部活動を対象とする学校単位の移行モデル、それと様々な種目の部活動を対象とする種目単位の移行モデル、この二つの形態で進めることを想定しております。

これによりまして、持続可能な地域クラブの運営体制の構築や、種目ごとの指導者の確保等の課題に加え、管理運営を学校から切り離す際の鍵の管理、また施設の利用調整、事故発生時の責任の所在や応援体制など、学校現場の負担の軽減と安全確保の両立を実現する手法について、重点的に検証してまいります。

●藤田稔人委員 休日・平日一体の管理運営を民間委託するモデル事業として、来年度は最大で60部活に事業規模を大幅に拡大するということとございまして、ぜひ部活動の教育的意義を踏まえながらスポーツ・文化芸術環境のさらなる充実につながるような地域展開の実現に向けて、しっかりと実証事業を進めていただきたいと考えております。

また、ただいまの答弁の中にもございました学校施設の運営管理という点につきましても、これは大変重要な課題であると思っておりますし、今具体的に鍵という話もございましたけれども、この点、最後に要望させていただきたいと考えております。

次に、民間主体の地域クラブ環境整備について、お伺いさせていただきます。

さきの代表質問におきまして、来年度、民間主体の地域クラブが中学校等で、多様な活動を展開するための環境整備として、札幌市版の認定制度を構築するとのことのご答弁がございました。

部活動の地域展開は、市内で熱い思いを持ってスポーツ活動や文化芸術活動に携わっている市民や団体が活躍できるチャンスでもあるという認識から、これまで度々この点指摘させていただいて

おりました。

認定制度の構築は、地域で活動する市民や団体にとって大きなチャンスである一方、子どもや保護者の視点からは、地域クラブに対して活動の質や安全面などを懸念する声も想定できます。

我々としても、いよいよ民間主体の地域クラブが学校で活動できることにつながる取組であると評価する一方で、部活動に関わる子どもや保護者にとって安心・安全な活動環境とするためには、地域クラブに対して一定の質の担保も必要であると考えております。

そこで質問ですが、国の新ガイドラインを踏まえ、市としてどのようなことに留意し、認定制度を策定・運用していくのかお考えをお伺いさせていただきます。

●吉田調整担当部長 認定制度の策定・運用の考え方についてお答えいたします。

国が、昨年12月に策定した、新たなガイドラインで示した地域クラブ認定制度の指針、これを踏まえまして、札幌市におきましてもガイドラインの策定に向けた検討を進めているところでございます。

具体的には、適切な活動時間の設定、また、指導者の資格や資質に関する要件など、安心・安全な活動環境を維持するための、担保するための要件に加えて、学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展に向け、勝利至上主義や、特定の技能を持つ生徒だけを選別することのないよう、生徒の競技経験の有無にかかわらず受け入れることなどの要件を盛り込む方向で検討しております。

また、制度の導入に当たっては、生徒の安心・安全の確保や、指導の質を確保するための慎重な制度設計が必要と考えており、令和8年度は、まずは本市の教員が兼職・兼業により指導に携わる地域クラブ等に対象を限定しまして、運用を開始する予定でございます。

この限定した運用の中で、地域クラブが中学校で活動する際の安全管理体制や、教員が地域ク

ラブで指導に従事する際の課題検証などを行った上で、段階的に民間の事業者やスポーツ団体等へ対象を広げていく考えでございます。

●藤田稔人委員 この部活動の地域展開につきましては、今まで部活動に関わっていた学校の教員が、これからも継続して安心して関わっていくことも大変重要でありますし、また、ただいま民間の地域クラブ、スポーツ団体などについても触れましたけれども、そういった方々が新たな担い手となってくること、これも非常に重要なことでございますので、この両輪をしっかりと実現していただきたいと考えております。

部活動の地域展開につきましては、ここ数年、様々なモデル事業を実施しておりまして、汎用性の高いものに磨き上げて、ぜひたくさんの学校に拡大し、子どもたちの部活動の機会をさらに充実させていただきたいと考えております。

また、民間事業者やスポーツ団体、スポーツクラブが部活動の運営主体となることは、人事異動とは関係なく継続的に部活動の運営が可能となり、さらには地域密着で子どもたちを心身ともにたくましい成長を見守ることにもつながりますので、今後さらに積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

最後に、先ほど触れましたが、また後ほど川田委員からも質問がございますが、学校施設の維持・管理についてということで、一つ意見を述べさせていただきます。

吉田部長もよくご存じのとおりですけれども、札幌市にはスポーツ施設の配置活用実施方針というものがございますが、現在どのスポーツも慢性的にスポーツ施設が不足しているという状況にありまして、そういった中で学校施設をスポーツに活用するということは、当然ながら非常に重要な課題であると認識しております。

学校施設の目的外使用という言い方をしておりますが、部活動の教育的意義を考慮すると、たとえば民間事業者やスポーツ団体、スポーツクラブが

使用したとしても、目的外というようなことではないと考えております。

学校施設の維持・管理につきましては、施設を利用する民間事業者やスポーツ団体、スポーツクラブに委ねる、任せるということも含めて、ぜひとも抜本的な改革を望みます。

ぜひとも今後、こちらのほうも併せて進めていただきたいと考えております。

最後に、4点目でございます。市立高校改革について、お伺いさせていただきます。

教育委員会では、平成29年に策定した札幌市立高校教育改革方針に基づき高校改革の取組を進めており、その中で地域や企業、大学等と連携した教育の充実、学校と地域・企業等をつなぐ組織体制の整備を重点項目として掲げております。

その具体的な取組として、学校外の人材活用のコーディネーター役を担い、地域社会と関わる教育課程の企画・支援等を行う高校と地域をつなぐコーディネーターを設置し、令和6年6月から活動を開始しております。

また、文部科学省が2月に公表した2040年に向けた高校教育改革に関する基本方針、いわゆるネクストハイスクール構想においても、学校と地域や産業界等をつなぐコーディネーターの配置は、多様な学びの推進に向けた取組として位置づけられております。

そこで質問ですが、設置から2年を経過するコーディネーターのこれまでの活用を通じて見えてきた成果と、今後の課題についてお伺いさせていただきます。

●吉田調整担当部長 高校と地域をつなぐコーディネーターの成果と、今後の取組についてお答えいたします。

市立高校に配置しておりますコーディネーターは、探究活動等の充実に向け、外部人材の仲介や企画・支援などを行う機能として、令和6年度から導入をし、これまで各校の特色やニーズに沿った支援を行い、生徒が社会とのつながりを実感し

ながら、自らの学びを深める機会の充実につながってきております。

具体的には、企業とのタイアップによる商品開発や販促活動、また、商品啓発イベントの開催等を通じまして、生徒自らが探求活動を活発に行うほか、大学生や社会人を招いた世代を超えた対話によるキャリア教育の充実など、地域に開かれた学びの場が数多く実現したところでございます。

こうした活動は、生徒の自ら問いを立てる力や他者と協働する力を育むとともに、市立高校を核として生徒と大人、また多様な大人同士がつながり学び合う、新たなコミュニティー形成にもつながってきております。

今後は、コーディネーターの配置時間の拡充や、多様な分野の専門人材の登用を進めるとともに、活動内容に応じて最適な人材を選べる新たな仕組みの検討も、進めてまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 キャリア教育の充実に資するものであり、そしてさらには生徒の自ら問いを立てる力や他者と協働する力を育む、そして市立高校を核として新たなコミュニティーが形成されているということでございますので、ぜひそういった中で、まちとともに生徒たちが豊かな学びを実現することができるよう、こういった取組をさらに加速させていただきたいと考えております。

将来を正確に予測することが難しく、どのような未来が訪れるか分からない時代だからこそ、こういったことをぜひとも重視しながら取り組んでいただきたいと考えております。

今後も、このコーディネーターを活用しながら、教育内容の充実を図り、市立高校が持続可能な社会の作り手として、将来の札幌を支える人材を育成する場として発展していただきたいと考えております。

次に、今後の高校改革の進め方について、お伺いさせていただきます。

教育委員会では（仮称）第2次札幌市立高校教育改革方針の策定に向けた検討会議を設置し、次

期改革方針の策定に向けた検討を始めているところでございます。

予測困難な時代を迎える中、10年先を見据えた市立高校の在り方を示す次期改革方針は、極めて重要な方針であると考えております。

そうしたものであるからこそ、ぜひ失敗を恐れずに、様々なことに果敢にチャレンジしながら、時代に即した高校改革を進めていただきたいと考えております。

そこで質問ですが、次期改革方針の策定に向けて、今後どのように検討を進めていくのかお伺いさせていただきます。

●吉田調整担当部長 次期高校改革方針の検討の進め方について、お答えいたします。

次期改革方針の策定に当たりましては、多角的に検討を進めることが重要と考えまして、学識経験者や経済関係者、保護者、卒業生等で構成される有識者会議と、教育現場の声の集約を目的とした教員から構成されるワーキンググループ会議を設置し、議論を開始したところでございます。

この二つの会議を両輪としまして、専門的・多角的な視点と実務的な視点等を横断的に組み合わせながら、議論を深めていくこととしており、令和9年度中の方針策定を目指しております。

昨年の12月に開催した第1回目の検討会議では、地域や産業界と連動した学びの重要性や、教員及び学校の取組を支える仕組みの強化、また、多様な背景を持つ生徒への支援の必要性など、幅広い視点でのご意見をいただいたところでございます。

今後は、こうした議論を一層深めつつ、国の高校改革に関連する動きや、次期学習指導要領の改訂に向けた審議状況を踏まえまして検討を進め、市立高校のそれぞれが独自の特色を発揮し、変化の激しい社会を生き抜く力を生徒が育めるよう、柔軟で質の高い市立高校ならではの新たな学びを実現してまいります。

●藤田稔人委員 令和9年度中の方針策定を目指しているということでございました。

内容としても、市立高校のそれぞれが独自の特色を発揮し、変化の激しい社会を生き抜く力を生徒が育めるよう、新たな学びを実現していくということでございましたので、ぜひこの点につきましても、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

我が会派としても、開成の国際バカロレア、旭丘の数理データサイエンスをはじめ、各校における高校改革の取組を高く評価しているところでございます。

私立高校授業料が無償化され、少子化、特に15年後、本市の高校生の生徒数が3分の2に激減するのが明白となる中で、市立高校が今後も不断の改革を続けそれぞれが生き残りをかけて、選ばれる高校であり続けていただきたいと考えております。

最後に1点、要望でございます。先ほど、学校施設にも触れさせていただきましたが、昨今、私立高校は新しい校舎でエアコン完備、そしてグラウンドは人工芝を導入しているところが大変多数でございます。そういった意味で、今後、ぜひとも札幌市立高校におきましても、グラウンドにぜひ人工芝を導入していただきたいと要望させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

●森 基誉則委員 私からは、2項目になります。

まずは、来年度の部活動支援及び指導者確保について、並びに彩輝高校における学習環境等についてです。

まずは、中学校部活動に対する支援の取組などについて伺っていきます。

先ほど、藤田委員からの質疑にもありましたけれども、国は少子化の中でも子どもたちの活動機会を確保するため、部活動の地域展開を推進しています。

今年度、国から新たに示されたガイドラインでは、2026年度から2031年度までの間に、原則として全ての休日部活動で、地域展開の実現を目指す

方針が掲げられています。今後は、全国的にこの取組が加速していくことと思います。

部活動の地域展開を円滑に進めるためには、学校・地域双方の課題を洗い出し、本市に適した仕組みを構築することが不可欠だと思います。だからこそ、これまで市教委が進めてきた地域展開に向けたモデル事業等の取組は、その実現に向けて重要な取組であると認識しています。

一方で、地域展開が一定の進展を見せるまでは、依然として学校部活動が子どもたちにとって重要なスポーツ・文化芸術活動の場であることに変わりはありません。

このような状況ですが、全国的な傾向としては顧問のなり手不足等の理由により、部活動が縮小傾向にあります。

本市においても当面の間、これは環境や状況が整うまでということですが、活動環境を保障するため、部活動を支える教員への支援の拡充が不可欠と認識しています。

そこで、まず、最初の質問です。来年度の部活動に対する支援の具体的な取組内容について、伺います。

●吉田調整担当部長 来年度の部活動に対する支援の具体的な内容につきまして、お答えいたします。

教員の負担軽減と、生徒の活動機会の確保を目的として、教員に代わり部活動の運営と指導を行う部活動指導員制度、この制度を令和2年度から導入しまして、毎年配置人数の拡充を図ってきております。

令和8年度は、25名増の133名の予算を確保したところでございます。

今後も引き続きまして、学校のニーズを把握しながら、部活動指導員等の外部人材の活用を進め、専門的指導の充実や顧問不足に対応してまいります。

また、休日の部活動に従事する教員に対して支給されます部活動指導手当について、国の方針を

踏まえまして、令和8年度から1日当たりの支給額を2,700円から3,900円に増額し、処遇改善を図る予定でございます。

●森 基誉則委員 2,700円から3,900円の増は、これはかなり大きな数字かなと思いますけれども、部活動指導員の配置、この拡充は子どもたちの活動環境の充実と、教員の負担軽減の両面で評価できる取組だと考えます。着実に推進していただきたいと思います。

一方で、全国的に指導者の確保、これは大きな問題となっております。

それは、本市においても例外ではありません。指導者確保という課題にしっかり対応できなければ、支援を必要とする学校や適切な人材の配置ができないのではないかと危惧しています。

そこで質問です。指導者のさらなる確保に向けて、来年度どのように取り組むのか伺います。

●吉田調整担当部長 指導者のさらなる確保に向けた来年度の取組について、お答えいたします。

来年度のモデル事業実施や、部活指導員の配置拡充に当たりましては、指導者の安定的な確保が重要なことから、競技団体や市内の大学等との連携を強化するなど、より効果的な募集活動やPR活動を行っていく予定でございます。

さらに、保護者や少年団、学校開放の利用者などを対象としました指導者従事に関するアンケート調査を幅広く実施しまして、潜在的な指導者の掘り起こしや、地域展開への関心を高めてまいります。

また、今年度は中学校の教員に加えまして、小学校の教員を対象としまして、地域クラブの指導者従事の意向アンケート調査を行ったところ、1割程度の小学校教員が協力可能であるとの回答であったことから、来年度のモデル事業においては、小学校教員の活用についても検証していく考えでございます。

今後も、地域の多様な人材の掘り起こしに向けた取組を強化し、指導者の確保を進めてまいります。

す。

●森 基誉則委員 競技団体とか大学等の連携、そして今後は小学校教諭というお話も出ておりましたけれども、部活動指導員等の外部人材の確保というのは、教員の働き方改革に資するのみならず、将来的な部活動の地域展開における貴重な人的資源になるものと考えます。

先行している他都市の取組等も参考の上、今後とも学校現場のニーズに即した人材の確保と、適切な配置を着実に進めていただくことを強く要望し、次の質問に移ります。

続いては、彩輝高校における学習環境等について伺っていきます。

我が会派では、私立高校の無償化など、社会情勢の変化の中、札幌市立高校の魅力づくりがますます大切になってくるという観点から、彩輝高校が目指す学校像や、その後定められたスクール・ミッションを実現するための教育内容、特色ある取組、教育活動の基本方針であるスクール・ポリシーなど、まだ見ぬ新しい学校の姿を市民目線で見詰め、質疑を重ねてきました。

その後、新しい高校は藻岩高校と啓北商業高校の伝統を継承するとともに、発展的な再編を目指し、2027年4月の開校に向けて彩輝高校の校長発令が行われ、様々な事柄を検討の段階から決定する段階に移ってきたのではないかと考えています。

そこで質問です。彩輝高校の学科やその特色をどのように考えているのか、またその特色を生かすため、どのような体制を構築していくのか、考えを伺います。

●佐藤学校教育部長 彩輝高校の学科や特色と、それを生かす体制についてお答えいたします。

彩輝高校においては、藻岩高校が積み上げてきました地域や社会とのつながりを発展させ、地域社会の課題や魅力に着目し、実践的で特色ある学びに重点的に取り組むため、より柔軟な教育課程を作れるよう国が制度化いたしました、新しい形の普通科として未来デザイン科を設置する予定で

ございます。

また、啓北商業高校で実践されてきました商業科の教育を発展させ、ICTやAI等を活用した新しいビジネスの形を学び、未来のビジネスをリードできる人材を育成するため、ビジネスイノベーション科を設置する予定としております。

本校の大きな特色といたしましては、生徒自らが課題を設定し追究していける総合的な探究の時間、この授業時数を一般的な高校の2倍以上というふうに拡充するほか、探究のカリキュラムを支える体制として、地域や企業、大学、行政等の多様な関係者で構成されるコンソーシアムというものを新たに構成すること、これを予定しております。

●森 基誉則委員 ただいまの答弁で、彩輝高校に設置される二つの学科名と、その特色を示していただきました。

未来デザイン科とビジネスイノベーション科ということでしたけれども、スクール・ミッションなどが示す基本的な学校像を具体化したものであり、新しい時代の市立高校の在り方の一つとして、大変意欲的なものだと感じました。

その答弁に、コンソーシアムという言葉が最後のほうで出てきました。地域や企業といった、地域教育力の活用が試みられて久しいところですが、それぞれの地域の実情の違いもあり、その学校にマッチした体制の構築は容易ではないと考えます。

先ほど、未来デザイン科とビジネスイノベーション科の説明の際に、私一つ、行政視察に去年行ったところを思い出したんですけれども、徳島県の神山町という小さなまちなんですけど、そこにある神山まると高専というところに行ってきました。この神山まると高専、2023年の4月に開校したという新しい5年制の私立の高等専門学校なんですけれども、テクノロジー×デザインで人間の未来を変えることをミッションに据え、起業家精神を加えた三つの分野を同時に学ぶというコンセプトに特色があります。

これはインプットだけではなく、アウトプット重視の授業というものを掲げ、実践的な知識やスキルを身につけるカリキュラムとなっております。

例えば、現役のCEOが外部講師となり、実践的な授業を行うなど、魅力的な学校だと感じました。この現役のCEOというのは、それこそ30代、40代、50代、比較的若い社会人、大人なんですけれども、そういった人たちというのは基本的に社会変化の最前線にすることが多いんです。もしくは、社会変革を自ら起こそうとしている人たちが多いんです。

そういう人たちが授業で、自分の会社の社員にも伝えていないような、今何が問題なのかとか、何を考えているのかとか、どんなアイデアが欲しいのかとか、どういう人材を求めているのかとかそういった話を、中学校出たての子たちに話をしているんです。

正直私は、これはちょっと早過ぎるんじゃないかと、もうちょっと後でもこの時期はいいんじゃないかと考えたんですけれども、実は私の息子がこの神山高専に、大学時代だったんですけれども立ち上げのときに、インターンで現地に入っていて、広報担当をやっていたんですけれども、息子にも聞いたんです。そんなことはない、これは早ければ早いほうがいいんだというふうに熱く語っていました。というのも、大人がその授業で一体何を伝えているかという、夢を語っているんです。こういうことをして、こういう社会にしていきたいんだ、こういう会社を作っていきたいんだ。だから、こういう人材が欲しいんだ。一緒に夢を作っていこうということを、授業で語っているんです。それが、1人や2人じゃないんです。もう、入れ替わり立ち替わり、来るCEO、来るCEOがしゃべっているんです。そうすると、高校時代、僕もどっちかというと死んだ魚のような目をしているような高校生だったんですけれども、やはり影響を受けるんです。本当に薫陶を受けま

くりで、夢を持っていいんだ。しかも、夢を持つための具体的なプロセス、流れまでもちゃんと示してくれるというような、そんな授業だったんです。いたく私は感心いたしまして、この神山まると高専のような外部人材を活用したカリキュラムを、彩輝高校にも導入することができれば、生徒がより多様な学びに触れることができるのではないかと考えております。

外部人材を活用するため、様々な企業や地域との連携の役割を、コンソーシアムには期待したいところです。

そこで、最後の質問となります。彩輝高校に設置するコンソーシアムについて、その運営方法と今後の展望について、どのように考えているのか伺います。

●佐藤学校教育部長 彩輝高校におけるコンソーシアムの運営方法と、今後の展望についてお答えいたします。

このコンソーシアムは、学校外の教育資源や人材等を活用した持続可能な教育活動の実現に向けて、学校と地域社会との連携した取組を支援する、こういう重要な役割を担っていくものでございます。

コンソーシアムを円滑に運営するためには、市立高校における教育活動に関わりを持ち、地域や企業等とのつながりを有した外部人材をコーディネーターとして配置し、学校のニーズに応じた教育活動の推進及び連絡調整業務等の役割を担っていただきたいと考えているところです。

今後の展望といたしましては、コンソーシアムの活用によりまして、実社会から学び、対話や挑戦をする機会を持続的に創出することを通じて、スクール・ミッションであります本物の経験を積み重ね、多彩な未来を自分たちの手で創れる人を育成すると、そういう学校の実現に努めてまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 対話と挑戦という単語が出てきましたけれども、私は本当にいたく共感する

この二つの言葉です。

二つの特徴的な学科、そして彩輝高校での学びを深化させる仕組みとしてのコンソーシアムについて、それぞれ答弁をいただきました。

大前提として、入学してくれる生徒や教師に戸惑いとか、あと過度な負担が生じないように、万全の準備を引き続きお願いしたいというのはもちろんなんですが、開校が近づくにつれて、彩輝高校というのはますます注目を集めてくると思います。

我が会派としても、市と市民のかけ橋となり、様々な機会を通じて新しい高校の魅力を伝え、応援していくつもりです。

今回は、ソフト面での質問に終始させていただきましたが、ハード面では正直気がかりな点も持っております。

昨年度、新校舎工事の入札不調、これがありました。

人件費や、コンクリートなどの建設資材価格の著しい高騰、建設業界における技術者不足、こういったことが要因であるとはいえ、不調により校舎の完成時期が後ろにずれ込むようなことがあれば、大きな問題になると感じています。

多くの特色や魅力ある彩輝高校に希望を持って入学してくる生徒が、のびのびと活動し、多彩な能力を育めるよう、様々なオプションを排除せず、学びの機会をしっかりと確保していただく検討を引き続き進めていくよう要望し、私からの質問を終わります。

●森山由美子委員 私からは、学校施設における給湯設備について、学校体育館のエアコン整備について、物価高騰に関わる保護者等の経済的負担の軽減についての3項目について、質問をいたします。

まず、初めに、学校施設における給湯設備、特に手洗い環境について質問をいたします。

手洗いは、従前から感染症や食中毒の予防対策として奨励されてきたものでありますが、例年の

ようにノロウイルスなどによる感染性胃腸炎、インフルエンザの流行など、その予防については重要性が今まで以上に増していると思います。

記憶に新しい新型コロナ感染症流行のときも、基本的な手洗いの効果が改めて見直されたところ です。

子どもたちの健康管理は、非常に重要であることは言うまでもありませんが、子どもたちが一緒に並んで手洗いをしている姿は、大人の私たちから見ても非常にほほ笑ましい光景であると感じております。

こういった手洗いについては、子どもたち自身が、その意味を十分に理解してこそ有効であり、学校だけでなく家庭においても自発的に手洗いをし、習慣化することでその効果が最大限に発揮されます。

そこで質問ですが、学校現場における手洗いについて、どのような指導を行っているのか伺います。

●佐藤学校教育部長 児童生徒への手洗い指導について、お答えいたします。

手洗いは、基本的な感染対策の一つとして大変重要であり、毎年度、各幼稚園・学校が作成する学校保健計画における保健教育の一つとして、児童生徒への計画的な指導を行っているところでございます。

具体的には授業等において、なぜ手を洗う必要があるのかを指導するとともに、児童生徒が自分の手洗いのやり方を振り返る活動を行ったり、家庭での習慣づくりに向けて保健だより等で保護者に啓発を図るなど、適切な手洗いの指導に努めているところでございます。

さらには、感染症が流行しやすい冬季には、児童生徒への手洗いの励行を含めた感染対策の指導を行うよう、各幼稚園・学校宛てに注意喚起を行っているところでございます。

●森山由美子委員 子どもたちへの手洗いの指導の状況について、理解をいたしました。

手洗いは一定程度の時間、丁寧にを行うことで、その効果を十分に発揮することができます。一方で、冬の寒さが厳しい札幌市において、冬場の水道水は非常に冷たく、子どもたちは冷たさを我慢しながら手を洗っているほか、指先を少しぬらすだけで済ませてしまうケースもあると聞いております。水道の水が冷たいことが、子どもたちが手洗いをするのを避けてしまうことにつながり、子どもたちの健康管理や風邪予防に対する指導への支障となることが危惧されます。

札幌市と同じように、寒さの厳しい青森県黒石市では、市内の小中学校全6校の手洗い場、水飲み場などに温水が出る蛇口を整備しているとのことでした。感染症対策を実効性のあるものにするためには、適切な水温での手洗いが必要不可欠と感じているところです。

そこで質問ですが、小中学校における手洗い用の給湯設備の整備状況について伺います。

●木戸学校支援担当部長 手洗い用の給湯設備について、お答えをいたします。

小中学校では、保健室や授業の内容の関係上、温水を利用する機会が多い理科室、家庭科室など一部の特別教室において、給湯設備を整備してございます。

また、各フロアの水飲み場に1か所ずつ、給湯ができる蛇口を整備しております。これは掃除の際に、バケツにお湯を入れる際に使用することを想定したものでございます。

給湯可能な場所につきましては、過去から変えていないため、古い学校でも新しい学校でもほぼ同様の整備状況になってございます。

●森山由美子委員 学校施設における給湯の設備の状況については、理解をいたしました。

手洗いは、感染症を予防するための基本的であり必要な対策の一つであり、給湯設備の有無により子どもたちが手洗いを特に冬季の期間、避けることのないよう、学校現場においてはきめ細かな対応をしているのかなということを推測いたしま

す。

しかしながら、札幌市の厳しい冬を鑑みると、快適な学校生活を過ごすためにも、学校施設への給湯設備の整備は、今後重要なことと考えております。

私としては、学校における給湯設備については課題と認識をし、今後ともこの課題に対して調査・研究を続けていくなど、丁寧に向き合っていくことを、まずは私の決意をお伝えさせていただき、次の質問に移ります。

次に、学校体育館のエアコン整備について質問をいたします。我が党は25年以上前から、猛暑から命を守るための学校への空調整備を政府に訴えてまいりました。特に2018年夏、学校で小学生が熱中症で亡くなる痛ましい事故を受け、教室への配備を優先すると同時に、体育館への整備も国会質問などで繰り返し訴え、国の補助制度を拡充してまいりました。

また、我が会派もこれまで夏の猛暑から子どもたちの命を守り、災害時の避難所環境を改善するため、学校体育館へのエアコン整備を最優先課題として、一貫して訴えてまいりました。

2023年8月には、秋元市長に対して行った記録的な猛暑に対応するための緊急要望についてにおいても、普通教室、避難所となる体育館へのエアコン設置について、抜本的な見直しと常設導入について、求めているところです。

そして、今定例会の我が会派の代表質問に対し、15年度までの整備完了を目指すとの方針が示されたことは、我が党の、また我が会派の長年の主張が形になったものとして評価をしているところで

す。さて、一方で、中学校を優先して整備するという方針も示される中で、小学校に通うお子さんの保護者の方々からは、なぜ中学校が先なのかという素朴な疑問や、小学校にも早期に整備を望む声が上がることが予想をされます。

そこで質問ですが、なぜ中学校を優先して整備

を進めることとしたのか、その具体的な理由を伺います。

●木戸学校支援担当部長 中学校体育館のエアコンについて、中学校を優先して整備する理由についてのご質問でございます。

中学校の体育館は学校の授業のほか、放課後の部活動など、小学校と比較して生徒が利用する時間も長時間にわたる傾向がございます。

また、中学校は教科担任制であるため、猛暑の影響で授業が中止になった際に、授業のやりくりという教育課程の調整も複雑になるという、学校運営上の課題も抱えているところでございます。

さらに、避難所機能強化という視点からは、小学校と比較し、学校数が約半分となる中学校を優先することで、中学校区で市全域を早期にカバーしていくことが効率的であると判断したところでございます。

●森山由美子委員 中学校を優先するという理由については、理解をいたしました。

学校の体育館は、普通教室と比較にならないほど空間の容積が大きく、天井も非常に高いです。また、屋根や壁面からの輻射熱の影響も大きく、夏場は極めて過酷な環境となります。冷気は性質上、床付近にとどまるものですが、これほど広大な空間において、子どもたちが激しく動き回るフロアの中央付近まで、本当に十分な冷気を届けられるのかという点は、多くの市民が抱く懸念であるかと思います。

また、いざ稼働させた際に、期待したほどの効果が得られないという事態は、市民への説明責任という観点からも、断じて避けなければならないと考えます。

そこで質問ですが、体育館という大空間の特性を踏まえ、どのような設備を導入しようとしているのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 導入する設備についてのご質問でございます。

令和7年度に実施した基本調査の中では、先行

事例なども調査した上で、大風量の冷風を遠方に直接届ける直風型の空調と、空間全体の空気を均一に冷やしていく全体空調の2種類を、導入設備として選定しております。

具体的な導入方針といたしましては、整備コストに優れます直風型の空調を基本としながら、部活動のある中学校については、風の影響を抑えた全体型の空調を導入する考えでございます。

こちらの設備も、天井の高い体育館においては、主な活動範囲となる床上3メートルまでを効率的に冷却することを前提といたしまして、必要な台数の室内機を配置することで、十分な空調効果を確保していきたいと考えております。

●森山由美子委員 導入の設備については、理解をいたしました。

令和8年度予算案では、10校分の設計に着手する予算が計上されて、整備への大きな一歩が踏み出されることとなりますが、約300校の市立学校の整備に向け、道のりは長く険しいものであることも事実です。

特に市民の関心は、自分の地域の学校がいつ整備されるのかという点であり、選定のプロセスを透明性をもって示すことは、行政としての重要な説明責任であると考えます。

そこで質問ですが、来年度設計に着手する10校については、どのような基準に基づき選定をするのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 来年度、設計する10校の選定基準についてのご質問でございます。

来年度に設計に着手する10校につきましては、まず、地域のバランスを勘案いたしまして、各区に1校ずつ選定を行うことを基本としております。

その上で、区内での学校の選定におきましては、教育環境の改善の観点から、より多くの生徒の負担軽減を図るため、できるだけ生徒数の多い学校から優先したいというふうに考えています。

また、避難所機能強化の視点では、災害発生時により多くの地域住民の方の受け入れができるよう、

体育館の面積が広い学校を優先し、それらの視点を総合的に評価して選定を進めていきたいと、そのように考えております。

●森山由美子委員 次年度対象校の選定基準については、理解をいたしました。

学校体育館へのエアコン整備は、その事業の規模から順次整備されていくことになるということはやむを得ないものと考えますが、市民にとっては自分たちの地域の学校が、いつ整備されるのかという点は大きな関心事であり、市民の理解を得られるよう、公平かつ公正な視点で整備スケジュールを検討していただくことを求めます。

また、本事業は、まさに命を守るためのインフラ整備であり、全ての小中学校に1日も早くエアコンが設置されるよう、効率的な整備手法の検討や、予算の重点配分を強く求めて、私からのこのエアコンの質問を終わります。

最後に、物価高騰に係わる保護者等の経済的負担の軽減について質問をいたします。

我が会派はこれまで、校外学習等における保護者の費用負担軽減をテーマに、教育委員会に対して繰り返し質疑で取り上げてまいりました。

直近では、昨年の第3回定例会決算特別委員会において、小中学校の校外学習等の学校教育活動について質問し、見学旅行基準額の趣旨周知や適正な額の算定並びに年間を見通した保護者等負担の軽減について、引き続き検討を進めるとの答弁をいただいたところです。

その後も、物価高騰が子育て世帯の家計を圧迫している状況に変わりはなく、保護者等の経済的負担の軽減に向けた具体的な施策を講じる重要性は、以前にも増して高まっていると捉えております。

そこで質問ですが、前回の答弁から現在に至るまで、どのような保護者の経済的負担の軽減に取り組んできたのか伺います。

●佐藤学校教育部長 保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組について、お答えいたします。

昨今の物価高騰等の状況を踏まえまして、保護者等の経済的負担軽減に配慮しながら、学校における教育活動を進めるということは大変重要であると認識しております。

国からも令和7年6月、補助教材及び学用品等に係る保護者等負担の軽減について、可能な対策を検討するよう通知があったこともありまして、札幌市における対応策について検討の上、可能な措置を講じてきているところでございます。

具体的には令和8年度に向けて、従来、小学校において保護者等が購入する取扱いとしてきました補助教材のうち、算数ブロック、そして彫刻刀、これらについて学校備品として整備できるよう、全小学校に追加で予算を配分し、保護者等の負担軽減を図ったところでございます。

●森山由美子委員 保護者等の経済的負担の軽減に向け、補助教材の備品化などについて進めてきたということでございました。

今、答弁があったとおり、算数ブロックや彫刻刀にとどめることなく、ほかの補助教材についても学校備品化を進められるものがあれば、鋭意取り組むべきであると、引き続きの検討を求めています。

現在の社会情勢を鑑みると、物価高騰は当面の間続いていくと思われ、修学旅行などの校外学習経費の上昇についても、避けられない状況にあります。

学校側も苦労が続くと思いますが、一方で費用抑制のためだけに、本来得られるべき豊かな学びの機会が損なわれることがあってはなりません。

修学旅行などの校外学習の意義や、保護者の費用負担の在り方について、これまで以上の取組が必要であると考えます。

そこで質問ですが、物価高騰の中でも校外学習の教育的意義を損なうことなく、かつ保護者の経済的負担を軽減するために、教育委員会として今後どのように取り組もうとしているのか伺います。

●佐藤学校教育部長 校外学習における保護者

等の負担軽減に向けた、今後の取組についてでございます。

教育委員会といたしましては、各学校において保護者等の負担に配慮しつつ、行事の教育的意義を実現するということを十分意識して、計画づくりを行うことが重要であると認識しております。

このため、管理職はもとより修学旅行等の計画づくりなどの実務を担う教員の意識向上を図るため、計画段階の参考となるような研修動画等を新たに作成し、学校に周知したところでございます。

また、今後、学校と関係業者との打合せ等が円滑に進むよう、研修動画の内容を関係業者とも共有することなどを通じ、学校の取組に理解と協力を得られるように支援を進めていく考えでございます。

こうした取組を通じまして、保護者等の経済的負担に配慮しつつ、なおかつ修学旅行等の学校行事が本来の目的を達成し、子どもを豊かに育む教育活動となるように努めてまいります。

●森山由美子委員 学校における保護者負担の軽減については近年、物価高の影響が家庭のみならず、教育現場にも影響する状況を踏まえて、これまで繰り返し質疑で取り上げてまいりましたが、このたびも教育委員会として出来得る工夫を考えていただいているということでございました。

我が会派は先般、文部科学省に出向き、保護者負担の軽減に向けた国の考えや、ほかの自治体による先進事例を伺い、意見交換を行ってまいりました。

昨年の決算特別委員会でも紹介をさせていただきました、青森市が保護者に対して行っている修学旅行費補助制度は、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用しております。

子どもたちの学びの機会を大切にしたいという考えの下、教育委員会にはこうした国による支援メニューの活用も含め、引き続き保護者、学校関係業者の負担軽減に向けた支援策を講じていただくよう求めまして、私の全ての質問を終わります。

●かんの太一委員長 ここでおおよそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後3時2分

再 開 午後3時25分

●わたなべ泰行副委員長 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●小形香織委員 私は、部活動改革について質問いたします。

国は、昨年12月にガイドラインを出したばかりで、それを受けて札幌市議会でも2月27日に補正の予算案として議決をしたということで先ほど質疑もありましたけれども、部活動改革推進費6,000万円が追加で補正されたということでした。

先ほどの質疑の中では、それを使ったどのような事業をされるのかという中身のやり取りがあったかと思います。

そのお話の中で、これまでの1校をさらに規模を拡大し、60部活程度というのを考えているというお話もありましたけれども、私は最初に本市がやっている今年度実施した1校、手稲区稲積中学校でのモデル事業の取組の具体的な内容について伺いたいと思います。

●吉田調整担当部長 今年度のモデル事業の取組内容について、お答えいたします。

今年度のモデル事業は、部活動の地域展開に向けた課題の抽出や対応策の検討を目的に、昨年12月から本年の1月までの2か月間、市立中学校1校をモデル校に指定して実施いたしました。

具体的には、モデル校の野球部と吹奏楽部を対象として、実施期間中の休日及び平日の部活動運営を学校から切り離し、活動の管理運営については学校に代わりまして、札幌市スポーツ協会が地域クラブとして担う形で実施いたしました。

また、地域クラブの指導者としては、現在の野球部と吹奏楽部の顧問教諭が兼職兼業の許可を受

け指導に当たるとともに、活動の見守りを行う活動サポーターを試行的に配置したところでございます。

●小形香織委員 文化系の文化部と、それからスポーツ部ということで両方やっている、やってみたということで、終わったのが2026年1月ということですから、まだ終わったばかりという感じなのかもしれません。私、部活の外部委託というふうに聞いて、外部の人が部活の指導に携わるのかなというイメージがあって、子どもたちとのコミュニケーションを円滑に行えるのかなというようなことを気になっておりましたが、顧問である教員が引き続きスポーツ協会のほうに管理される形で指導に当たったということでもありますから、子どもたちとのコミュニケーションに大きな影響はなかったのではないかなと思いますけれども、どんなふうに子どもたちが受け止めたのかというのが気になる場所ですし、そうした様子を保護者もどのように受け止めたのかなということも気になります。

また、教員であり、部活に入れば指導者になって切り替わるということですから、ここまでの教員の仕事で、ここからは委託先の職員としての仕事という、線引きとしてはそうなるんだろうと思うんですけども、この部活動改革の目的の一つである教職員の時間外労働、このことが実際改善につながっていくのかどうかということも、1回だけのモデル事業ではすぐにつながるというふうに、結果が出せるものでもないだろうと思いますので、そういう意味で次年度も引き続き、国の補正予算を使って、かつ実証を重ねていかれるんだろうと思っています。

しかし、取りあえず今年度実施した稲積中学校でのモデル事業、これを実際やってみて、具体的にどんな視点で検証しようとしているのか伺いたいです。

●吉田調整担当部長 今年度のモデル事業の検証内容について、お答えいたします。

本モデル事業は、現在の部活動をベースに休日・平日の活動を一体的に地域クラブとして、学校の施設で実施した場合に想定される実務上の課題の抽出と、対応の検証を主な目的として実施いたしました。

モデル事業を通じまして、地域クラブと学校との円滑な連携体制の構築をはじめ、安全確保に向けた体制づくり、また適切な活動時間の設定、意欲ある教員が兼職兼業により、地域クラブの指導に従事した際の本来業務との円滑な両立の在り方など、学校拠点として地域クラブが活動していく上で解決すべき実務的な課題が浮き彫りになったところであり、現在、その対応につきまして具体的に検討を進めているところでございます。

また、モデル事業に参加した生徒や保護者、教員からは、肯定的な感想が多く届いており、見守りを行う活動サポーターが行ったことで安心感が増したといった声が寄せられております。

今後も、子どもたちの活動機会の確保に向けまして、本モデル事業を通じて明らかになった課題の解決に向けた具体的な対応の検討・検証を関係者の声も踏まえながら、丁寧に進めてまいり所存でございます。

●小形香織委員 引き続き検討・検証されていくということでありましたが、やはりとりわけ平日も休日もということでありましたから、先生たちの休みは結局、スポーツ協会の下で休日も仕事をするということになりますから、いわゆる振替休日みたいなものが成り立つのかどうかとか、そういうことなどがいろいろ課題にもなってくるのかなとは思っておりますので、検証を深めていただきたいと思っております。

この部活動の地域移行というのは、2019年に給特法、いわゆる公務員給与の4%分の上乗せだけで、教職員については残業代などを支給してこなかったという状態を一部改正した際に、衆参両院の附帯決議に明記された教職員の負担軽減を実行する観点から、部活動を学校単位から地域単位の

取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現することとなったことから始まっております。

部活動は、子どもの文化、スポーツ要求に根差した興味・関心に基づく自主的な活動で、教員と生徒あるいは生徒同士の触れ合いが、人間としての成長発達に寄与するもので、例えば授業には集中できない子どもが、部活動では生き生きと活動し、その姿をまた教員が教育的に働きかけていくことで、子どもも教員も保護者も、共に影響し合いながら変化・成長するなど、やはり部活動の教育効果は大きいと考えております。

このたびの野球部と吹奏楽部でのモデル事業は、教員の長時間労働の改善につながるか、あるいはどうすれば可能になるのか、学校での活動から地域での活動に移行すると、具体的にどんな連携ができるかといった検証がなされるということでありました。

部活動は、子どもの成長あるいはスポーツ、文化との出会いなど教育的な意義を持つものなので、こうしたよさをぜひとも維持しながら、効果を生かした改革を進めるという議論を引き続き重ねていただきまして、地域展開の際には保護者、地域の方々とも十分情報の共有等意見交換を行い検証しながら、じっくりと丁寧に進めていただきたいということを求めまして、質問を終わりたいと思います。

●山田一郎委員 私からは、学校体育館のエアコン整備について、そして学校連携支援室についての2点、伺いたいと思います。

まずは、先ほど森山委員の質問に引き続き、学校体育館のエアコン整備について伺います。

これまで我が会派は、猛暑から市民の命を守る観点、そして災害時の避難所機能の強化という観点から、学校体育館へのエアコン整備を一刻も早く進めるよう、繰り返し求めてまいりました。

そのような中、本定例会の代表質問において、教育長から中学校を優先し、早期に市内全域をカ

バーするとの答弁が示され、令和8年度予算案では、まず、直営工事10校分の設計費が計上されたところであります。

これは、これまでの提言、重く受け止めていただいたものとして大変評価しております。

一方で、整備に当たっては、単にエアコンを設置するだけでなく、災害時にも確実に機能する設備でなければならないと考えております。特に大規模災害時には、電力などのライフラインに支障が生じる可能性もあることから、どのような状況においても、使用に耐え得るエネルギー確保の考え方が重要であります。

そこで質問いたしますが、今後、学校体育館へのエアコン整備に当たり、大規模災害時を見据えたエネルギー源について、どのように考えているのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 学校体育館のエアコン整備についての、エネルギーについてのご質問でございます。

学校体育館エアコンについては、危機管理局と協議の上で、大規模災害時における避難所運営の観点も踏まえ、導入設備を選定していきたいと考えております。

具体的には、優先的に整備する中学校につきましては、都市ガスまたはL Pガスを動力源とする設備を導入するとともに、停電時にもエアコンが稼働可能となる電源自立型の設備を導入することを想定しております。

さらに、都市ガスの配管が断絶した場合でも、L Pガスへの切替えが可能となる設備及びL Pガスの貯蔵設備も整備し、災害発生時の備えとしてと考えております。

●山田一郎委員 エネルギーについては、都市ガスまたはL Pガスということで、災害時も見据えたエネルギー確保の答弁でありました。

先ほど、森山委員からの鋭い質問で、なぜ中学校にするのか、また10校の考え方というものもあったのですが、かなりやはり危機管理によった考え

方で整備をしていっているのかなというふうにも考えますし、またLPガス、これ東日本の大震災ですとか、また能登の地震のときでも可搬性の高いLPガスはすごく有用であったというようなこともありますので、こういったところはぜひ進めていただきたいと思います。

体育館のエアコンというのは、教育環境の改善にとどまらずですので、災害時の避難場所への強化という観点からも、可能な限り早期に整備を完了させることが求められると思います。

しかしながら、本市は学校数が非常に多く、加えて建設業界における担い手不足が深刻化している中、従来の単年度発注のみでは入札不調のリスクが高まり、整備の長期化につながる懸念がございます。

そのため、スピード感を持って事業を進めるためには透明性を確保しつつも、工期短縮や効率化につながる多様な整備手法を柔軟に検討する必要があると考えます。

そこで質問いたしますが、今後の学校体育館エアコン整備について、どのような整備手法を検討していくのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 今後の整備手法についてのご質問でございます。

学校体育館エアコンの整備手法について、先行している他都市においては、従来の設計施工を分離して発注する直営工事のほか、設計・施工、維持管理までを一括で契約するPFI方式などの導入も見られるところでございます。

本市においても、普通教室等へのエアコン整備手法として直営工事とPFI方式を併用し、整備の効率化を図っているところでございます。

今後の整備手法につきましては、整備コストの縮減や確実かつ早期の整備に向けた効率性など、様々な視点で評価しながら、適切な整備手法を次年度中に整理していきたいと考えております。

●山田一郎委員 次年度中に、整備手法を整理していくというようなところであります。

今、確かに本市は普通教室のエアコン、今なお整備している途中でもあると思いますが、こちらでも直営方式とPFI方式、このPFI方式、今回普通教室のエアコンというのはやはりスピード重視ということもありましたので、大体5割ぐらいが当該の企業に発注が行ったというような状況であります。

本事業、多額の公費を投じる大規模事業であり、この効果というのをやはり地域経済としっかりと還元していく点、これも重要であると考えます。

特に、資材高騰や人件費の上昇に直面している市内の整備事業者や設計業者にとって、本事業は経営基盤の強化や人材育成につながる重要な機会となり得るものであります。

また、国の交付金を活用する以上、その効果を地域に波及させていくことは自治体としての責務であるとも考えます。

そこで質問いたしますが、発注に当たり市内の整備事業者や設計業者が参入しやすい環境、これをどのように確保していくのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 地元企業への配慮についてのご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、大規模な事業を実施するに当たって、地元企業の育成、経済の活性化の視点を持つことは不可欠であると認識しております。

次年度の検討に当たりましては、地元を中心とする業界との意見交換を十分に行之まして、整備手法を検討の上で協力体制を構築してまいりたいと、そのように考えております。

●山田一郎委員 意見交換を行いながら整備手法を検討していくというような形でございました。

意見交換につきましては、単なる意見交換になることなく、実際の受注機会につながるような具体的な仕組み、こういったものを構築していくことが重要であると考えます。

本事業というのは、子どもたちの安全な学びの場の確保でもありますし、またもう一つが市民の命を守る防災拠点を構築するためのプロジェクト

であります。災害時に確実に機能する、また、やはりできるだけ早く整備する、そして地元経済に還元すると三つのミッションがあると思いますので、このスピード感を持ちながら、本事業が市内経済の活性化に資するよう、地元企業への最大限の配慮をしていただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次に、学校連携支援室について伺います。まず、学校連携支援室の取組内容について伺います。

さきの我が会派の代表質問において、学校連携支援室の設置意義について質問を行い、その際に教育長から対応の遅れや問題の見落とし、事案の深刻化・複雑化を防ぎ、子ども一人一人が安心して学べる教育環境を実現していくとの答弁があったところであります。

今回、この学校連携支援室の設置に至った背景といたしましては、これまで教職員相談室や少年相談室など、それぞれの窓口で相談を受けていたものの、個別対応にとどまり、事案全体を横断的に把握し、継続的に対応していく体制が十分ではなかったというようなこともあって、反省に立ち設置に至ったものと認識しております。

また、いじめへの対応などについては、子どもたちの安全な学びの環境をいかに実効性ある形で確保していくかが極めて重要であり、抽象論にとどまらない具体的な検討を進めていくことが、不可欠であると考えます。

一方、こうした新たな組織については、体制が整備されたとしても、実際の運用において十分に機能しなければ、これまでと大きく変わらないということにもなりかねません。

そこで、まず、質問ですが、新設される学校連携支援室において、具体的にどのような活動や取組を行っていくのか伺います。

●菅野教職員担当部長 学校連携支援室の具体的な活動や取組について、お答えいたします。

新設する学校連携支援室は、各担当部署や各窓口に寄せられた相談を漏れなく収集・集約の上、

迅速にリスク分析を行い、初動対応の速やかな調整や担当課への支援に加え、事案の進捗管理から収束後の継続的な状況確認までを、一貫して狙います。

専門的な知見が求められる事案につきましては、外部の専門家も参画するアドバイザー会議で検討し、得られた助言を対応策や予防策に反映させることで、事態のさらなる深刻化を防ぐとともに、教育委員会の組織対応力の向上を図ってまいります。

●山田一郎委員 答弁の内部調整にとどまらず、外部の専門家を交えてアドバイザー会議とありましたが、対応を進める仕組みであるということでありました。

近年、学校や教育委員会に寄せられている意見や相談については、その内容が複雑化しているものも多く、単一の視点では対応が難しい事案も増えてきていると認識しております。

こうした中で、外部の専門的知見を取り入れていくこと、これは必要であると考えますが、このアドバイザー会議については意思決定機関ではなく、助言機関であるということであります。

単に、専門家の意見を聞いて終わりにするだけでは、組織としての実効性は生まれないと考えております。

また、助言機関である以上、最終的に対応案の検討や判断を行うのは、この学校連携支援室になるものと考えますが、その際にどのような専門的意見を求めるのか、さらに、外部の知見をいかに具体のアクションにつなげていくのが重要であります。

そこで質問ですが、アドバイザー会議には具体的にどのような専門家が参加し、それぞれどのような役割を期待しているのか伺います。

●菅野教職員担当部長 アドバイザー会議の役割について、お答えいたします。

アドバイザー会議につきましては、法的な観点から助言をいただく弁護士をはじめ、児童生徒の

心理的なケアに関する知見を有する公認心理師、家庭環境などの福祉的な支援に明るい社会福祉士を構成員とし、定期的な開催を予定しております。

専門家の方々には、学校現場が直面する困難事案への対応につきまして、多角的な視点から具体的な対応策をご助言いただくほか、教育委員会や各学校における再発防止について、専門的見地から踏み込んで提言をいただくことを想定しております。

●山田一郎委員 弁護士、心理師、また福祉の専門家を交えて、再発防止まで踏み込んだ議論を行うということでありました。

こうした取組については形骸化させることなく、しっかりと運用していくことが重要であると考えます。

一方で組織、今回新しく新設し、人員も配置したとしても、教育委員会の中だけで議論が完結してしまえば、市民の皆様から見て何が変わったのか、これが伝わりにくくなるのではないかと懸念しております。

また、外部の目に触れない組織については、自浄作用が働きにくくなるおそれもあり、結果として実効性に疑問が生じることにもなりかねません。

組織としての透明性を確保し、適度な緊張感を持って運営される仕組みが、実効性確保の観点から重要であると考えます。

そこで質問ですが、アドバイザー会議での検討結果や、学校連携支援室の取組内容について、今後どのように情報発信し、教育施策に反映・活用していくのか伺います。

●菅野教職員担当部長 取組内容の情報発信と、教育施策への反映・活用についてお答えいたします。

学校連携支援室の活動が、市民の理解と信頼を得るためには、ご指摘のとおり、取組状況を可視化することが極めて重要であると認識しております。

学校連携支援室の実際の運用状況についての情

報発信や、対応事例等から得られた知見を学校現場へフィードバックすることで、学校の対応力の向上と市民からの信頼確保につなげてまいりたいと考えております。

●山田一郎委員 答弁では、運用状況についての情報発信、また学校現場へのフィードバックを通じて、市民からの信頼確保につなげていくというような答弁でございました。

この中で、先ほども言いましたやはりこの運用状況についての情報発信、これが私はすごい大切だと思っております。

情報発信となりますと、やはり児童生徒の個人情報ですとか機微な情報など、これはもう保護されなきゃいけないですし、細心の注意を払わなければいけないんですけれども、逆にこれを盾にとって情報発信というのがやはり十分に行われないと、結局はやはり信頼されない組織になってしまうのではないかなと思います。

今までも、いろいろと問題があると、やはり私も保護者の方とかいろいろと話を聞くと、教育委員会の中で何か終わってしまっているんじゃないか、そのような声も、私はもちろん、もしかして教育委員会の皆様もそういう声があるかもしれないんですけれども、学校連携室が何をやっているかというのが分かって、またそのアドバイザー会議は何をやっているのか、それを公表することで、またそのアドバイザー会議などで得られた知見というのも、どんどん向上されていくものだと思いますので、これは今回これから始まる取組でありますし、山根教育長も同じような問題意識を持っているというのもちよっと伺っておりますので、ぜひ実効性のある運用となるよう取り組んでいただくことを求めまして、質問を終わります。

●うるしはら直子委員 私からは大きく2項目、まずは学校施設のエアコン整備について、そして帰国・外国人児童生徒等への日本語指導について伺います。

初めに先ほど来、質問が重なっております学校

施設のエアコン整備について伺います。

近年の夏季における災害級の酷暑から、子どもたちの命と健康を守ることは本市にとって最優先の課題であり、学校施設のエアコン整備は行政が保障すべき安全な教育環境の根幹であると考えます。

本市においても、段階的に整備が進められている中で、現状の確認とさらなる加速化に向けて、本日は3点について質問いたします。

まず、1点目ですが、この普通教室の空調についてです。現在、2027年度までの整備完了に向けた取組を進めている中で、先日の本会議におきましてこのPFIで整備する事業について、契約を変更する議決がなされ、小中学校12校の整備が前倒しされることとなりました。この前倒しとなるという学校があることは大変喜ばしいことであり、教育委員会の皆さんのご尽力を感じますし、ぜひ頑張ってくださいと思う一方で、今回前倒し見直しの対象とならない学校もまだ多く残されております。引き続き、今年の夏の暑さに耐えなければならないこれらの未整備学校の保護者などから、なぜ自分の学校は整備されないのかという声が上がってくることも予想されます。

そこで質問ですが、今回前倒し整備となる12校が選定された具体的な理由について伺います。

●木戸学校支援担当部長 普通教室エアコンの前倒しの整備についてでございます。

PFI事業で整備をする学校につきましては、令和7年2月の契約締結時点におきまして、対象校と整備スケジュールを定めていたところでございますけれども、今年の夏も非常に暑かったことも鑑みまして、可能な限りエアコンの供用を早めるべく、工期の前倒しについて事業者と協議を行ったところでございます。

今回、前倒しになる学校は小学校が11校、中学校1校でございますが、まず、大規模改修事業において同時整備をいたしまして、令和10年夏に供用開始であった小学校3校について、事業者と最

優先で協議を行いまして合意が得られたため、対象校に新たに追加することになったものでございます。

また、令和9年夏に供用予定の学校の中から、ミニ児童会館がある小学校について優先的に前倒しの打診を行いまして、小学校8校とその学校と合築の中学校1校について、合意が得られたところでございます。

●うるしはら直子委員 いろいろ、12校の選定の理由については理解をいたしました。

次に、この事業者との調整にもご苦労が多いことと思いますけれども、私の下へ、我が会派の委員の下にも昨年来、市民の皆様から多く問合せをいただいております、やはりその児童生徒、保護者、教職員にとっては極めて大きな差になってまいります。

さらに、1校でも多くの学校が前倒しで整備されること、これをまず切望いたします。

続いて、昨年度にお尋ねしました、この給食室のエアコン整備についても伺いたいと思います。

火気と蒸気を扱う給食室、これは夏場にはこの近年の暑さの中では特に、室温がもう40℃を軽く超える日もある過酷な環境であり、調理員の方々には、これ大げさではなく本当に命にも関わる問題となっています。

今年度、速やかにファン付きのウエアを調理員に配備したことは承知しているものの、根本的な対策としては、やはりエアコンの整備です。

教育委員会としてもこの課題認識をした上で、これまで効果検証のための試行整備等に取り組まれており、その検証等を踏まえ、来年度予算に給食室のエアコン整備の設計費が計上されたと承知しています。

いよいよ、整備に向けて本格的に動き出した点は大変評価しておりますが、この令和8年度予算の概要では、毎年6校の整備との記載があります。

そこで質問ですが、給食室のエアコン整備について、毎年6校としている理由について伺います。

●木戸学校支援担当部長 給食室のエアコン整備についてでございます。

現時点で約100校の給食調理校が、エアコンが未整備でございます。

対象校が多いため、長期休業期間以外も含めて工事を実施するという想定でございますが、工事期間中は、給食調理を一時的に停止せざるを得ませんので、子どもたちに代替給食の提供が必要になるかと思えます。

代替給食の調理可能数であるとか、工事発注体制などを踏まえると、年間6校までが現時点での整備の限界と考えております。

令和8年度には、まず、6校の実施設計を執り行いまして、翌9年度にはその設置工事を完遂するとともに、次なる対象校の設計に着手していきたいと、そのように考えております。

●うるしはら直子委員 給食室の場合は、前回質問したときも、設備上なかなか設置が難しい課題がたくさんあるとのことですので、6校については理解をしたところです。

引き続き、やはり事情がある中でも、もちろん働く調理員の方たちのこともそうなんですけれども、食中毒の課題がやはり一番大きいと思いますので、そこに対しての配慮をしっかりとお願いしたいと思います。

最後に、両委員からもありましたとおり、私のほうからも体育館エアコンについて伺いたいと思います。

令和8年度予算案では、学校環境の改善と避難所機能強化の視点から、体育館へのエアコン整備に着手する方向性が示されておりまして、児童生徒のみならず、地域住民にとっても大変喜ばしく、私たちの会派もかねてからこれはお願いしてききましたので、会派としても今後も後押ししていきたいと考えています。

この体育館エアコンは、さきの質問にもありましたけれども、中学校を優先とし令和15年度までに整備するという方針ですけれども、もう対象校

数も大変多いことから、確実に整備を完了するために、例えば新築校、この工事ですね、そこにおいて同時にエアコンを整備するなどの業務効率をさらに高めていくことも、必要と考えます。

そこで質問ですが、現在整備を進めている新改築校について、体育館のエアコンをどのように取り扱うのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 体育館エアコンについてのご質問でございます。

委員のご指摘のとおり、体育館へのエアコン整備は学校数も非常に多いことから、普通教室のエアコン整備のときと同様に、新改築などのほかの工事が予定されている学校については、それらの工事と一体的にエアコン整備を行うことが、作業効率及びコストの面からも有効であると考えております。

このため、現在整備を進めております新改築対象校のうち、全体の工期や計画に支障を及ぼさない範囲で設計変更が可能な学校につきましましては、小学校なども含めまして体育館エアコンを同時に整備するように、調整してまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 新築校の考え方についても分かったんですけど、今その新改築をしている設計のところ、設計変更を可能な限りされるという話で、非常に難しいところもあるかもしれませんが、ここで変更できなかったらこの学校につくというのは、本当に相当後になってしまうんですよね。ここは、可能な限り必ずやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

学校施設のエアコン整備は普通教室から、また給食室、そして体育館と、その範囲は極めて広く、予算やマンパワーの面でも多大な困難を伴う大事業であることは、十分に理解しております。しかしながら、いずれの場所も子どもたちや現場で働く教職員、そして何より避難者となる市民の命に直結する。これは命を左右すると言っても過言で

はないぐらい、最重要なインフラでございます。

また、この設置が進み改善される学校が増えていくにつれまして、未設置の学校との不公平感というものも生まれてまいります。特に、次年度で未設置の学校はもう15%ということになりますので、ここに対しては丁寧な対応と説明が必要だと思います。

先行して設置するほかの学校が理由、そして基準ですとかルールについて明確に丁寧に伝えること、これは学校任せにすることなく発信を求めたいと思います。

また、残りもう15%ですから、あと1年、今年もまた暑い夏になることも予想されますので、ここにはもうぜひソフト面での冷感のグッズですとか、使い捨てで構いませんので、そういうものの支給もぜひ検討していただきたいと思います。

何よりも、1日も早い整備完了、これが一番です。前倒しも含めてさらなる奮起と最大限の尽力を強く求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、帰国・外国人児童生徒への日本語指導について、3点伺います。

日本国内の状況を見ますと、日本語指導を必要とする児童生徒は2023年5月時点で約6.9万人であり、10年前と比較すると約1.9倍となるなど、増加傾向をたどっております。

また、住民基本台帳によりますと、2026年2月の時点の本市、札幌市の外国人の住民の数は約2万4,000人で、これも5年前の2021年2月が1万4,000人ですから、およそ1.7倍に増えているという状況にあります。

今後も、外国人の住民が増えていくことが予想される中、本市の小中学校においても日本語を、まず、話せないという子どもであったり、また日本の生活習慣や文化の違いというのが、まだよく分からないという子どもたちも増えていくのではないかと考えます。

本市の教育委員会においては、これまで帰国・

外国人児童生徒教育支援事業、これを継続的に実施して、帰国・外国人児童生徒等に対して日本語ですとか、また日本の文化の理解が進むよう、支援に取り組んできたと認識しています。

一方で、日本の学校の年度は4月のスタートですけれども、海外では年度の開始時期が異なることから、年間を通じて様々なタイミングで子どもが編入学してくることで、学校の受入体制を難しくしてはいないかと推察するところです。

そこで質問ですが、まず今年度どのくらいの数の子どもを支援してきたのか、また、日本語指導が必要な子どもが海外などから編入学等してくる時期の状況について伺います。

●佐藤学校教育部長 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等への支援数と、編入学等する時期についてお答えいたします。

本市では今年度、帰国・外国人児童生徒教育支援事業において、3月現在で235人の子どもを支援しておりまして、本事業を開始した平成18年度以降で、支援した子どもの人数は最多となっております。

今年度の4月段階においては、前年度から継続支援の子ども128人に新規で支援を始める子ども22人を加えまして、計150人で事業を開始いたしまして、その後6月までの間に36人、9月までの間に19人、12月までの間に16人、さらに1月以降も14人が編入学するなど、年間を通じて支援対象の子どもが増加し続けている状況でございます。

●うるしはら直子委員 今年の3月の時点で235人ということ、そして年度当初だけではなく、年間を通じて途切れることなく海外からの編入学があり、受入体制は維持している、そして今年度はその数が過去最多となった状況、これについては理解をいたしました。

本市が帰国・外国人児童生徒教育支援事業、これを開始してから20年近くが経過しておりますが、この間にも事業を取り巻く社会情勢も変化し、そして子どもたちの国籍ですとかニーズも多様化・

複雑化していることと思います。

こうした中、事業を推進するに当たっては、この編入学の時期が通年であることへの対応に加えて、支援を継続していく過程においても、これまでにはない様々な課題に直面しているのではないかと考えます。

そこで質問ですが、帰国・外国人児童生徒教育支援事業の現状と課題について伺います。

●佐藤学校教育部長 本事業の現状と課題について、お答えいたします。

近年、支援対象の児童生徒数の増加に加えて、それらの子どもが在籍している小中学校も市内広範囲に広がってきている現状がございます。

これに対応するため、教育委員会では昨年度、より一層円滑に事業を推進できるよう、専門のスタッフを配置した事務局を設置しまして、日本語指導の知見を有する指導協力者の派遣の調整ですとか、研修の充実を図ってきておるところでございます。

しかしながら、令和7年度においても市内全域の支援をカバーするための指導協力者の人材確保ですとか、子ども一人一人の状況に応じて、より一層きめ細かな支援を進めるという点では、課題を残していると捉えております。

●うるしはら直子委員 現状としましては、帰国・外国人児童生徒が在籍する学校、これが市内の広範囲に広がっている、つまり居住地の散在化が見られるということ、そして併せて専門のスタッフ配置による事務局配置で、派遣調整や育成等を図っている中で、指導協力者の人材確保、そしてきめ細やかな支援に課題が残るとのことでした。

海外から編入学する子どもは、様々な言語ですとか、そしてその国の文化的背景を持っていますので、この慣れない土地で新たな言葉を習得することに加えて、日本の風習ですとか文化に戸惑いながら、学校生活を送ることになります。

入学後、できるだけ早い時期にこの日本語を理解できるようになって勉強、授業についていける

ようになるとよいのですが、日本語は難しい言語とも言われております。授業はもとより、周りの子どもたちや教員と意思疎通を図るまでになるには、ある程度の時間がかかるのではないかと想像します。

この日本語指導を必要とする子どもの数や、支援校数が増加傾向にある中で、そうした子どもの状況を踏まえながら、より一層支援を充実させていくことが必要と考えます。

そこで質問ですが、今後日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等を支援するための取組を、どのように充実させていくのか伺います。

●佐藤学校教育部長 日本語指導が必要な、帰国・外国人児童生徒等を支援するための取組の充実についてお答えいたします。

外国につながる子どもが、1日でも早く安心して学校生活を送ることができるようにするためには、編入学等の直後の支援を手厚く行うこと、これが大事であると捉えております。

国におきましても、令和7年9月に日本語指導の推進に係る基本的な方針を改定いたしまして、系統的な日本語指導を実践するための体制整備の重要性等が改めて示されたところでございます。

こうした中、札幌市では年度途中に編入学する子どもや、市内全域に広がってきている子どもに対してきめ細かな支援を行うため、指導協力者を増員するとともに、編入学等の際の子どもの状況に応じて支援回数を増やすことができるよう、令和8年度予算の拡充を図ったところでございます。

今後も、編入学等の初期段階における支援の充実はもとより、支援対象の子どもの思いや保護者のニーズに応じた継続的な日本語指導を行うことで、子どもが安心して学び育つことができる環境づくりに努めてまいります。

●うるしはら直子委員 入学初期の支援の充実だけではなく、支援対象の子どもの思い、そして保護者のニーズに応じた日本語指導、それを継続していくということだと思います。

外国人の子どもの帰国の方たちもそうですけれども、本当に言葉を覚えると早いですけれども、やはりこの日本の風習はなかなかなじまないということがあったり、授業になかなかついていけないということも聞いています。

そして、子どもさんたちがなじんできたときには、例えば同級生の子どもさんたちといろんな活動を増やしていった、その同級生の子どもさんが逆に外国語に興味を持ったりですとか、またその子どもさんたちが社会科の授業なんかでごみのルールなんかを習っていくと、家庭に帰ってごみのルールこうなんだよ、違うんだよという風習を教えてくださいということになっていることも若干聞いておりますので、ぜひそういったことも含めて取り組んでいただければなと思っています。

今後の課題、そして対応等については、またさらに掘り下げてお聞きしたい点はあるんですけれども、本日は、まず、直近の状況を確認いたしました。

最後に3点要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

まず、1点目ですけど、支援や指導体制の構築についてです。昨年、文教委員会では委員長含めて、みんなで熊本のほうに行ってまいりました。そして、その中では半導体企業の進出等で日本語支援対象の児童生徒が急増しているということで、様々な対策をしているといったお話を聞いたんですけれども、同市では、例えば学校長や学識経験者で構成する協議会を設置しており、そしてこの指導の核となるセンター校や拠点校というのを4校配置しまして、そこに専門のスタッフを配置するなどといった体制を構築しておりました。

本市においても、この事務局の設置ですとか、またスタッフ増員など様々な努力をされているということですので、こうした先行事例を参考に、またより実効性の高い支援の体制の構築、また人員確保の検討を強く求めます。

また2点目ですけれども、調査等でのデータの

分析の活用についてです。学校というところは、まさにこの地域社会の縮図になっています。

本事業を進める中で得られる、例えば児童生徒の国籍であったり、居住している区であったり、また居住年数など、こうした傾向を緻密に分析すること、これが将来の学校規模適正化の在り方ですとかあるいは多文化共生の基盤づくりのために、極めて重要なことになってくると思います。

これらは貴重なデータですので、単なる教育現場の資料にとどめることなく本市のまちづくりであったり、国際部などとも協力しまして、地域全般に生かしていくよう求めたいと思います。

そして3点目はこれ、財政的な状況についてです。ここについては白石財政部長、そして加藤副市長にもしっかり聞いていただきたいんですけれども、先ほどの答弁の中にもありました、この事業では当初の予算の見込みを超える転入学が続いているということです。これが、数年続いている状況と聞いています。

また、現場の教員に過度な負担を課さないためにも、多言語や諸外国文化の専門性を備えた指導員や協力員の確保と育成が不可欠です。

一方で、その報酬に関しては決して十分であるとは言えないということも聞いています。

こうしたことは、教育委員会内部の予算調整で済む話ではなく、本市の将来にも関わる重要な投資と捉えて、今年度の事業実績を鑑みまして、本市として責任ある予算措置を講じるよう、強く求めたいと思います。

今後も我が会派は、全ての子どもたちが安心して学べる環境が守られるよう、本事業の動向についても注視してまいります。

●前川隆史委員 私からは2項目、インフルエンザ等の感染症流行期の子どもの健康管理について、そして夜間中学におけるコミュニティ・スクールの取組について、順次伺いたいと思います。

まず、インフルエンザ等の感染症流行期の子どもの健康管理について伺います。今日も、せきを

している方たくさんいらっしゃいましたので、気をつけていきましょう。

今年度、札幌市内においては、昨年度よりもインフルエンザの流行が早期に始まり、11月に1回目の、そして2月末には2回目のインフルエンザ警報が発令をされました。

市立の園・学校においても学級閉鎖や学年閉鎖が多数発生したと伺っているところでもございます。

子どもは様々な場所で活動しておりまして、学校のみが感染源とは限らないものの、多くの子どもが集い、1日の半分近くの時間を過ごす場である学校においては、特に流行期における感染症対策が重要なものとなってくると思います。

そこで伺いますが、今年度の感染症の流行により、学級閉鎖等の状況と流行時の対策などの現状について伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 児童生徒の感染症対策について、お答えいたします。

市内のインフルエンザの流行に伴いまして、インフルエンザによる学級閉鎖等についても、昨年度よりも2か月ほど早い9月26日に、初めて報告がございました。その後、3月17日までに学級閉鎖等の報告があった園・学校数は休校が17、学年閉鎖が165、学級閉鎖が274で、昨年度の同時期よりも多い状況であり、このうち学級閉鎖は昨年度に比べ65増という状況でございました。

冬季においては、インフルエンザをはじめとする感染症が流行しやすい時期でありますので、健康管理や咳エチケット等の基本的な予防対策を徹底することが重要であると認識しております。

このため各園・学校におきましては学校医との情報共有や相談をきめ細かに行うとともに、お便りやすぐー等を活用して、流行状況や予防対策等について児童生徒等と保護者へ注意喚起を行うなど、感染症対策の徹底を図っているところでございます。

●前川隆史委員 学級閉鎖が昨年度より65です

か、増えて274に至ったという、そんなお話もございました。また、流行期のその流行対策とか咳エチケットですか、そういった対策も採ったというお話もございました。

現在、学校にはコロナ禍を経験した教員も多くいると思います。咳エチケットなど、基本的な感染症対策を講じていくということは、そのときの経験も大いに生かされているんじゃないかと思います。

一方で、インフルエンザの流行期は今年度のように冬季間であることが多いので、小中学校においてはちょうど、スキー学習をする時期と重なっていると思います。

先ほどの答弁にもあった、感染症対策に係る指導は、日常の学校内における指導を想定したものじゃないかと思うんですけれども、スキー学習のような冬の校外での活動の際には、それが体調を崩すきっかけにならないように、屋外ならではの対応や対策が必要なのではないかと、このように思うところでもございます。

そこで伺いますが、スキー学習など、冬季間の校外学習における子どもの感染症対策や体調の管理について、どのような指導等を行っているのか伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 冬季の校外学習時における感染症対策について、お答えいたします。

冬季においては感染症が流行しやすい時期のため、スキー学習などの校外学習を含め、様々な場面において感染症対策の徹底を図っているところでございます。

教育委員会では、各学校へ冬季の校外学習時における留意事項を周知しておりまして、それらに基づき各学校において、例えば防寒具の着用や汗冷えしないための対処などについて、児童生徒に対して事前指導するとともに保護者に協力依頼するなど、適切な体調管理について注意を促しているところでございます。

あわせて、活動中におきましても、教員が小ま

めな健康観察に努めるとともに、事前にスキー場等との学習先と打合せを行いまして、体調などの状況に応じて、例えばロッジや貸切バスなどの暖かい場所で昼食を取ったり、休憩したりできるよう調整を図っているところでございます。

今後も、スキー学習をはじめとする冬の豊かな自然体験活動の安全かつ円滑な実施に向けまして、各学校において子どもたちの体調管理に万全を期した取組が行われるよう、引き続き周知徹底に努めてまいります。

●前川隆史委員　今まで、この雪国に暮らしているこの私たちが当たり前だと思っていた疑問にすら思わなかったことでも、この時代の変化とか道外の方から見たりすると、受け入れがたいことでもあります。伝統や、これまでそうだったからといって見直しを怠ってはいけないと思うんですが、今答弁で、スキー学習の際のこの健康管理について、スキー場だとかバス会社だとか、いろいろロッジの云々とか調整しているというお話がございました。何げなく聞かれていた方も多いと思うんですけども、スキー学習でスキー場に行くわけですけども、児童は屋外のトイレしか使えないことが多いんですね。汚いし、古いし、寒いし、しかもトイレの天井も足元も開いていて、そこでスキーウェアを脱いでトイレもしなきゃいけないと。特に、女子は大変です。

また、スキー学習の最中、外にリュックにお弁当を置いて、お昼になったらそれを開けて外でまた食べるということで、そういう状況にスキー学習にはもう行きたくないという、子どもが休むようになってしまったと、そういった声が出ました。何とか改善できないかということで、札幌の親御さんたちのそういった困りごとが、困りというか相談ごとが先般、国の文科省にひょんなところから届きまして、このたび文科省から市に対して改善が求められて、今回の答弁に至っていると思います。

観光客や一般客は、食事やトイレもスキー場の

ロッジ、環境のいいところで休息していて、子どもたちはトイレも食事も屋外ですから、私も文科省の関係者から、友人からちょっと伝え聞いて、これも雪国で生きるための教育の一環ですかという、ちょっと嫌みにも似た、自衛隊の訓練みたいですねと言われて、私も困ってしまったんですけども。私たちが子どもの頃は不思議にも、今現在、私もこう言われるまで何の不思議にも思っていないんですけど、やはりもう時代も考え方も変わってきておりますので、別に教育委員会を責めているわけじゃなくて、私も含めて何にも疑問に思っていなかったのも、どうか北海道のこの古い常識が現代の非常識だという一つの事例でもあるのかなと思っておりますので、時代に見合った改善に今後、いろいろなかなか困難な状況もあるかと思いますが、なるべく改善に努めていただきたいと要望して、次の質問に行きたいと思います。

次に、夜間中学におけるコミュニティ・スクールの取組について伺いたいと思います。

夜間中学は様々な事情により、義務教育を修了できなかった方々に対して大きな役割を果たしてきた存在でございます。

そのような中、これまでも何度も質疑を行ってきましたが、星友館中学校は夜間中学の先進的なモデルとして、全国から注目を集めております。

この星友館中学校が今後も多様な学習ニーズに応える拠点として機能するために、地域との関わりを深めて、社会や地域に開かれた学校として貢献してほしいと、常々願っているところでございます。

昨年も、星友館中学校を地域に根差したものとしていく取組について伺いまして、地域の皆様とよりよい学校づくりについて検討する、そうした取組を進めていくと、こんな答弁もいただいております。

そこで伺いますが、現在の星友館中学校におけるコミュニティ・スクールの取組の状況について、

伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 星友館中学校の取組の状況について、お答えいたします。

星友館中学校は、令和6年度からコミュニティ・スクールを導入しており、自主夜間中学や連合町内会、近隣の高等学校の校長や学習サポーターとして実際に生徒の学習支援に当たっている方々など、生徒を応援してくださる様々な立場の方々に学校運営協議会に参加をいただいているところでございます。

また、星友館中学校ではコミュニティ・スクール導入前から、学校関係者評価委員会において、生徒の代表が参加して学校運営に声を届けており、コミュニティ・スクール導入後も学校運営協議会に生徒の代表が参加し、今年度開催した3回の学校運営協議会においては、生徒の声に耳を傾けながら、よりよい学校づくりに向けた取組を進めているところでございます。

●前川隆史委員 星友館中学校で、夜間中学の関係者や地域の方々、また生徒自身も参加して、皆さんの声を受け止めての学校づくりを進めているということでございます。

このような生徒、地域、学校が一体となって学校運営の在り方を描いていく取組は、夜間中学本来の趣旨というものを体現して、本市の教育の価値をさらに高めるものと誇らしく思っているところもございます。

そこで伺いますが、学校運営協議会の取組により、星友館中学校の学校運営にはどのような影響があったのか、伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 学校運営に与える影響についてでございます。

学校運営協議会における議論が、学校運営によりよい影響を与えるためには、生徒の思いに目を向けた議論、生徒の成長を真ん中に置いた議論が重要と考えております。

このため、星友館中学校におきましては、生徒へのアンケート結果ですとか、あるいは教職員が

日頃の教育活動を通じて把握した情報なども踏まえまして、委員の皆様からご意見をいただくなどしております。

その中で、より多くの方が学び直しの場として本校を選択肢の一つとして捉えていただけるような、より一層広報活動を工夫することですとか、あるいは生徒自身が安心して過ごせる校内環境づくりなどについて、貴重な指針をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後もコミュニティ・スクールの仕組みを生かしつつ、星友館中学校に通うことができよかつたという声が、生徒からますます上がるような学校づくりを支えるとともに、全国の夜間中学校の発展に貢献すべく、積極的な情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

●前川隆史委員 最後に、全国の夜間中学の発展にも貢献していくような積極的な情報発信等にも貢献したいと、そんな志の高い思いも伺いまして感銘を受けたところでございます。

今、北海道内で、札幌がそうであったように自主夜間中学校の皆さんたちが函館、旭川、釧路で公立夜間中学の設立を求めるそういった声、また運動が盛んになってきております。

ご案内のとおり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律において、地方公共団体は、夜間中学校を新たに設置すること、そして夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むということが求められております。

一義的には、道内の公立夜間中学のこの設立については、札幌はもう設立しましたがけれども、北海道教育委員会が主体的に頑張っていただきたいと私は常々思っておりますが、星友館中学校のすばらしさが道内外の他都市の公立夜間中学校設置の追い風になるように、どんどんこの成果、この星友館中学校の人間ドラマを発信していただきたいと、このように期待しております。

また、以前の委員会でやり取りのあった星友館近くの教職員が自主的に他校に赴いて、星友館中学校のすばらしさを伝えて、ひきこもりですとかいじめ、不登校などの課題を抱える生徒が、安心して学べる学び舎としての星友館中学をPRされて、星友館中学で学ぶ若い生徒が増えてきたとの、そんなお話を伺っていたところでもございます。

星友館中学は、多くの皆さんの希望の学び舎として輝きが増してまいりました。どうか、現実はいろいろ大変かと思いますが、高い志と使命感を持って星友館中学がよりよく社会創造の学び舎として、ますます光り輝くことをご期待申し上げて、質問を終わりたいと思います。

●伴 良隆委員 私は、地区図書館の現状及び移転後の清田図書館について、それからいじめの重大事態について、そして学校と地域の関係について伺います。

まず、地区図書館でございます。前回、決算委員会で前田館長にこの識字力ということで、リテラシーの大切さということで、紙の本の図書文化の大切さということですね、このGIGAスクールもある程度でいいかげんにしておかなきゃいけないといった指摘もしながら、質問させていただいたところでございます。

えほん図書館、図書・情報館、それから今度のこども本の森札幌・北大ということでもありますけれども、しかし、私は郊外に住む者としてこの地区の図書館ということが、やはり見劣りしているという現状を憂いております。現に私の地域では、皮肉にも石狩市の図書館を使われている方が非常に多いという状況でございます。

そのような中で、市民の身近な学びの拠点として既存の地区図書館を有効に活用し、さらに魅力ある施設へと機能向上を図っていくことは、これは当然ということでありまして、生涯学習推進体制方針においては、市民の学びを深めるための各区単位の知の拠点とうたっているわけですが、しかし、どうでしょうか。

そこで質問しますが、地区図書館の利用状況や課題について、どのような認識か伺います。

●前田中央図書館長 地区図書館の利用状況や課題についてでございますが、地区図書館は各区におけます図書施設の中心として、地域住民の読書活動や情報活用の支援を行ってまいりましたが、この10年間、利用者数が減少傾向の中、コロナ禍で落ち込み、現在も以前の水準には戻っておりません。

また、今年度を実施しました読書活動に関する市民アンケートでは、読書につきまして、好きと、どちらかという好きを合わせた回答は8割程度を占める一方で、図書館などの図書施設を全く利用しないという回答が、半数を超えておりました。

その主な理由としましては、自宅や職場から遠い、本を借りる手続や返却しに行くのが面倒に続きまして、本をあまり読まない、行く目的がないというものが挙げられております。

こうしたことから、読書は好きだが図書館を利用していない市民に対しまして、来館を促す効果的な取組が必要と考えております。

●伴 良隆委員 読書は好きだけど、図書館には行かないといった一定層があるということが課題ということであろうかと。これはハード・ソフトいろんな要因があらうかと思います。

そこで、本当は私も地元のほうを要望したいのでございますが、喫緊に清田図書館の関係が、複合化が近づいております。

清田区総合庁舎4階にある清田図書館も、新たな建物に複合化し、整備することが決定されました。

そこで質問であります、移転整備後の清田図書館における取組・方向性を伺います。

●前田中央図書館長 移転整備後の清田図書館におけます取組の方向性についてでございますが、新たな清田図書館は区民ホールと一体的に整備する計画となっております。このため、区民ホールで開催されるイベント等に合わせた企画展示を実

施するなど、複合化による相乗効果を生かした取組を展開していくことが重要と認識しております。

また、現在の清田図書館は広く図書館に普及しております分類法に基づいて本を並べておりますが、近年、札幌市の図書・情報館をはじめ、利用者目線で分かりやすい独自の配架方法を取り入れている図書館が増えてきております。

新たな清田図書館におきましても、地域住民の暮らしに寄り添ったテーマごとに本を並べるなど、利用者が求めている情報を探しやすい配架方法について、検討していきます。

こうした取組を通じて、市民にとってより一層親しみやすい読書環境を提供していくことで、来館者増につなげてまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 大・中・小、いろんな図書施設があります。これは、先ほど申した生涯学習推進体制の中にもうたっていますけれども、私も武蔵野市の図書館も視察しに行ったりして、非常に工夫された形で知の拠点というだけじゃなくて、そこが交流する施設になっているといった場合もございます。

あくまで、これは知の拠点ですけど、いろんな便利な施設を併用するのもいいんですけど、やはり基本的には中央図書館もそうであります。1階のフロアもそうでありますけれども、やはりこの図書というものの、紙の本というものを大事にしていく、こういった文化の中において利用度を高めていくということを、これは現に謹んでいただきたいと思います。この地区図書館、ぜひ盛り上げていただきたいと思います。他の図書館も地区図書館も機を捉えて順次機能向上を図るように、指摘をさせていただきます。

それでは、次はいじめの重大事態についてでございます。このいじめ、当然あってはならないわけでありまして、大事なことはいじめを受けたとされる被害者の気持ちや見解に寄り添うということが、これが非常に重要だと思います。

これは、加害者の方々の言い分というものもある

りましょうから、その中に挟まれる担当者、つまり教員等々は非常に難しい判断を迫られるということもあろうかと思えます。

よって、今回の事案というか一般論として、個別の事案を取り上げるつもりは、今日はございません。一般論として、取り上げてまいりたいと思えます。

教育長から、今定例会においてはこのように答弁がありました。過去のいじめの事案について、今回点検した結果、いじめの重大事態に該当する可能性がある事案が確認されたこと、これを重く受け止めるといったご答弁でありました。

そこで、まず最初の質問であります。今回、過去の事案について点検をすることとした理由について伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 今回の点検の経緯について、お答えをいたします。

重大事態調査は、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに基づきまして、いじめによる相当の期間の欠席や心身への重大な被害等の疑いがある場合、保護者の意向も踏まえつつ、総合的に判断して実施しているところでございます。

このたび、重大事態として取り扱っていなかった過去の事案について、保護者等からいじめの重大事態調査を希望する旨の要望があったことから、被害に遭った当時の生徒及び保護者と面談を繰り返しながら丁寧に話を聞くとともに、学校に当時の資料等を確認しまして、調査の必要性があると判断したため、いじめの重大事態調査を実施することとしたところでございます。

過去の事案を遡って、重大事態とすることとなったことを重く受け止めて、重大事態に該当する可能性がある事案がほかにもないか、過去に遡って点検するとともに、当時の学校の対応が適切だったか、検証することとしたところでございます。

●伴 良隆委員 言ってみれば、振り返りをしっかりやるといったお話だと思います。

点検の結果、20件もの重大事態に該当する可能性があるものが、学校から報告されたというふうになっています。

そこで質問であります。点検の結果、いじめの重大事態の可能性のある事案については、どのような事案があるのか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 点検により、報告された事案についてのご質問でございます。

点検におきましては、法の施行以降にいじめによる相当の期間の欠席や、心身への重大な被害があった可能性のある事案に加えまして、捜査機関が捜査した事件や触法行為など、当時はいじめとして認知していなかった事案なども含めて、幅広く点検対象として調査を実施したところでございます。

事案の中には、事案発生当時においていじめと認知して対応して、被害児童生徒のケアに努めていたものの、事実関係が明確に確認できなかった事案や、一定程度の被害はあったものの、相当の期間の欠席や心身への重大な被害が確認できなかった事案などの報告がございました。

●伴 良隆委員 確認しました。続けて質問になりますが、いじめの重大事態の可能性のある事案について、今後どのように精査を進め、どのように対応していくのか確認します。

●喜多山児童生徒担当部長 今後の対応についてでございます。

学校から報告のございました、いじめの重大事態に該当する可能性がある事案につきまして、重大事態についての理解が不足しており、重大事態にしていなかったかどうか、警察の捜査があったという理由で重大事態にしていなかったかどうかも含めまして、学校や教育委員会に残された資料を基に確認するなど、精査を進めているところでございます。その結果、重大事態として扱うべき事案については、過去の事案であっても被害児童生徒や保護者に寄り添いながら対応してまいります。

●伴 良隆委員 確認をいたしました。それで、この前の代表質問の答弁でございます。

第1回定例会、我が会派の質問に対しまして、各学校がより迅速に判断し、速やかに重大事態調査に移行することができるよう、重大事態の具体的事例や調査手順を明確に示した札幌市独自のガイドラインを作成し、取組を強化していくお考えという、こういうご答弁でありました。

私も、親御さん、子どもからいろいろ問合せは、ふだんからしょっちゅうございます。その中において、やはりいじめに近いようなもの、あるいはいじめであるかというふうなことも受けるときに、基本的には冷静にお話を聞けるような、あるいは冷静にお話をいただけるような環境で、私は何うようにはしています。我が子のことですから、やはり非常に気持ちも高ぶりますしね。子どもは子どもで、当然被害を受けている状況ですから、やはり非常に自閉的な状況になるという、閉ざされた状況にあることもありますので、そこら辺をおもんばかっていくときに、子どもファーストで考えると考えています。あるいは気持ちよく卒業してもらいたい、いい思い出としてということとを大事にしています。だから、どちらの側に立つということは、そこはニュートラルに私は心がけております。

しかし、私のそういった経験の中においては、恣意的な声はないんですけれども、教員の方等々が被害を訴えている児童・親御さんに対して、やや寄り添っていないようなこと、つまり擦れ違いや行き違いといったもの、この寄り添いという部分に恐らく主観があったり、ちょっと言葉はきついですが、加害者寄りで事なかれ主義に陥っていくといった傾向というのは、私も実際に感じてはおります。

この辺りを、どういうふうにしていくかということが非常に大事で、被害を受けたとされる子ども、今回の件もそうでありますけれども、そのときのこの子どもの気持ちと現場の教員の方々、担

当者の方々との受け止めというものに乖離が生じないように、ずれが生じないようにするということが、これは非常に難しいし、しかしそこを何とかしていかなきゃいけないといったことなんだろうと思います。

そういう意味で、今回の作成するガイドラインでは傷ついた子どもに二度と同じような被害が起きないようにということで、学校が適切に被害の子どもと加害の子ども、または被害の家庭に報告や調整をする際に、適切に寄り添うことができるような仕組みになるということ、まさに期待をしたいところでございます。

そこで、今回のガイドラインのこの方向性、どのようなものかしっかりと確認したいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 ガイドラインの方向性についてでございます。

本市のガイドラインにおきましては、いじめを訴えてきた児童生徒及び保護者の切実な思いを教職員が丁寧に受け止め、被害児童生徒が一刻も早く安心して過ごすことができるようにすることを最優先にして必要な支援を行うことなど、学校が取り組むべき基本的な対応について、具体的に明示していく予定でございます。

本市独自のガイドラインを作成することで、円滑かつ公正な調査を行うとともに、被害の児童生徒の見守りやケアをより一層丁寧に適切に行いながら、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

●伴 良隆委員 先ほど、事なかれ主義というお話をしましたが、一方で何とかしたいと思っている教員の方々も当然いると思うんですけど、なかなか情報の収集の仕方も含めて一定程度のこのガイドラインということでしたけど、この辺の判断基準って難しいんだと思います。

先ほど申したように、基本的には被害者は被害を受けたとされる側の主張というものに、いかに寄り添うかということなのだろうと思います。だから私は、いろんなクレームを受けるときは、ま

ず、落ち着いてくださいということを、それでしっかりと深呼吸してからお話を聞いていく、しっかりと、しっかりと1時間、2時間、聞くようにしています。

そうすると、やはり我が子を思うこととともに、学校にもやはり協力してほしいとか寄り添ってほしい、理解をしてほしいという気持ちが強いんだということは、よく分かってきますね。ですから、それを担任の先生なりに、いがみ合うんじゃないで、ぜひそれを吐露して助けてくれというふうに理解を求めていくということが、大事なんじゃないかなと。いがみ合うものじゃなくてということなんかを、アドバイスをすることが比較的多いですね。

私、この前、児童相談所の関係で喜多山部長もいらしていただいて、この答弁をいただきましたけれども、当時から非常に懸念していたのがまさに漏れなんですよ。情報の漏れ、アセスメントの低下ということでございます。

ですから、ガイドラインチェックシートを当時児童相談所でも作っていただいて、そして今、プラットフォームの関係、システムが出来上がってきている状況でありまして、これはどのようなご担当者も、皆さんは言ったら聖職者、教員でありますけど、どのような担当者も一定程度の正確性、即時性、気づきができるようにしていくということであると思います。

そして、この主観に頼らないと、主観に偏らない、ないだろうとか大丈夫だろうというふうな偏見がないように、排除をしっかりしていくということで、被害者に寄り添って、そして被害も当然防止していくということが大事なんだろうと思います。

これは、あくまで今後も人のなす技でございますので、ガイドラインチェックシートが全てではございませんけれどもね。ここで、なるべくこれまでの反省も含めて内省をしていただいて、今回のような事案もそうでありますけれども、二度と

まさに起きないというこの言葉の意味を、これまでの被害者の方々に伝わるように、ぜひ取組をしっかりと強化をしていただいて、大事なのは現場の教員の方々が、これをしっかりと理解をしていただいて、運用していただいて、現に被害に寄り添うということ、これが誠に大事でございますので、そこを徹底しなければこのガイドラインも薄くなってしまうということでございますので、そこはきちんとよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、それでは次でございますけれども、学校と地域の関係について伺ってまいります。

学校と地域でございますが、これは私も前回、地域との行事参加関係で質疑を決算委員会にさせていただきましたけれども、先ほど来いろいろお話も出ていますね。それで、申し上げますと今私のほうに問合せが多いのは、まず、このPTA活動の縮小関係問題ですね。

それから、藤田委員も質問されましたけれども、部活動地域移行の問題、それからこれが川田委員が恐らく質問されると思いますが、学校施設の地域開放の問題。

まだ続きます。学校と近隣住民との雪、樹木、音などの問題、そして私も経験していますが、問題行動のある子どもたちに関わる学校と地域双方の大人たちのいがみ合い、それから何でも学校に頼り、学校のせいにする一部の親や地域、そして地域の声や地域活動を遮断し、学校をあたかも私物化するかのような一部の学校関係者、さらに学校が子どもたちのオール福祉の社であるかのような過剰な期待と、本来あった家庭や地域、そして専ら学びの場である学校の姿が跡形さえ失ってしまっているような今日に憂いて、私はもろもろの質疑を含めて取り組んできたつもりでございます。

そういう意味では、いろいろと水面下で喜多山児童生徒担当部長もそうでありますし、吉田調整担当部長も含めて、いろいろと動いていただきました。動いていただいている最中でございます。ここはもう、本当に感謝申し上げたいと思います。

そして、地域の伝統行事の子どもへのこの参画の在り方、また地域住民の学校施設の利用に関する摩擦など関係性、地域との関係性、学校と地域との関係性の希薄化から来る課題が、私は顕在化していると、このように読み取っております。

このような今だからこそ、これから学校と地域がどのように関係を築いていくか、良好な関係を築いていくかということが最も重要な論点であり、また、先ほど来いろいろと申し上げた諸問題、私はもう既に解決策はそのものだと思っております。簡単に言うと、顔が見える関係でいることだと思っています。

当時、当時はといったって江戸時代のことですけれども、寺子屋、藩校というのがありました。

こういう、この文化といいましょうか、自然と地域が湧き上がってくるこの学びの場というか、そこはやはりこの地域が原点であって、そして今どこで言うとコミュニティというものがあるって、そしてその教養が高いということになっちゃうんですけれども、先生という方がいたというふうになります。そして、そこに見習いとかか手習いというものがあつたわけですね。それが、一般庶民の中で広く寺子屋というのは広がっていったと。これが学生制度になっていったわけですが。

そういう意味で、非常にこの今の学校と地域って随分難しくなっちゃったなと思ってはいます。だから私は、原点回帰せよという意味にもなるんですけれども、そもそも目の前に人がいる限りは、あまりそういう校舎の外、校舎の中とかというのはやめたほうがいいと思っています。

そういう中で、それでは順次質問をしてまいります。学校と地域との関係性についての現状を、どのように認識をされているのか、まず、伺います。

●佐藤学校教育部長 学校と地域との関係性の現状について、お答えいたします。

子どもの成長にとっては、学校における教育活

動等のみならず、地域社会の様々な方々との関わりを通じた豊かな経験を積み重ねていくこと、これは大変重要であると認識しております。

教育委員会といたしましては、コロナ禍に学校と地域との連携が希薄化したという面があったというふうに捉えておりまして、コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、今後学校と地域の方々との関係性を結び直していくべき現状にあると考えております。

●伴 良隆委員 コミュニティ・スクールの仕組みもまた活用しながら、学校と地域の方々との関係性を結び直していくべきであるということで、そういう現状にあるということです。そうであります。

前回も言いましたけれども、少なくとも私が知る限り地域の会合、連町もそうですけれども、こういうときに当時は結構いろんな先生方が、その会合に参加してくださっていたんですよね。代表者ということでありますけれども、学校長がいらっしゃらなければ教頭先生がいらっしゃるし、そういうことなんですけれども、これも本当に欠席が多いですね。本当に、それで挨拶するときに先生方って非常にぐっとくるんですけど、いつも子どもたちがお世話になっていますと言うんですよね。だから、私も合の手でいや、そちらこそ本当にいつも子どもたちを預かっていただいてありがとうございますと心の中でおじぎはするんですけど、そういう会話さえもできなくなっている。これはやはり、コロナというのが一つの原因でもあるし、一方で地域との関係というものを知らない先生方もいるんじゃないかなと思うし、あるいはもしかしたら一部恣意的に面倒だからこれを機に、コロナを機に行かなくなったという先生も僕はいと思いますね。そういう状況では、顔が見えないとさっき言ったようにいがみ合うことになっちゃうんですよ。お互いで、子どもファーストで子どもまんかなのに、お互いの大人の事情でやっってしまうという、親も含めて。これは、非常に僕

はよくないと思っています。だけど、可能性も一部あるということで質疑を続けてまいりたいと思いますが。

先ほど、佐藤部長のほうからご答弁いただきましたけれども、コミュニティ・スクールという話題が出ましたので、この辺のところを質疑してまいります。

このコミュニティ・スクールでございますが、まさに希薄となっている学校と地域が顔の見える関係として再構築する可能性がある、私はこの仕組み、期待をしているところでございます。

教育委員会は、令和10年度までに全ての小中学校でコミュニティ・スクールを導入するというところでございます。

そこで質問であります。札幌市がコミュニティ・スクールの将来像をどのように描いているのか伺います。

●佐藤学校教育部長 コミュニティ・スクールの将来像について、お答えいたします。

現在、先行してコミュニティ・スクールを導入している学校におきましては、学校運営協議会などの場で、子どもと地域の方々が対話する場を設け、互いの思いや願いを伝え合う取組が進んでいるところでございます。

こうした学校においては、子どもが自分たちに協力してくれている、応援してくれる大人が地域にいることに心強さを感じたり、地域の方々も子どもの成長に貢献する喜びを感じるなど、双方にとってつながることの大切さを実感できるといった効果が見られているところでございます。

教育委員会といたしましては、全ての学校がコミュニティ・スクールを導入することを見据えまして、市内のどの中学校区においても学校・家庭・地域がこれまで以上に関係性を深め、一体となって子どもの学びや育ちを支える環境となるよう、しっかりと導入を進めてまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 これは、勘違いされるんです

けど、学校があたかもその地域を何とかしてくださいという、僕は質問しているわけじゃないんですよ、これはですね。だから、いずれ僕はこれ、市民文化局にこれは質問しようと思っています。学校とともにどうあるべきかと、どう考えるかというのをやりたいなと思っています。ただ、教育委員会としてという話題でございますので、今回そういうふうにさせていただきました。

先ほど、寺子屋の話なんかも引用させていただきましたけれども、一般的にはこの寺子屋は地域社会が一体となって次世代を育み、見守るためのコミュニティの中心的な場として評価をされているわけであります。どこかで聞いたことあるというか、先ほどのとおり言っている、これがまさに原点回帰だと思っています。

地域にこそ学びがあって、その学びの中に当時という学校というものがあったと思います。今は、本当に難しくしてしまったと思っています。

そこで質問を続けたいと思いますが、先ほど来ご答弁いただきましたけれども、これがきれいごとでなくしっかりとした形で地域というところ、そしてまた子どもまんなかというところを、学校側としても一緒になって具体的に、この子どもまんなか社会を作っていくことの確認をしたいと思いますが、具体的な取組を伺いますが、来年度のコミュニティ・スクールの取組を伺います。

●佐藤学校教育部長 来年度のコミュニティ・スクールの取組について、お答えいたします。

これまで教育委員会では、コミュニティ・スクールの導入に向けた支援を進めてまいりまして、着実に導入校が増加しておりますが、今後は加えて各地域の実態を踏まえた特色ある取組、魅力ある取組が推進されるよう支援することが重要であると認識しております。

このため、来年度、学校、地域とともに、地域学校協働活動の仕組みも活用した新たなプロジェクトを立ち上げ、札幌らしいコミュニティ・スクールの将来像につながるようなモデル事例づくり

に着手する予定でございます。

今後も、子どもを真ん中に置いて、学校と地域が連携を深めながら自分の住む地域に愛着を持ち、心豊かにしなやかに歩み続けていく子どもの育成に全力で取り組んでまいります。

●伴 良隆委員 私も、現場でいろんな事例を扱わせていただいて、大体行司役になることが多いんですけどね、表にはなるべく出ないようにしていますけれども。ですから、学校には学校のやはり頑張りもあるし、不理解もある。地域も地域での頑張りもあるんですけども、学校への不理解がある。こういう、非常にもったいないような状況ですね、よくあります。ですから、双方でまさによく言いますけれども協働・協力というものをやっていくと。そしてまた、これコミュニティ・スクールも熟議という言葉を使っていますけれども、こういうことは本当にしっかりやっていく、つまり人と人とが、ちまたで立ち話でもいいんですよ、学校と地域が。それでいうコミュニケーションというのは、非常に単純で難しくないことなんだけど、何か難しくしてしまっていると思います。

そういう意味で、先ほどご答弁いただきました来年度学校地域とともに、地域学校協働活動の仕組みを活用した新たなプロジェクトを立ち上げていただくということで、モデル事例づくりに着手するといったことを取組宣言していただいたところでございまして、これは本当に期待をしたいと考えております。

まさにこの学校と、そして地域、私も当時代表質問で家庭の教育力ということを質問させていただきました。これは学校が責任を放棄するという意味じゃございません。家庭の教育力というものとともに、家庭というものをつくっていくと、これは学校づくり、地域づくり、そして家庭づくりという非常に大事なことだと思います。だから学校側に、教育委員会側にそれを全て私は押しつけるつもりは毛頭ございません。先ほども申し上げ

たように、市民文化局でも必ず質問しますから、これ。なので、学校側がぜひ理解をして努力をしてほしいという、今日、私はそういう指摘をさせていただきます。

地域学校協働活動という言葉がございましたので、ここを活用していくということ、この辺のところを引用させていただきますが、学校運営協議会で熟議された必要な取組等を形にする活動ということで、定義づけられているところでございます。

そこで今日、最後に締めの質疑を井上総務部長に私はお願いしたいと思います。

井上総務部長には、大きく2点伺ってまいります。順次質疑してまいります。

1点目は、当時対応していただいたその理由を伺います。

それから2点目は、学校と地域の関係構築としてのお考え、これを伺いたいと思います。

私ごとですみません、私が1期目の平成二十五、六年の頃であります、当時、市教委の総務部の庶務担当係長であった現在の井上総務部長には、地元の屯田にある水生植物豊かな湿地帯である東屯田川遊水地について、地域特有の貴重な資源を大事にして活用してほしいという私の懇願、ご相談に対しまして、有効活用に向けたアウトリーチの観点から、屯田にあります四つの小学校に対してすぐに動いていただいて、実際に校外活動に取り組んでいただいた記憶が懐かしいわけであります。

そこで井上総務部長に、まず、質問であります、教育委員会のご担当者のお一人として、なぜ自ら動いていただいたものか、ご記憶にある限りで構いませんので、教えてください。

●井上総務部長 ただいまの質問に対してですが、もう10年以上前ですので、ちょっと不確かな記憶なところもありますけれども、当時伴委員と東屯田川遊水地の話になりまして、私は恥ずかしながらその遊水地を分からなくて、ただ伴

委員のほうから、非常にすばらしい自然あふれる公園なんだというところで、そのときは特にそこを活用しろとかという話ではなくて、いろいろどうして子どもたちがあんまり行っていないのかなみたいな、そういうお話だったかと思うので、それこそ何か目的があったとか、そういったお話ではなかったように記憶しております。ただ、すごくすばらしい公園だというふうにお伺いしたことが記憶に残ってまして。その週か翌週ぐらいに、時間があるときに行ってみたんです。そうしましたら、本当に鳥のさえずりが聞こえ、池があるのでいろんな魚も泳いでいて、こういうところが札幌にあったんだということにちょっと感銘を受けまして、たまたま屯田地区の小学校の校長先生とお話をする機会があったものですからご紹介申し上げて、ぜひフィールドワークといいますか、自然体験の場で、今後計画をつくられるときに行ってみたらいかがでしょうかと、そういうようなお話をした記憶がございます。

●伴 良隆委員 記憶にある限りということで申しましたので、記憶の中でというお話でありがとうございました。

先ほど、コミュニティ・スクールの話がありました。僕は、先ほど言ったように難しい話ではないと思っているんですよ。まさに、たまたま今日、井上部長が総務部長としていらしているから、私は質問させていただきましたけれども、こういう本当に人が1人動くだけで、物事というのは変わっていくんですね。ですから、地域のこれは郷土学習とか、総合学習とか、課外授業のことで、別に社会でも理科でもそれは何でもありません。それを私がオーダーしたわけではなくて、まさに地域で子どもを育むということの大切さということ、私が当時の市のOBの方から教わったんです。

こういう目の前のこと、地域も大事にしないような市議員になるなって言われたんです。それで、自分のすごくこのすばらしい東屯田川の件を、

いろいろ問題もあったものですから、ぜひ見て知ってほしいということを私がお願いをしたということで、もちろんほかの整備も僕はやってきたんですけれども。

そういう意味で、当たり前であるようだけれども組織人として、なかなか自ら動くというの難しい部分があるかという中にも、熱意ある献身的な行動であったと私は非常に感銘を受けたわけであります。

まさに地域こそ原点、地域に家庭も学校があって、総じて子どもの育みと教育があるからして、学校と地域がどのような関係を築いていくかということが重要な論点であり、先ほど来のような諸問題の解決策そのものであると、私は思っております。

ですからPTAの問題、先ほど来の部活動の関係、それからいろんな境界線を越えたとか超えていないとか、そういういろんなこととか、またいろんなラリーがありますね、お互い批判したりと。こういうことというのは、やはり地域、そして人という部分のコミュニケーションだと、私はしよせんそこだと思っているわけであります。

そこで、当時体现していただいた井上総務部長にもう一度質問であります、この地域の視点から、地域全体で子どもの成長を支える取組についてどのようにお考えか、ご所見を伺います。

●井上総務部長 地域全体で子どもの成長を支える取組についてでございますが、地域学校協働活動につきましては、コミュニティ・スクールを進めていく上で重要な取組の一つであると考えておりまして、保護者、学生、企業など幅広く地域住民の参画をいただきながら、例えば走り方教室であったりあるいは餅つき体験といった行事などを、各学校が取り組んでおります地域の方々と連携して実施する様々な取組を、引き続き支援していきたいと思っております。

また、学校と地域の関係につきましては、先日、全校長を集め、来年度の教育方針を説明する機会

がございました。

その中で、山根教育長からこんなお話がございました。私たちは、とかく子どもを学校という植木鉢の中の苗木と捉えがちであるが、そうではなくて、子どもたちは地域という大地にしっかり根を張って育ち、学校に入学をしてきている。したがって、学校はこの地域という大地がどんな土壌なのか、十分に情報収集・把握した上で、保護者、地域の方々と協働するための環境を整え、それぞれの学校における教育を戦略的にデザインしていただきたいというお話を、教育長から全校長にいたしました。

教育委員会といたしましても、こういった視点の下で、各学校を支えながら、家庭地域とともに札幌の子どもたちを育てまいりたいと、このように考えております。

●伴 良隆委員 教育長がそういうお話、私の今聞いた話で言ったら、地域という大地にと考えてくれというお話を、全校長の中でされたということだと思います。返す言葉で言えば、それは学校長の皆さんだけじゃもったいないです。これは、地域にもその言葉を広げてもいいようなことです。我々地域側も学校に預けているわけなんですけれども、学校が何でもやるというわけじゃないと、やはり地域として育てているということを、逆に我々自身も反省しなきゃいけないと思っているところでもございます。

協議体、これからいろんな協議をして熟議をしていただきたいと思います。

ただ、組織になっていくとまた難しい話が始まるんですよね。だから、それはそれでいいと思いますが、その体制づくりもいいですけども、ふだんからやろうと思ったらできることというのはあるわけです。行事にももちろん参加するとか、さっき言った立ち話でもいい、ふだんから声をかけ合うとか、子どもを中心にやると。子ども中心だと言っていて、大人が中心になっているということ、結構あるんですよね。だから、そういう意味

でも根本は人と人と人ということでございます。地域と学校と家庭ですので、その辺の枠はあまり考えずに、コミュニティ・スクールという考え方は尊重しますが、ぜひ今後もお互いの理解が進むような市政、そして教育行政が進むように願ってやみません。

最後に、公私ともにお世話になりました井上総務部長の長きにわたるご奉職に、心より敬意と感謝を申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

●松原淳二委員 私からは、いじめ対策について3点伺います。

1点目は、いじめ防止対策推進法の適切な運用について、2点目は、いじめの重大事態調査について、3点目は、学校連携支援室について順次伺ってまいります。

初めに、いじめ防止対策推進法の適切な運用について伺います。

いじめ防止対策推進法は、いじめによる深刻な被害を防ぎ、子どもの生命や尊厳を守るために制定された極めて重要な法律です。法の理解が十分に浸透し、適切に運用されることが何より重要です。

今回、教育委員会が過去のいじめの重大事態に関する事案を改めて点検した結果、20件の事案について、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として、精査が必要であるとの判断に至ったと聞いております。

現在、鋭意、取組を進めているところと承知をしております。

今回の点検によって、これだけの事案について再精査が必要となったということは、学校現場において、法の趣旨や運用についての理解が十分に浸透されていなかった可能性も、否定できないのではないかと危惧をしております。

2013年、平成25年、いじめ防止対策推進法が制定され、施行から既に10年以上が経過をしております。この間、いじめ重大事態に関する社会的関

心は高まり、全国各地で重大事態の精査や調査や検証が行われるなど、制度の運用は積み重ねられてきました。

そのような中、法の理解や運用について学校現場に十分浸透していない状況があるとすれば、教育委員会として学校に対する周知や啓発、研修、指導、助言など、法の理解を促進するための取組が十分であったのかという点も問われると感じております。

そこで最初の質問ですが、いじめ防止対策推進法の制定以降、教育委員会として学校現場に対し、どのように法の理解を促進してきたのか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 いじめ防止対策推進法の、学校現場への理解についてでございます。

教育委員会におきましては、平成25年のいじめ防止対策推進法の施行以降、法の趣旨や基本的な考え方について適宜学校へ通知するとともに、教員を対象とした経験年数に応じた研修など様々な機会を通じまして、法に基づいたいじめの認知の考え方や組織的対応の重要性について、周知を図ってきたところでございます。

また、実際の事案への対応につきましては、学校が判断に迷う場合や、法の理解が必ずしも十分ではない場面もございまして、その都度適切な対応となるよう指導・助言に努めてきたところでございます。

令和6年の4月には、本市で発生しました重大事態調査の提言を受けまして、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を改定するとともに、各学校は学校いじめ防止基本方針を改定しまして、取組の強化を図っているところでございます。

教育委員会といたしましては、学校のいじめに関する取組について実施状況を確認するなど、学校が法を理解し、子どもの側に立って取組が適切に行われるよう、学校に働きかけているところでございます。

●松原淳二委員 適宜、機会を捉えて周知をしてきたと。そして、令和6年、2024年の方針改定

から取組を充実させてきたとのことであります。

現在、調査を進めている20件については、令和6年、7年度の事案は含まれていないということ、主に過去5年以内、令和2年から5年度の事案が多いと聞いております。

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を改定し、取組を強化する以前の事案について検証が必要であると、学校から上がってきていることを踏まえると、一部では、やはり法的な理解が十分でない状況があったのではないかと、または判断に迷うなどしたときの相談機能や、相談しやすい体制がなかったのではないかと。その上での判断に至ったということ、想像せざるを得ないかなと思っております。

現在、鋭意、精査が進んでいるということです。しっかりと精査を進めていただきたいと思います。ですが、やはり単にであったかなかったか、よかったのか悪かったのかだけではなく、その背景についてしっかりと検証することが重要です。決して、学校現場の法的な理解のみを理由にすることなく、その過程がどうであったかも含めて検証するように、まずは求めておきたいと思っております。

また、個人情報やプライバシーといった観点から難しいことは重々理解をしますが、この20件の精査した結果についても、工夫を凝らしながら誤解のないような公表に努めるよう、求めておきたいと思っております。

先ほど、札幌市いじめ防止等のための基本的な方針の改定以降で、精査が必要な事例はなかったということをお話させていただきましたが、やはり方針改定後であっても、いじめ防止対策推進法を適切に運用していくことということには、何ら変わりはありません。

そのためには、教育委員会として全体を把握し、必要な指導や支援を行っていくことは重要なことと考えます。特に、教育委員会制度の中には教育委員が置かれており、教育行政に対して市民の視点から点検を行い、必要な助言を行う役割を担っ

ていただいております。その意味では、いじめの重大事態への対応や、学校現場における法令に基づいた取組が適切に行われているかについても、教育委員会会議の場で状況を共有し、教育委員からの意見を受けながら改善を図っていくことが必要ではないかと考えます。

そこで、教育委員会会議におけるいじめに関する議題の取り扱われ方について、お伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 教育委員会会議における、いじめについての議題の取扱いについてでございます。

教育委員会会議は、教育行政の政治的中立性を確保しつつ、議題に関して様々な視点で委員から意見をもらい、札幌市の教育行政に関する事項について審議・決定する場と認識しております。

本市におきましては、いじめの重大事態の発生や事案の概要、対応状況、調査結果、再発防止策等につきまして、教育委員にご報告するとともに、いじめに関する様々な施策の提案等について審議をいただいているところでございます。

教育委員からは、これまでもいじめの未然防止の取組の充実や、学校における組織的対応の強化につきまして、様々なご意見やご指摘をいただきまして、いじめの施策に反映させているところでございます。

●松原淳二委員 中立性を確保し、様々な視点で意見をもらっているということで、いじめの重大事態の発生や事案の概要、対応状況、調査結果、再発防止策等についても教育委員に報告をし、審議をいただいているとのことでもあります。

引き続き、様々な視点で意見をいただきながら、必要な改善につなげるよう求めておきたいと思っております。

いずれにしても、いじめ防止対策推進法、これらの適切な運営に当たっては、法の理解はもちろんではございますが、やはり第三者の視点、専門家の知見といったことをしっかり取り入れながら、

適切な運営に努めていただくように、まずは求めておきたいと思います。

続いて、2点目のいじめの重大事態調査について伺います。昨今のいじめの重大事態が、大きく報道される機会が増えており、市民の関心も高まっているところでもあります。

いじめ防止対策推進法や国のガイドラインでは、重大事態は事案の社会的な大きさや深刻さだけで判断されるものではなく、一定の条件に該当した場合には、速やかに重大事態として対応することが求められているとされております。

そこで質問ですが、いじめ防止対策推進法において定められているいじめ重大事態の条件とはどのようなものか、お伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 いじめの重大事態につきましての、条件についてでございます。

いじめ防止対策推進法第28条には、いじめにより児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合、いじめにより児童生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合が、重大事態に該当するとされております。

重大事態の判断に当たりましては、学校や教育委員会が把握している事実だけで判断するのではなく、被害児童生徒や保護者から申立てがあった場合についても、重大事態の疑いがあるものとして調査に当たることが、国のガイドラインにおいても示されているところでございます。

●松原淳二委員 今、法の第28条では、一つとしていじめにより生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、二つとして相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と、示されているということでもあります。

確かに、明確に示されております。しかしながら、いずれも曖昧な表現でありまして、曖昧な基準となっております。

重大な被害、どういったものが重大なのか、ど

こまでが重大とみなすのか、また相当の期間、これがいつなのかと、どれぐらいなのかということなど、個々人の物差しでどうとでもなるような基準が示されている状況になっております。

その上で、総合的に判断するという自治体に丸投げをされて解釈し、取組を進めていかなくはならない状況であるという現状についても承知をしているつもりであります。

そういった現状ではありますので、現在、本市のいじめの重大事態調査においては、その調査及び再発防止策の検討に当たっては、学校だけでなく、弁護士や大学教授、心理士などの専門家が関わりながら進められていると聞いております。

そこで質問ですが、いじめの重大事態調査において弁護士、大学教授、心理士などの専門家は、どのような役割を果たしているのか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 重大事態調査における、専門家の役割についてのご質問でございます。

現在、本市では重大事態調査を行う場合、いじめについての事実関係の正確な把握、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、再発防止の観点について、専門的に分析して情報を整理していくことが重要であることから、弁護士や教育学分野を専攻している大学教授、心理士といった専門家を調査に加えることとしております。

第三者である専門家を調査に加えることで、公平性・中立性を確保するとともに、信頼できる調査にするためにも、専門家は大変重要な役割を担っていると認識しているところでございます。

●松原淳二委員 調査は公平性・中立性を確保するとともに、弁護士や大学教授、心理士の専門家に分析をいただいた上で、信頼性といった観点を重視しているということでもあります。

一方で、調査が長期化することによって、被害を受けた児童生徒や保護者の不安や負担が大きくなっていることも、指摘をされていると思います。

特に、いじめによって傷ついた児童生徒にとっては、自分の身に起きたことがどのように整理されていくのか、学校や教育委員会がどのように対応するのかということが見えない状況が長く続くことは、大きな精神的負担と考えます。

また、調査結果を踏まえた再発防止策が学校現場において実施されるまでの期間が長くなれば、同様の事案の再発を防ぐ取組にも影響が生じるものと懸念をするところであります。

その意味では、重大事態調査においては、丁寧さはもちろんではありますが、被害児童生徒のケアという観点からも、一定のスピード感を持って精査を進めていくことも重要ではないかと考えます。

そこで質問ですが、いじめ重大事態調査の長期化を避けるため、どのような対応を行っていくのか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 調査の長期化への対応についてでございます。

いじめの重大事態調査につきましては、事案の深刻さから、事実関係の確認や関係する児童生徒への支援など、極めて慎重な対応を求められることも多く、議員ご指摘のとおり、調査や対応に時間を要してしまうという課題もございます。

調査が長期化することによりまして、被害児童生徒や保護者の不安が長期間続くことにもつながりかねないことから、調査をできる限り速やかに進めていくことは重要であると認識しております。

このため、現在本市においては、国が示しているガイドラインを踏まえまして、調査の進め方や留意点などを整理しまして、本市独自のガイドラインの作成に取り組んでいるところでございます。

具体的には、調査手順を分かりやすく示すことに加えまして、専門家の助言について書面やオンラインなど様々な方法を積極的に活用するなど、より柔軟に専門的な助言を受けることができる仕組みを整える予定でございます。

今後は、被害児童生徒の心理的な負担に十分配

慮しまして、必要な調査について円滑かつ適切なものとなるよう、取り組んでまいります。

●松原淳二委員 今、本市の独自のガイドラインを作成しているということでありますので、先ほど少しお話をさせていただきましたが、法の基準は明確であっても曖昧なものとなっています。その上で、総合的に判断するということで自治体に丸投げをされているということですので、本市独自のガイドラインといったことをしっかり求めておきたいと思ひますし、いじめの重大事態調査になれば、専門家の知見といったことも取り入れることができますが、その入り口となる判断は、教育委員会や学校が行うこととなります。

より明確で、詳細な水準や基準、こういった数値なども明記をした上で、判断材料となるガイドラインの検討を求めておきたいと思ひます。

札幌市が独自に作成するガイドラインが、現場の判断のよりどころとして機能し、結果、子どものためになるものとなるよう、求めておきたいと思ひます。

次に、3点目の学校連携支援室について伺います。本年4月には、学校連携支援室が新設されることとなります。そこでは、いじめを含む複雑、困難な事案に対し、外部専門家等で構成されるアドバイザー会議を設置し、対応の検討や協議を行うとのことでありました。

先ほどの質疑の中でもありましたが、いじめ重大事態調査への専門家の参画と同様、対応の検討に外部の視点を取り入れることは公平性・中立性を確保する上で大変重要であると考えます。

また、アドバイザー会議の役割は、私たちとしても期待を寄せているところであります。しかし、アドバイザー会議においては、どの案件を会議に諮るのかという入り口の判断は、教育委員会側に委ねられていることとなるものと聞いております。

このアドバイザー会議は、教育委員会への専門的助言を狙いとするもの、先ほどの質疑の中でもありましたが、助言機関という位置づけだという

ことであります。決して、チェック機能としての役割を想定していないものではないかと想像して、私の中では捉えております。

新設される組織が真に機能するためには、教育委員会や学校の内部の理論に縛られない、外部の公正な視点によるチェック機能をいかに担保するのが極めて重要であると考えます。

そこで質問ですが、新設される学校連携支援室及びアドバイザー会議において、事案の選定を含め、外部の目によるチェック機能をどのように担保していくのか、確保していくのか伺います。

●菅野教職員担当部長 アドバイザー会議における、事案の選定についてのご質問だと思います。

先ほどの答弁のとおり、いじめ重大事態に係る対応につきましては、ガイドラインの策定等、いじめ対応の強化を図っていくところでございます。

このほかにも、学校における複雑で困難な様々な事案への対応が求められていることから、4月に学校連携支援室を設置し、教育行政内部の視点のみならず、第三者による客観的かつ専門的な視点を取り入れながら、さらなる対応を進める所存でございます。

具体的には、学校連携支援室において情報の収集・分析を行い、対応方針を検討するとともに、法律や心理学等の専門的なアプローチが必要な事案について、外部の専門家も参画するアドバイザー会議に諮り、助言を受ける予定でございます。

会議に諮る事案の選定の仕方を含め、会議運営につきましてもアドバイザーから意見をいただくなど、実際の運用を検証しながら必要な改善を検討するなど、より実効性のある対応を進めてまいります。

●松原淳二委員 この学校連携支援室の設置の経緯の中で、大きなミッションの一つが、対応が独善的なものにならないよう、専門家の意見を迅速に取り入れる必要があった点と、この点を聞いております。

この間の議論の中でもあったように、判断の入

り口、第一歩の判断が、やはり教育委員会や学校などといった独善的なものになってしまったことで、事態が大きくなってしまうという可能性を秘めているといったことがあります。

私としては、この連携支援室がその一助になると大変期待をしていただけない少し残念な思いはありますが、今ほど部長があったように、しっかり研修をして取組を進めていくということですので、期待をさせていただきたいと思います。

教職員相談室や、少年相談室などの各窓口や学校担当主任主事は、それぞれのセクションで取組を進めております。それぞれの判断が正しいか、それぞれの枠組みの中で正しい判断をしているその自負はあったとしても、横断的な視点でリスク分析を実施するこの学校連携支援室の期待は、大変大きいと思います。それぞれが判断したものがそのタイミングであったり、時系列であったり、心境、こういったことで多少そごが出てくる。そういったことも見ていただけるのが、この連携支援室の強みだと期待をさせていただいております。だからこそ、事案の件数、こういったことをしっかり見極めた上で研修を行いながら、見合った体制、こういったことがどういったものなのかということを検証しながら、体制の構築とさらなる充実に向けた検討を求めて質問を終わりたいと思います。

最後に、やはり子どもたちが置かれている環境ということは大きく変わってきております。行動範囲も、私たちが子どものときよりも大きく広がっており、SNSも普及され、世界とつながる環境が広がっています。限られた現実空間から、SNSやゲーム内チャットなどのインターネットを通じた仮想空間にまで広がる空間の中で、子どもたちを守る必要があります。既に学校内に寄らない事案も増えてきております。教職員のみの人パワーに限界があり、今日質疑をさせていただいたあらゆる手段を活用し、子どもたちを守る取組に教育委員会が先頭になって取り組んでいただくことを

求めて、全ての質問とさせていただきます。

●わたなべ泰行副委員長　　ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休　憩　午後5時25分

再　開　午後5時45分

●かんの太一委員長　　委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、質疑を行います。

●福田浩太郎委員　　私からは、これまでも様々な委員が取り上げておられましたいじめの防止と、また部活動支援の2項目について、順に簡潔に質問させていただきます。

最初に、いじめの未然防止教育についてでございます。昨今のいじめが複雑・深刻化している状況を見ますと、そもそもいじめが起こらないようにするための多様ないじめの未然防止の取組について、フィンランドにおけるいじめ防止プログラム*K i V a*のように、より実践的な取組を試してみることの必要性が増しているというふうに感じております。

こうしたことから、これまで折に触れて私ども会派では、その実践的な取組について取り上げてきたところでございます。

その後、教育委員会からは、実際の事例を教材として話し合う授業や、いじめの場面を疑似体験できるような授業に関するモデル研究を進め、効果的な指導事例を全市に展開するとの答弁があり、その取組について期待をしていたところでございます。

今回、その研究がスタートしてからちょうど2年が経過をいたします。その後の教育委員会の取組はどのようなものであったのか、また、いじめ防止のための取組について、今後どのように進めていくのか、具体的な取組内容について質問をさせていただきます。

そこで最初の質問ですが、これまでのいじめ防止のための実践的な研究の取組状況について、お

尋ねをいたします。

●喜多山児童生徒担当部長　　これまでのいじめ防止のための実践的な研究の取組の状況についてでございます。

いじめの防止に向けましては、いじめが発生した後の対処のみならず、そもそもいじめを発生させない態度を育むことや、いじめを生まない学校風土を醸成することなど、未然防止の取組が重要であると認識してございます。

このため、令和6年度から札幌市研究開発事業、いじめの防止等に向けた取組の推進を立ち上げまして、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実践経験豊富な現場の教員に加えまして、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士などにも参画をしていただきまして、専門家の知見を取り入れた研究開発に取り組んできたところでございます。

令和6年度につきましては、子どもがいじめる側や周囲でいじめを見て見ぬふりをする者、それぞれの立場に立ってどのように行動すべきかを考える、授業公開を伴う実践的な研究を行いました。最終的には、いじめを仲裁できるような行動力を身につけられるよう、取り組んできたところでございます。

令和7年度、今年度につきましては、嫌悪感や嫉妬心など、相手に対して否定的な感情が高まったときに、自分自身の行動がいじめにつながらないようにするためにはどうしたらよいかを考えると、このような授業の実践に取り組んできたところでございます。

●福田浩太郎委員　　研究事業を行っているということで、道徳の授業を通して実践的な研究を進め、そして各学校に周知をするなど、いじめ防止のための具体的な取組を進めていただいていることを理解いたしました。ただ、2年続けて研究に取り組んだということでございますが、いじめはなくなるものではなく、刻々と変化をしていくものでありますので、引き続き研究を続けて

いくことが必要だというふうに思います。

いじめを防ぐためには、子ども一人一人がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに向かわない態度や意識を育むことが必要であり、学校が継続的に取り組めるよう、教育委員会がより一層実践的な研究を進めていく必要があると考えるところでございます。

そこで質問ですが、今後のいじめ防止のための実践的な研究の取組について伺いたいします。

●喜多山児童生徒担当部長 今後のいじめ防止のための、実践的な研究の取組についてでございます。

いじめの未然防止の取組に当たりましては、教職員がいじめの発生に関する子どもの心理の状態を理解するとともに、子ども一人一人がいじめを自分のこととして捉え、相手の立場に立って考え行動できる力を身につけることが重要と認識しております。

令和8年度は、インターネット上やSNS上での事案など、見えない相手の立場に立って考え、行動することのできる力を身につけるための実践的な研究に取り組む予定となっております。

今後は、これら3年間で蓄積したプログラムを全市の学校に周知しまして、各学校がこれらを参考にして、子どもの体験的な学びを計画的に取り入れることで、子どもがいじめに向かわない力を身につけられるよう、取り組んでまいります。

●福田浩太郎委員 次年度のテーマ、また今後の全市展開といいますか、周知に向けた取組ということで承知をいたしました。

私も、その成果の一部途中の段階だと思いますけれども見せていただきましたが、非常に子どもたちが授業の回数を経るごとに自分事として、自分の判断でどう行動を取るべきかということを考えられるようになる、先ほどあった事業公開の内容、また大きく八つの事例について、よくある、本当によくある具体的ないじめのこの事例を通して、弁護士、スクールカウンセラー、スクー

ルソーシャルワーカーなどの専門家の見解も入れながら、様々なアプローチで分析をしているというこのまとめ、大変により取組だなというふうに感じたところでございます。

K i V aプログラムのような、いじめの未然防止のための実践的取組については、令和3年度に発生をし、子どもの命を守ることができなかった重大事態を受け、基本方針を改定し、私どもの主張も踏まえて着実に研究を重ね、しっかりとした成果を上げてきたということだと評価をいたしております。

研究予定は、来年度が最終年度となるというふうに理解をしておりますけれども、この3年目も大いに議論を重ねて、札幌らしいいじめ防止プログラム開発をしていただきたいというふうに思います。そして、各学校での活用につなげていただくことを求めて、この質問を終わります。

次に二つ目、部活動が縮小傾向にある中における活動機会の確保について、お尋ねをいたします。

私からは、先ほど来もご質問がございましたが部活動の、子どもの機会の確保という観点で、尋ねていきたいというふうに思うんですけれども、現在、部活動の地域展開に向けて検討を進めているということは、先ほど来の質疑でも確認をさせていただきました。

地域展開に向けては、持続可能な環境整備の検討は我が会派としても必要なことだと、大変重要なことだと評価をしております、着実に進め、検証をしていっていただきたいというふうに求めておきます。

一方で、市内の小中学校においても、生徒数の減少等の理由により部活動が廃部になったり、また単独校ではチーム編成に必要な人数が集まらず、大会出場はおろか、日々の練習すら満足にできない部活動もあるものだというふうに承知をしております。

部活動の地域展開が、こうした課題を解決するための取組であるということは理解をしております。

すけれども、全市的に地域展開が完成をするまでにはまだ、相当の時間を要するというふうに思います。

それまでの過渡期においても、今いる子どもたちが活動を諦めることがないよう、教員の働き方改革という視点だけでなく、子どもたちが満足に活動できる環境をどう守るかという視点の取組も必要でございます。

そこで一つ目の質問ですが、部活動が縮小傾向にある中で、子どもの活動機会を確保するため、教育委員会としてこれまでどのように対応してきたのか、現状についてお尋ねをいたします。

●吉田調整担当部長 活動機会の確保に向けた対応の現状について、お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、中学校の小規模化等により、各学校における部活動の設置数は減少傾向にございます。そのため、平成29年度から自分の学校に希望する部活動がない場合や、人数不足で活動ができない場合に、近隣の学校の運動部活動に参加することを可能とする運動部活動学校間連携方式という制度を導入しまして、機会の確保に努めてきたところでございます。

この制度の活用は年々進んでおりまして、今年度においては市内55校で179人の生徒が13種目で制度を活用し、他校の部活動に参加している状況です。

また、令和5年度から学校間連携方式の要項を改正いたしまして、それまで他校の生徒は参加の認められなかった中体連の主催の大会への出場を可能とすることで、日常の練習の場だけではなく、子どもたちが日頃の成果を発揮し、目標に向かって挑戦できる機会を確保するなど、活動環境の充実を図ってきたところでございます。

●福田浩太郎委員 これまでの対応状況、承知をいたしました。

学校間連携方式が、生徒の活動機会を守るセーフティネットとして機能をしているというふうに評価をいたします。

しかし、少子化の影響が年々深刻化をしていくことが見込まれる中、全ての子どもたちのやりたいという意欲を支えるために、現在の仕組みにとどまることなく、対象者の範囲や支援の在り方について、さらなる充実を図るべきと考えます。

そこで質問ですが、今後、活動機会の確保に向けた取組をどのように充実させていく考えか、お尋ねをいたします。

●吉田調整担当部長 取組の充実について、お答えいたします。

学校間連携方式は、これまで運動部を対象に運用を行っていましたが、文化芸術活動への参加を希望する生徒にも広く活動の機会を提供できるよう、来年度から対象を文化部にも拡大する予定でございます。

また、文化部への対象拡大を機に、改めて学校間連携方式の制度や意義につきまして、丁寧な周知を行いながら、学校とともに活動機会の確保に努め、生徒たちがスポーツ・文化を問わず多様な選択肢を持てるよう、より一層の活動促進に努めてまいります。

●福田浩太郎委員 学校間連携方式、来年度からは文化部にも拡大をされるということでございます。

スポーツのみならず、文化芸術を愛する子どもたちにとっても活動の選択肢が広がる大きな一歩であり、評価をさせていただきます。

今後、部活動の地域展開を本格的に進めていくに当たっては、スポーツ環境整備はもちろんのこと、合唱や吹奏楽、美術といった文化芸術活動についても決して置き去りにすることなく、地域の中でしっかりと活動を継続できる体制づくりを進めていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

●川田ただひさ委員 私からは、学校施設の活用の在り方ということで、いろいろとお話を伺いたいと思います。

まず、初めにこの学校施設の目的外使用の現状

と課題について、お尋ねいたします。先日の山田洋聡委員が、第1回定例会においても触れましたけれども、令和8年度から土日祝日における学校施設の目的外使用による利用時間が短縮されること、このことについてさらに詳細でお伺いしたいと思っております。

学校施設など、土日祝日における目的外使用時における学校管理は、平成20年度以前は日直代行制度により行われていたところではありますが、平成20年度をもって小学校における日直代行制度が廃止されたことに伴い、平成21年度から現行の学校施設利用管理委員配置事業として、利用管理員を配置することに至ったと聞いているところでございます。

平成21年度の制度発足時から、午前9時から午後1時まで、午後1時から5時まで、午前9時から午後5時までを利用可能とし、当該月内の利用上限回数の中で各学校が調整してきたと伺っているところであります。

そうした中、令和8年度には午前9時から午前12時まで、午前12時から午後3時までの各3時間に短縮をされるということに、今検討されているということであります。

この方針決定の背景として、国が示した中学校の部活動のガイドラインに記載されている活動時間も、参考にしたと伺っているところであります。少年団の多くが、学校の体育館やグラウンドで活動しており、区体育館等のスポーツ施設の予約が取りにくく、代替施設の確保が困難な状況であることから、スポーツ少年団への影響は大きいと考えております。

また、子どもたちが少年団活動に参加するに当たり、子どもたちが通いやすい近隣の小学校で活動できることも、重要な要素となっております。

そこで一つ目の質問でありますけれども、小学校における目的外使用の現状と課題について、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 学校施設の目的外使

用の現状と課題についてのご質問でございます。

目的外使用は、学校施設などの行政財産につきまして、本来の設置・使用目的を妨げない範囲で別の用途に限定的に使用許可する制度でございまして、本市の小学校においても体育館やグラウンドなどの貸出しを行っております。

地域の少年団が小学校を利用する場合、平日においては学校管理職が、土日祝日については先ほどの先生ご指摘のとおり、委託の事業者が施設の貸出しを行っておりまして、いずれも無料で利用することが可能でございます。

令和6年度の学校施設の利用実績といたしましては、約5万件でございます。平日や土日祝日を含めまして、学校施設の貸出しに当たりましては、利用当日の鍵の明渡し、開け閉めに加えまして、施設の見回りだとか破損時の対応など、利用する団体と施設管理面での調整を行うなど、多くの人手を必要としているという現状でございます。

●川田ただひさ委員 少年団の活動において、目的外使用というのは非常に大きい役割を私は担っていると思っているところでもございます。

そういった中で、ただもちろん管理する側のいろんな事情もあることは、私は承知しております。ただ、やはりスポーツ少年団だけでなく芸術の分野でもそうですが、子どもたちがまた学校の授業とは違う形でいろいろ活動することは、心身共に教育的な観点からも、健康の面からいっても必要だというふうに考えております。

私は先日、スポーツ局のほうでも質疑いたしましたけれども、やはりスポーツ局のほうでもこの子どもたちのスポーツに臨む姿というのは、生涯にわたってとても必要であるという認識であるということで、とても重要だというふうになっているわけであります。

そういう意味において、やはりこの学校施設がその地域のスポーツ少年団の中心となっているということを考えますと、どのようにして今までどおりやっていくかということも、私は重要だと思

っております。

そういう意味で、管理にも当然いろいろな事情があるわけでありますから、そういった調整も含めて考えたときに、いかに人手に頼らないでできるかということも必要なのではないのでしょうか。そういった視点から、お伺いしたいと思っているところでもございますが、引き続き様々な視点で検討を重ね、学校施設を少年団や地域の方々にとって活用しやすいものに、私はなってもらいたいと考えております。

施設の管理の点では、将来的には人手を介すことなく利用できるようにするべきであるというふうに考えております。会議や、施設の管理の主体が一部外部に移ることの懸念や、セキュリティ面の考慮など、慎重に検討すべきところは当然あると承知しておりますけれども、学校施設を柔軟に利用できるようなことで、利用者の満足度は向上し、また、学校施設を管理する学校管理職にとっても、負担軽減につながると考えております。私は、そのほうがよい方向になると思っております。

実際に他都市においては、無人で学校施設の貸出しを行っている例もあると聞いております。無人で学校施設の貸出しを行うことができれば、委託に関する人件費の削減や、また学校管理職の負担減にもなり、今回見直しされるような利用時間の短縮なども行わずに済むのではないのでしょうか。

そこで二つ目の質問でありますけれども、本市においても人手を介すことなく、学校施設を貸し出せる枠組みを検討するべきではないかと思いますが、いかがかお伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 人手を介さないで、学校施設の無人管理ができないかというご質問でございます。

札幌市では、一部の学校においてキーボックスを導入しております。利用者自らが施設利用後に施錠をし、鍵をキーボックスに返却をするという仕組みでございます。

ただ、返却時には人手が必要ではないのですが、施設の利用のときに、施設の異常がないか状況確認の上で、委託事業者が利用者に鍵を渡すという必要がございます。

また、本市において年々目的外使用の件数が増えてきておりますので、より効率的な施設の貸出しが求められているというふうに認識しております。

他の自治体においては、人手を介さずにドアの施錠や開錠を行うことで目的外使用、それから学校開放事業の双方において、利用している例もあるというふうに聞いております。

こうした状況を踏まえまして、運用上の課題を整理しまして、鍵の受け渡しなど人手を介さずに適切に施設の維持管理を行う方法につきまして、来年度から着手してまいりたいというふうに考えております。

●川田ただひさ委員 人手を介さないように、いろいろと考慮して着手していただくということで、私はとてもそれはありがたいと思っております。

もちろん先ほども言いましたが、セキュリティの面とか、または責任の所在でありますとか、そういったことは当然必要だとは思いますが、できることをやることでスポーツ推進計画でも、また教育の推進計画においても、全てにおいてスポーツや、または芸術分野で子どもたちの課外活動というのは重要であるという部分をさらに具体的にするためには、学校施設を使えるようにしていくというのは、とても重要だというふうに考えているところでもございます。

もう一つ言えば、DXということで、いろいろと私も東京とかでいろいろと会議とかをするときに、もう今は人を介さないで貸出しをしているところも、オンラインで鍵の施錠もできたりであるとか、そういったのがだんだんもう発達しているのを私も見ておりますので、学校施設にそれができるかどうかというのはまた別だとは思いますが

ども、DXという視点からも、そういったことも将来的には考慮していくということも、私は必要なのではないかというふうに思っているところでもございます。

まず、そういうことで考えたときに、やはりこの学校施設というのは、もう今は多機能にわたっているいろいろと重要じゃないかというふうに、私は考えているところでもございます。

代表質問に引き続き、体育館や教室、グラウンドなど、学校施設使用の在り方について、今回はふだんの練習を行っているスポーツ少年団の使用時間が1時間短縮されることについて、土日祝日における目的外使用の枠組みに特化した質疑をいたしました。

それは、通常の授業からさらにスポーツ少年団を通じた競技の練習、または芸術分野での活動など、子どもたちの心身の成長を地域の方々を巻き込んで、その地域に活気を与えることが重要であると考えております。

教員の働き方改革や、または財政の問題に課題があること、その地域の中心である学校の目的外使用の利用時間を拡充していくと、私はそういった問題があるにしても拡大していくべきであるというふうに訴えて、質疑を行ったところでもございます。

その中において、学校の管理責任者である学校職員の社会環境も変化し、課題がいろいろとあるわけでありましてけれども、今後も大規模災害が発生したときの避難所にもなる学校施設を管理者、または利用者が納得して機能的に活用していくことが必要だと思いますが、私は教育長から見解を伺いたいと思っております。

●山根教育長 学校施設を管理者や利用者が機能的に活用していくことについてのご質問であります。

ご存じのように、学校施設はまちづくりセンターや地区会館、児童会館等を併設している例もあります。

また、地域の方々の様々な活動の場として、長年親しまれてきたという歴史もございます。

そういった意味で、子どもたちを含む地域住民や行政等を結ぶ地域の中核となるという公共施設であると、認識をしております。

また、災害時には学校が避難所として利用されていることは、言うまでもないことであります。

そういったことから、学校施設は児童生徒や学校職員にとって、安全・安心で使いやすいものであることに加えて、地域の方々による利用や避難所運営など、学校教育活動以外の様々な場面においても利用しやすい施設となることが、肝要であると考えております。

段々の質疑にあるような、昨今の状況の変化に対応できるように学校施設の利活用の在り方、これにつきまして早急に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

●川田ただひさ委員 早急に検討を進めていただくということで、お話を伺いました。

もちろん、多分もうずっと前から学校施設というのは地域においてとても重要で、様々な多機能な形で活用はされてきたと思います。

ただ昨今、例えば厚別区であれば、もみじ台を中心に中学校も含めてどんどん閉校になっていくと、私が通った青葉小学校も今では更地であると。そういったことも考えると、この環境というのは、どんどん悪化して、これはもちろん財政上だけじゃなくて少子化の問題やまちづくりの問題とかいろいろとありますから、一概に言えないわけでありまして、できる場所が少なくなっているというのも事実でございます。

そういった中で、いかにして今ある学校施設を使いながら子どもたちの健全な育成、または地域の活性化につなげていくのか、こういったことの必要性というのは私は感じております。

遠隔操作やDXを生かしていくことも、今後学校施設でも考えていくべきであるということは、先ほどもお話しいたしました。他都市でも取り組

んでいるということも、お話をしたところでもございます。

人を介さない学校施設管理を、来年度に目指すという回答をいただいたところではありますけれども、何回もお話しているように学校施設の役割は多岐にわたり、地域と密接な関係を保ちながら子どもたちを見守っていくことが、私は必要だと思っております。

先ほど以来の様々な質疑の中でも、こういったやり取りはあったわけですので、多機能な部分があること、このことがある意味では学校施設の活用のこととしては必要だと思っております。

現に、第2期札幌市教育アクションプラン（前期）でも、先ほども質疑がありましたが、地域の学校協働活動推進事業施策として、子どもたちを対象に、地域の力を生かした多様な学びや体験機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成しますと。

先ほど、藤田委員からもお話があったコミュニティ・スクール推進事業施策でも、家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性を持ち、子どもたちを育む地域とともにある学校づくり、この地域とともにある学校づくりを進めるため、学校運営協議会制度を導入しますというふうになっているわけであります。

そういうことを考えれば、地域とともにある学校づくり、その中の一つとして、今日は目的外使用の部分でスポーツ少年団でありますとか、または芸術分野の話もさせていただきました。

セキュリティは当然重要で、鍵などの管理の責任所在などを考えた上で、さらに柔軟に利用できる体制が学校周辺の活性化にもつながると考えます。もちろん、教職員の勤務時間も考慮することは、私は必要だと思っておりますが、平日も含めて目的外使用の時間など、再度考慮していくべきであると考えております。

そこで再度、教育長に質問であります。さら

に今まで以上に平日も含め、スポーツ少年団や芸術などのサークルなど、子どもたちの課外活動が活発に活動ができるように学校管理の体制、予算の枠組みや委託の在り方も、来年度は全面的に見直していくことも必要ではないかと考えますが、いかがかお伺いいたします。

●山根教育長 学校施設管理の在り方に関する、改めてのご質問であります。

部活動の地域展開も、時期的に検討の大詰めを迎えてくる段階にあります。学校施設の在り方という意味では、ちょうど大きな転機に差しかかっているところかと思います。

先ほど来申し上げましているとおりの、学校教育活動以外での様々な場面において、学校施設は利用されております。そういった観点に立ちまして、先ほど来キーボックスなどのハード面の整備の検討ということを申し上げましたが、それに合わせまして、運用面でも様々な工夫ができると思いますので、そのことについても含めまして、早急に検討させていただきたいと考えております。

●川田ただひさ委員 運用面でも考えていただくということで、先ほど前段にお話ししたましたが1時間ずつ少なくなっていくと。こういったことも含めて従来どおり少年団の方や、芸術分野のサークルの方ができるようにしていただけるかというふうに思っておりますので。

私、いろんな競技の団体の方にお伺いしました。野球の方もサッカーの方もバレーボール、バスケット、どの団体の方もそれぞれ競技は違いますが、やはり練習時間が少なくなるというのは困っているのは共通して、これを否定する人は1人もいなかったわけであります。

先ほど、ただ単に練習を長くやればいいのかという国のいろんな指針の部分では、もしかするとそういったのも含まれているのかもしれないんですけど、何回も言いますように、これはもうそういった効率的なものというよりも子どもたちと、またそれを指導している指導者、そして支えてい

る親御さんとのある意味、絆をしっかりと保ったようなですね、それを超えた私は活動なのだというふうに思っております。

まず、私が小学生のときに剣道をやっていましたけれども、親がほとんど来るということはなかったのですが、今はもう本当に親御さん一緒になって支えていると。こういう姿というのが、まさしく一つ重要なんだろうと、教育的視点からも重要なんだろうというふうに思っておりますので、やはり練習時間が少なくなるということは、誰もが今、目的外使用で常時使っている方は望んでいないということだけは、はっきりと言えるわけでございます。

そういった視点から考えたときに、もう一つ重要なことは、私は育成委員もやっておりますが、その研修会でも子どもたちを、例えばスマホでありますとかゲームでありますとか、こういったことを長時間やらせない、一つそれを話す活動としても、とてもこの少年団や芸術分野のサークル活動が重要であるということ、これを考えれば、やはり練習時間をいかにして確保してできるか、または使用できる柔軟な対応ができるかということは、地域にとっても重要であるということを改めて述べまして、私の質疑を終了いたします。

●ふじわら広昭委員 私は、2項目質問いたします。

1項目めは、教員の採用についてです。2項目めは、市立札幌大通高校の海外帰国生徒の自己推薦入学者選抜についてです。

初めは1項目め、教員の採用についてです。最初の質問は、2026年度の採用予定者と校種別の内訳辞退者数についてです。

昨年の決算特別委員会で、2025年度に実施した教員採用検査の受験者総数について質問しました。

答弁では、受験者総数1,272名のうち、最終合格者は343名とのことでした。

新年度まで、本日を含め13日となり、既に2026年度採用予定者には配属先の通知を行っている

と思います。

そこで質問ですが、2026年度に新規採用となる予定の職員数と校種別の内訳、また辞退者数について伺います。

●菅野教職員担当部長 令和8年度の採用予定者と校種別の内訳、辞退者数についてでございますが、令和8年度の新規採用正規教員の予定者数は329名となっております。

校種別では、小学校・幼稚園教諭区分が155名、中学校・高等学校教諭区分が121名、特別支援学校教諭区分で44名となっており、このほか養護教諭6名、栄養教諭3名となっております。

なお、今年度最終合格者のうち、辞退者は計20名でありました。

採用予定者数につきましては、年度当初に策定しております採用計画に基づいて決定しておりますので、今年度も必要数の分の採用者を確保できている状況でございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、特別支援学校教諭区分の受験者数の減少に係わる市教育委員会の受け止め方についてです。

新年度の採用予定者数や、必要分の採用者を確保できたとのことでありましたが、優秀な人材を確保し続けるためには、1人でも多くの方に受験していただく必要があると考えます。

昨年の決算特別委員会では、前年度の実施検査と比べて受験者が50名増加し、受験倍率も0.4ポイント増加したとのことで、大学3年次からの選考実施や、積極的な採用広報などの効果ではないかとの答弁もありました。

全国的にも、教員志願者が減少傾向にある中で、今年度の検査においては、受験者が増えたようですが、受験区分別の内訳を見ますと、特別支援学校教諭区分のみ唯一受験者数が減っています。

そこで質問ですが、特別支援学校教諭区分の受験者数が減少していることに関して、市教育委員会の受け止めに伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 特別支援学校教諭区分

の受験者数の減少に係る、市教委の受け止めについてでございます。

委員ご指摘のとおり、特別支援学校教諭区分は受験者数、受験倍率共に近年下がり続けている現状でございます。

小中学校における特別支援学級数は急速に増加し、特別支援教育を担う教員人材の必要数が増えている一方で、特別支援学級等に配置する教員を採用する特別支援学校教諭区分の受験者が減っているのは、大きな課題であると認識しております。

国においても採用段階において、特別支援教育に係わる経験を考慮するなどの工夫を講ずるよう努めることが示されており、本市としても特別支援教育に携わる教員人材の確保に向け、一層の取組が必要と考えているところでございます。

●ふじわら広昭委員 この項目の最後の質問になりますけれども、次の質問は、特別支援教育に携わる教員人材の採用に関する新たな取組についてです。

特別支援教育を担う人材がより多く必要とされている一方で、受験者数が減少しており、優秀な人材の確保が課題であるとのことでありました。

札幌市学校教育の本書においても、インクルーシブ教育システムの構築は重点として掲げられており、特別支援教育を担う教員人材の確保や育成、専門性の向上は重要であり、対策を考える必要があります。

そこで質問ですが、このような課題を踏まえた上で、特別支援教育に携わる教員人材の採用に関する新たな取組について伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 特別支援教育に携わる教員の採用に関する、新たな取組についてでございます。

これまで、特別支援学校教諭区分として独立して設けていた受験区分を、小学校・幼稚園教諭区分、そして中学校・高等学校教諭区分の中に包含させ、特別支援学級と通常学級を併願できる制度を導入いたします。

加えて、通常区分と特別支援区分の併願を希望する者に対しては、新たな特別加点制度を設けます。

従来、一つの区分のみで可否を判定しておりましたが、併願を希望した場合は、通常学級と特別支援の二つの区分で選考を受けられることになり、受験者にとっては採用となる可能性が広がるものと考えております。

併願制度の導入や、特別加点の付与といった新たなインセンティブを設けることで、通常学級での教育のみならず、特別支援教育にも意欲、関心を持つ人材を増やし、特別支援教育を担う教員人材の確保につなげてまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

先ほども申しあげましたように、やはり多くの方に受験をしていただくことが極めて重要であります。そういう意味では、2025年度に札幌市教育委員会が大学1年、2年、3年生を対象に、学年別に内容を変えて初めて開催した教師夢プランの開催を継続し、さらにその内容についても改善、工夫をしていくことを求めていると思います。

次は2項目め、大通高等学校の海外帰国生徒等枠を活用した自己推薦入学者選抜についてです。

最初の質問は、市立札幌大通高校における海外帰国生徒等枠についてです。大通高校は、当時の札幌市教育委員会の高校教育改革推進計画を踏まえ、2006年に策定された札幌市新定時制高等学校基本構想を基に午前・午後・夜間の3部制や単位制を取り入れられた新しいタイプの定時制高校として、2008年に開校をしております。

その新たな発想による高校づくりは、文部科学省をはじめ、北海道内外から注目を集め、多くの方が視察に来られていったと思います。

この大通高校を参考にしてつくられた高等学校も、全国に多数あるわけでありましてけれども、私は以前教育委員会から説明を受けた際には、広島県の広島市の教育委員会から、広島市でもこうし

た学校をつくりたいということで、札幌市に教員の受入れの要請があったそうではありますが、札幌市もそれに応じてお互いに教員を交流するという人事交流を行ったというふうに聞いているわけでもあります。

中学校時代に、様々な事情により十分に学べなかった生徒も大通高校で学び、その多くが自信を持って社会に出て活躍をしています。

また、大通高校においては、多様な背景を持つ子どもたちの学びを保障するため、海外帰国生徒等枠という特別な入学枠を設けています。近年、国際化の進展や社会情勢の変化に伴い、外国にルーツを持つ生徒などが増加しており、こうした生徒たちが安心して学ぶことのできる環境を整えることは、札幌市の教育の多様性と包摂性を高める上で、極めて重要であると考えます。

そこで質問ですが、近年の海外帰国生徒等枠を活用した自己推薦入学者選抜への出願者数と、選抜方法について伺います。

また、その結果、入学者数はどのようにになっているのか、併せて伺います。

●佐藤学校教育部長 海外帰国生徒等枠を活用した自己推薦入学者選抜について、お答え申し上げます。

市立札幌大通高等学校の入学者選抜における海外帰国生徒等枠は、日本語には不安があるものの、札幌での高校進学に意欲のある生徒を対象とした制度でありまして、開校当時のニーズを踏まえ、2月の自己推薦入試では5名程度、9月の一般入学者選抜後期では若干名を定員としております。

入学者選抜における自己推薦書及び作文は、多言語での提出を可能としており、加えて面接においても特別な配慮として、多言語による通訳を可能な限り配置し、入学への意欲等を丁寧に把握しているところでございます。

直近の過去3年間では、35名がこの枠を活用して出願しており、そのうち24名が入学して学んでいるところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、海外帰国生徒等枠で入学した生徒のカリキュラム等についてであります。

異なる文化や言語の中で育ってきた生徒たちが、日本の高等学校教育に適応し、主体的に学び進めるためには、個々の日本語能力や理解度に応じたきめ細かなカリキュラムの編成が不可欠です。

また、こうした専門性の高い指導や、生徒の悩みや困りも含めたサポートを継続していくためには、外国籍等の生徒を支える教職員の体制が重要であります。

そこで質問ですが、海外帰国生徒等枠で入学した生徒に対して、どのようなカリキュラムで授業を行っているのか伺います。

また、海外帰国生徒等枠に対応する職員の体制について、併せて伺います。

●佐藤学校教育部長 海外帰国生徒等枠で入学した生徒のカリキュラム等について、お答えいたします。

海外帰国生徒等枠で入学した生徒につきましては、通常クラスとは別に設けております国際クラスに所属し、1年次においては、個々の日本語の習得状況に応じて、個別指導を基本とした日本語の学習に重点を置いた、特別なカリキュラムを設定しております。

2年次以降は、1年次に習得した日本語の能力や日本の学校文化への理解を生かし、単位制の利点である柔軟な科目選択を活用しながら、生徒が自身の興味・関心に合わせた授業を選択しております。

また、生徒の状況に応じまして、母語支援を行う外部支援者と生徒が、自国の言葉を用いて会話や相談ができる仕組みを導入しておりまして、学習や生活進路等への相談や、生徒の精神的なケアに努めているところでございます。

さらには、日常的な授業や生徒への支援に当たっては、加配教員や時間講師、外部の支援者などの連携により、日本語に不安のある生徒が安心し

て学ぶことができるよう支援しているところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、海外帰国生徒等枠の評価と課題についてです。

海外帰国生徒等枠に対応するカリキュラムや、教職員の体制について答弁がありましたけれども、私は海外から来日した子どもが安心して学ぶ体制としては十分ではないと感じており、教育委員会として一層の体制の強化を図っていくべきと考えております。

大通高校における海外帰国生徒等枠は開校以来、困難な状況にある生徒に寄り添い、重要な役割を果たしてきました。言語の壁を越えて自らの進路を切り開いていく姿は、同校の教員のきめ細かな支援に支えられた成果であると評価をしたいと思います。

今後も、社会状況の変化から、言葉や文化の壁を抱えながら札幌で学ぶ子どもは、増加をしていると考えられています。今後はそのニーズに応えつつ、様々なルーツを持つ生徒たちが一層力を発揮できる環境づくりを進めていくことが、求められていると思います。

そこで質問ですが、札幌市教育委員会では海外帰国生徒等枠に対しての評価と課題について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 海外帰国生徒等枠の評価と課題について、お答えいたします。

海外帰国生徒等枠は、開校時の理念であります多様な生徒の受入れ、これを具現化した一つの形として、札幌に住む日本語に困りを抱えた生徒の受験機会を確保することを想定して創設された制度でございます。

開校して18年が経過する中で、この制度により入学した生徒は教職員の支援の下、その多くが3年または4年で卒業しており、生徒の学びを保障し、社会的自立を支えるという意味で、一定の役割を果たしてきたと捉えております。

他方、昨今本市においても、日本語指導を必要

とする多様な背景を持つ小中学生が増えている現状を鑑みますと、高校進学へのニーズも今後増加・多様化していくことが考えられます。

このような状況も注視しつつ、今後、海外帰国生徒等枠へのニーズに関する情報を、帰国外国人等を対象とした進学説明会などの機会を通じて収集するとともに、今後の高校改革全体の議論の中でも制度の在り方について検討するなど、多様性を包摂する教育環境の実現を目指して取り組んでまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

海外帰国生徒等枠など、開校以来大通高校で培われてきた様々な知見は、札幌市の学校教育にとっては重要な財産と言えます。

今後の市立高校の在り方を考える上では、大通高校のこれまでの学校づくりの成果や課題をしっかり捉えて、それを踏まえて未来の札幌市立高校づくりの検討を進めるために、今後策定される（仮称）第2次札幌市立高等教育改革方針案に反映をさせていくべきだと思います。

部長の答弁にもありましたように、海外からのこうした対象となる児童が増えているということでもありますので、どうかこの5名程度という枠の在り方についても、もう少し増やすようなことも含めて、この教育改革方針案の中に反映することを強く求めて、質問を終わります。

●山口かずさ委員 ラストです。皆さんの思いを受けて、サクサクいきたいと思います。

私からは、ラーケーションについて伺います。

まず、初めに、ラーケーションの意義について、土日等に休みを取得しにくい保護者がいる中、子どもが平日に学校を休み、家族と過ごすことができるこの制度は、子どもの成長機会を広げるとともに、保護者の働き方の課題にも応えるものであり、極めて現代的かつ実効性の高い取組です。

既に、愛知県をはじめ全国で導入が進んでおり、

検討段階ではなく実行段階に入っている施策です。

私は、これまでも定例会や特別委員会で、札幌市においても全国に遅れることなく導入すべきであると繰り返し伝え、教育長及び教育委員会の前向きなリーダーシップを求めてきました。

こうした中、2025年11月に北海道が休み方改革に関するアンケート結果を公表しました。本アンケートは、道内における制度の認知や理解の実態を把握するものであり、政策判断の基礎となる重要な資料です。

そこで質問です。札幌市教育委員会として、この北海道が公表したアンケート結果をどのように受け止めているのか、お伺いします。

●佐藤学校教育部長 北海道のアンケート結果について、受け止めをお答えいたします。

北海道が実施したアンケート結果によりますと、ラーケーションに対して子どもと過ごす時間が増えると期待する方と、経済的理由や保護者の職業などで取得の不公平が生じると心配する方がおられるほか、学習の遅れが生じるとの一定の懸念も見られたところでありまして、導入するかは慎重に見極める必要があるとの受け止めでございます。

●山口かずさ委員 学校現場で懸念事項があることは理解しています。一方で、北海道のアンケート結果では、教育関係者以外の半数以上がラーケーションを肯定的に捉え、子どもと過ごす時間が増える、保護者の休み方の見直しにつながるといったメリットが挙げられています。このことから、制度に対する道民の期待の高さがうかがえ、こうした前向きな声をしっかりと受け止めることが重要です。懸念事項については、具体的な対応策も蓄積されており、先行自治体の取組が参考になります。

これまでの答弁でも、熊本市や青森市から情報収集を行うとのことでしたが、着実に調査を進めているものと受け止めています。できない理由ではなく、どう実現するのかと考えていただいていることかと思っています。

そこで質問です。先行制度を導入している自治体への情報収集や聞き取りを通じて、どのようなヒントが得られたのか、教育委員会の見解をお伺いします。

●佐藤学校教育部長 導入自治体からの情報収集の結果についてでございますが、現在、平日に子どもが休みを取っても欠席扱いにしないという制度を取っている自治体に確認いたしましたところ、利用した家庭からは平日に子どもと過ごす時間を確保できたという、好意的な声も聞かれたとのことでございます。

他方、制度を利用する子どもへの学習サポートを各学校で検討することですとか、教員の事務負担増への懸念ですとか、そういった導入する場合に整理すべき課題について、今回示唆を得たところでございます。

●山口かずさ委員 家族と過ごし、校外で豊かな体験を得る機会は、子どもたちの成長にとってかけがえのないものです。全国で制度導入が広がる中、札幌市の子どもたちがこの制度を活用できない状況は、大変残念であると感じています。

そこでお伺いします。これまでの情報収集の結果も踏まえて、ラーケーションの導入に向けて今後どのように取り組んでいくのか、見通しをお伺いします。

●佐藤学校教育部長 札幌市としての今後の見通しについてでございます。

子どもの健やかな成長にとって、学校での学びだけではなく、家庭における保護者との対話ですとか、体験を通じて学ぶ機会があることは大切であり、ラーケーションはそうした機会の確保につながる取組の一つであると認識はしております。

ラーケーションの導入については、地域社会全体の働き方改革や、休み方改革の浸透がその前提として不可欠であり、札幌市としては引き続き社会情勢の推移を見極めつつ、他自治体の取組ですとか北海道の動向も踏まえながら、制度の必要性について検討してまいります。

●山口かずさ委員 議会でラーケーションを取り上げてから、既に一定の時間が経過しています。北海道のアンケート結果にもあるとおり、多くの道民の皆さんが本制度を前向きに受け止めているようです。必要なのは、さらなる検討ではなくて決断と実行だと思っています。

子どもたちの機会をこれ以上先送りすることなく、明確な方針の下、速やかに導入に踏み出すことを求めて、私からの質問を終わります。

●かんの太一委員長 以上で、第1項 教育委員会費等の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました全案件に対する質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、3月24日火曜日午後1時から、討論及び採決を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これをもちまして散会いたします。

散 会 午後6時43分